調第一七九號

昭和十四年九月

防共協定國國情調査　第十五號

ナチス・ドイツの教育政策、文化政策、社會政策

外務省調査部

緒言

本報告はナチス・ドイツの教育政策・文化政策・社會政策を調査したものであるが、勿論全般を盡したものでなく、云はゞ全豹をトするための一斑として印刷せしめたものである。

尚、本報告は當課佐藤囑託の調査執筆になるものであるが、多分に、執筆者の私見を含むものである事を、念の爲に附言する。

昭和十四年九月

調査部第二課

目次

ナチス・ドイツの教育政策

ナチス・ドイツの文化政策

第三章　勞働政策……一三八

第四章　失業問題……一五〇

第九章　對女性政策

ナチス・ドイツの教育政策

第一章　ナチス敎育觀

ナチス・ドイツの敎育は全體主義の敎育である。その特色は㈠民族主義の敎育であること㈡國民社會主義の敎育であること㈢一國一黨主義の政治敎育であること㈣國防國家主義の敎育であることである。ナチス敎育思想の特色を擧げれば次の如くである（「我が鬪爭」四五一―四八七頁參照）。

㈠　敎育の目的

敎育は共同運命社會の概念に於いて、民族に依る民族への敎育でなければならない。

敎育の第一目的は健康な肉體を育成するにあるから、出來るだけ體育に時間を割き、每日少くとも午前午後に一時間各種の運動競技をなすべきである。健康な肉體を育成するのは、個人とか兩親とかの關心事たるにとゞまらず、國民性の自己保存の要求である。ヒトラーの言葉を借りれば、敎育は、スポオツに依つて美事な肉體を作り上げ、これに燃えるやうな祖國愛と最高の攻擊的精神とを叩き込まなければならないのである。

敎育の第二目的は、精神的諸能力の發達を計る事で、ドイツ國民は他國民よりも絕對的に優越してゐるとの確信を持たすべきである。

敎育の第三目的は、性格の發達を計る事で、意志力及び決斷力の養成と責任感の涵養とに努むべき

である。

科學教育は右の三目的を達した後に爲さるべき事で、教育の目的は、博學な臆病者よりも國民共同體のために價値多き人間を作る事である。

(二) 全人的教育

この思想を最も端的に述べてゐるのは、「青年が學校を去る時には、生半可な平和論者、民主主義者などではなく、完成された一個のドイツ國民として卒業して行くやうに、組織的に教育しなければならない」と云ふヒトラーの言葉である。即ち教育は所謂「百パアセント・ドイツ人」を作るべきだと云ふのである。

(三) 選拔主義

最大多數の人間に最大量の教育（知育）を與へることは、頭腦の遊戲を盛んにするだけで、國家衰亡の因を作るに過ぎない。故に社會にとつて最も多くの價値を有する人間を選拔して、この者にのみ十全の教育を施すべきであると云ふ思想は、ナチスの採る指導者原理から來る當然の歸結である。從つて民族國家の教育の一目的は、國民全體から最も有能な人間を拔擢して、出身階級の如何を問はず、指導的地位に就かせしむるにあるとする。即ち、天才は上流階級とか富とかに無關係であるから、下層階級の有能者に高等教育の機會を與ふべきだとする。この點に就いて、カトリック教會の選拔法を

層階級の有能者に高等敎育の機會を與ふべきだとする。この點に就いて、カトリック敎會の選拔法を模範的なものと見たヒトラーは、指導者學校に於いてこれを實行してゐるが、「民族國家の敎育の一任務は、現在の精神階級に下から新鮮な血を取り入れて、常に更新するやう努めることである」と云つてゐる。

(四) 實際敎育

民族國家の敎育は、實際生活に役立たぬ學科を削減して、「職業に役立つ敎育」たるべきである。然し、數學、物理學、化學等の敎育の偏重は危險である。一般敎育の必要を度外視してはならぬ。この思想から各種職業學校が增設されつつある。

(五) 土の敎育

「地と土」はナチスの尊い合言葉である。農民を「血と土とから生れる新貴族」と呼び、農民はドイツ國民の血統の源泉であり、又、ドイツ國民の食糧供給者である、土に歸れの運動は隷屬からの解放の運動であると云ふナチスは、敎育政策に於いても靑少年をして土に親しましめんとし、新設の學校は、なるべく都市を避けて田舍に置かうとする。後述する田園學年、勞働奉仕團、農業助手制等は、社會政策的意味を度外視すれば、すべて土の敎育の思想に由來するものである。

(六) 政治的敎育

諸家の批評に依れば、ナチスの敎育は政治の一手段であると云はれる。即ち、(一) 學術は國民の矜持

を高める手段たるべきで、世界史のみならず文化史をも、この觀點から敎授すべきである。(二)敎育は愛國心と社會的正義感とを靑少年の心に植ゑつくべきである。(三)問題は唯一つしかない。世界革命がアーリア人種を救ふか、又は永遠のユダヤ人に利するかである。(四)民族國家の敎育の最高目的は、民族心と民族感情とを、本能的に悟性的に靑少年の心頭に燃え立たせることである。

このために、實際敎授に當る者は、(一)各學課中からドイツ國民の名譽となるべきものを抽き出し、これを輝かしい例證として國民の矜持心を高めるとか、(二)ドイツ史から少數の人物を選び出して、これを全國民の共通財とし、この核を絆として全國民を結合するとか、(三)一人の發明家を例に取るとしても、彼が單なる發明家である故ではなく、ドイツ國民の同胞なるが故に偉大なのだと說明するとか、總ての敎育はかかる見地から計畫的に構成されなければならない。

(七) 普通敎育の最後的仕上げとしての軍隊敎育

民族中心の敎育の最後の仕上げは、兵役義務に服することでなければならない。故に、普通のドイツ人の正規の敎育は兵役を以て終了するのである。學校敎育の期間が終了すれば、軍隊敎育が始まる迄、若い國民を監督する國家の權利が一時中絕すると考へるのは愚である。この國家監督の權利は寧ろ不斷の義務であるから、國家はこのための設備をなすべきで(實際には、ヒトラー・ユーゲント、勞働奉仕團、各種成人敎育等がある)、この敎育は大體に於いて軍隊敎育の豫備となるべきである。かく

働奉仕團、各種成人教育等がある)、この教育は大體に於いて軍隊教育の豫備となるべきである。かくすれば、軍隊教育は現在よりも遙かに程度を高め得る。

〔註〕兵役義務

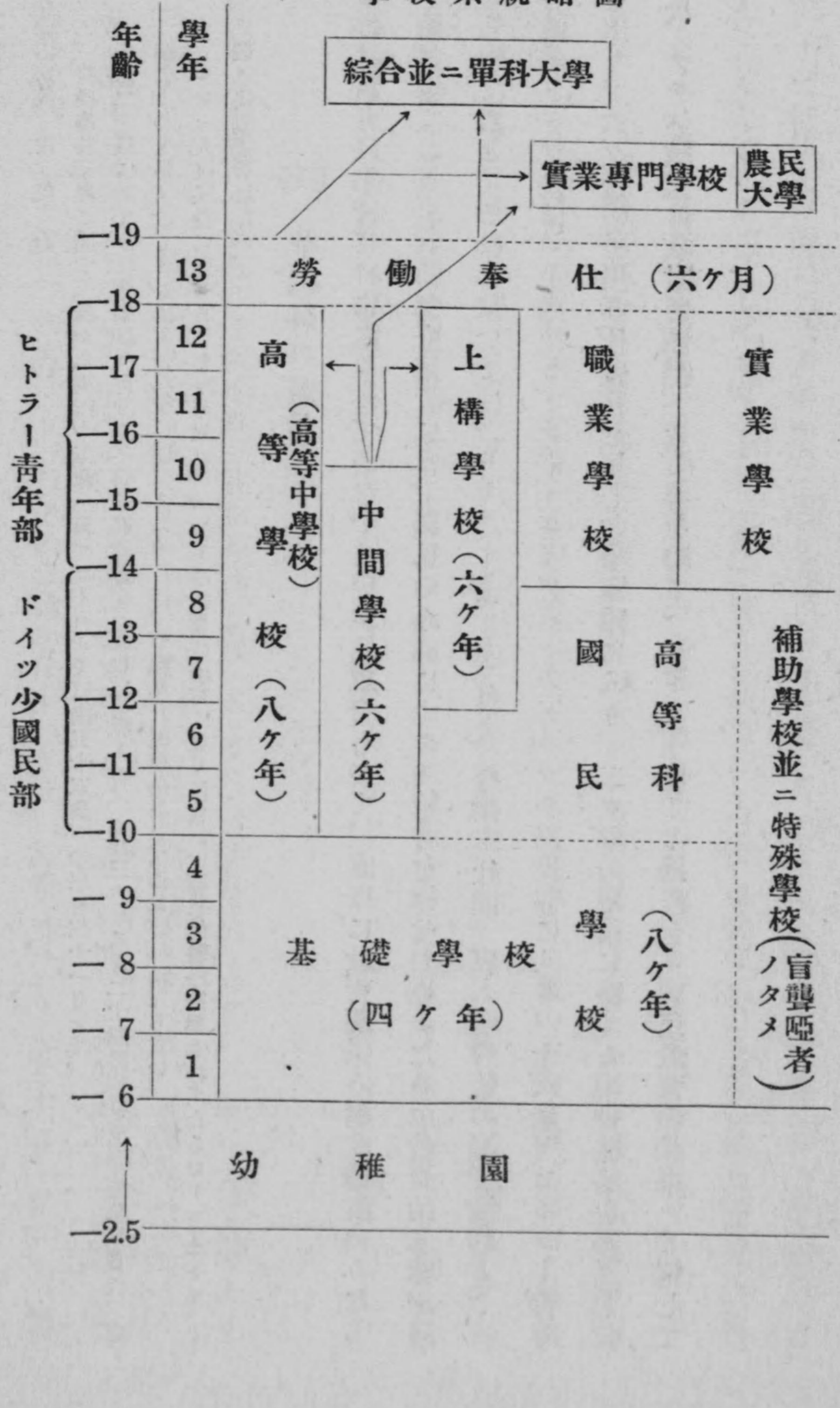
兵役義務期間は滿十八歳から滿四十五歳(東プロイセンでは滿五十五歳)の三月三十一日まで。志願によつて早めることを得る。滿二十歳に達すれば徴集を受け、二年間の兵役義務(現役)に服する(一九三六年八月二十四日の發令)。徴集期日は、ユダヤ人は兵役に服することを得ない。現役に服するためには、勞働奉仕義務を果してゐなければならない。ユダヤ混血兒は士官になり得ない。副牧師職を授與されてゐるローマ・カトリック教徒は徴集されない。

(八) 學校外の教育

これは教育は學校だけに限られてゐないといふ思想であつて、直接に教育關係の制度施設のみならず、殆ど總てのナチス的制度施設には、國民の心魂にナチス精神を徹せしめるための教育的意味が附加せられてゐる。これに就いては、ヒトラー・ユーゲント、勞働奉仕團、成人教育等の項で觸れる。

普通のドイツ人は、十歳でヒトラー・ユーゲントのドイツ小國民部に入り、十八歳でヒトラー青年部を出て、六ケ月の勞働奉仕義務を果した後軍隊に入り、二ケ年の現役に服する現役義務を終了した後は、ナチス黨又は黨附屬團體へ入る事を得る。ヒトラーはこの過程を「國民教育の體系」と稱してゐる。

ドイツ學校系統略圖


年齢
學年
綜合並ニ單科大學
實業專門學校
農民大學
勞働奉仕（六ヶ月）
高等學校（八ヶ年）
（高等中學校）
中間學校（六ヶ年）
上構學校（六ヶ年）
職業學校
實業學校
國民學校
高等科（八ヶ年）
補助學校並ニ特殊學校（盲聾啞者ノタメ）
基礎學校（四ヶ年）
幼稚園
ヒトラー青年部
ドイツ少國民部
—19
—18
—17
—16
—15
—14
—13
—12
—11
—10
— 9
— 8
— 7
— 6
—2.5
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1

〔註〕

（一）女子の學校は幾分之と相違する。

（二）國民學校とは基礎學校四ヶ年と高等科四ヶ年と合せて總稱したもので、我が國の尋常高等小學校に相當する義務教育の學校である。

（三）中間學校とは基礎學校卒業者に更に六ヶ年國民學校以上の教育を授ける學校で、殊に、商工業上の專門的知識を授け、中位の實務者養成を目指す。

（四）高等學校（オーバーシューレ）は從來の高等中學校を整理統一した名稱で、八年制の高等中學校のことである。

（五）上構學校（アウフバウシューレ）は國民學校高等科二ヶ年を終了したものを收容し、主として地方の兒童を私塾の形で教育する。これには大學入學資格が與へられてゐる。

右の如く、教育はナチス世界觀のための鬪爭の一武器に過ぎないが故に、ナチスの教育觀は當然傾向的である。指導者原理なるものは教育行政に對しては秩序と能率とを導入するであらうが、青少年に對しては如何なる結果を及ぼすであらうか。ナチス・ドイツを訪問して教育の事に言及する者の多くは青少年の批判的精神が完全に窒息してゐる、青少年は「フューラァ（指導者）が望む」が故に望み、「フューラーが善し」と云ふが故に善しと云ふ、從つて批判的精神活動は微々たらざるを得ないと報告してゐる。ナチスの教育政策は、指導と命令とに服從する完全なる健康體を多數作り上げるであらう。然し、その完全なる健康體に宿る精神が自由でないならば、ドイツ國民の個々人は單なる彈丸又は小銃の如きものになり終るであらう。それは優秀な文化國たるドイツにとつて決して喜ぶべき事ではない。假令ドイツが永遠に戰爭を欲するにしても、武器を扱ふべき「眞の人間」が拂底するからである。

第二章　ナチスの敎育改革

前章に於いて見たやうに、ナチスの敎育觀は、敎育が父兄の社會的經濟的特殊地位に依存する事を排斥してゐるのは從前通りであるが、被敎育者の個性の進展に就いて、民族國家自體の發展のために有能なる職能分擔者を養育するといふ點で、個人の完成を根本精神とした從來の敎育思想とは全く相違してゐる。從つてナチスは、(イ)敎育の意義目的を國民社會主義的世界觀に依つて統一し、(ロ)この統一の目的のために敎育案敎育方法を確立し、(ハ)從來は非社會的であつた學校の特殊狀態を、國民共同體の活動及び使命と密接に結びつける事に依つて學校の「社會と沒交渉」たる狀態を克服するために、種々改革を行つた。

(一)　ライヒ文部省の新設

從來敎育並びに學的研究に關する行政上の主要權限は各州の官廳にあつて、ライヒ文部省の必要は大戰前より說かれてゐた。ナチスは一九三四年五月一日、ライヒ文部省 (Reichsministerium für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung) を新設して、地方に分散してゐた敎育行政權を中央に集中した。即ち五月一日の大統領法令は、プロイセンの敎育相ルストをドイツ國の文部大臣に任命し、ライヒ文部省とプロイセン敎育省とを合一したのである。文部省は、研究並びに文敎施設に關する一

ス及び文部省とプロイセン敎育省とを合一したのである。文部省は、研究並びに文敎施設に關する一切の事項及び全學校施設に關する事項、更に青年團並びに成人敎育に關する事項の全部を管掌する。

(二) 敎員養成大學の改革

敎員養成大學の改革に就いては、後章「敎員養成施設」に於いて述べる。

(三) 學科目の改革

國民社會主義の世界觀は、前世紀に支配的であつた自由主義主知主義個人主義マルクス主義等を排擊する。從つて敎育科目の選定にも、その科目が國民社會主義思想を被敎育者に喚起するか否かを標準にする。又、現實生活に役立つ知識を尊重するが故に、知識のための知識に終始する如き敎育科目を削減する。生物學、人種學、遺傳學、歷史・地理學等は、體育と並んで、最もナチスに尊重される學科目である。例へば小學校の學科目を見るに、基礎學校にあつては鄕土的科目を基本として行ひ、上級學校（小學校第五學年以後）にあつては總ての學科の實際敎授に當つて、ドイツ民族の歷史及び現在の現實問題から出發し、現在及び將來のドイツ民族に依つて解決さるべき政治問題に結びつける事を目的にする。歷史學の敎授ならば、ドイツ民族と國家との變遷を種族と鄕土といふ立場から考へさせ、この立場に立つて、それを大ドイツ民族の使命といふ問題に結びつける。生理學の敎授ならば、先づ人間の生理衞生保健といふ問題から出發して、ドイツ民族學及び民族政策等にまで導く。卽ち、ナチスの學科目及び敎育方法は個人の運命には關心を拂はず、家族鄕土等の身邊の問題から、眼界を

擴げて、民族及び國家の發展といふ政治的問題へ被教育者を導くのである。一九三五年一月十五日に發せられたライヒ文部省訓令の緒言には、「教授上に於ける遺傳學及び人種學の目的は、その知識によりて附帶せる教科に新しき生命を與へ、且つ民族國家主義的思想を喚起する事に努めなければならぬ」とあり、これは、「ドイツ國内に於ける總ての少年少女は血統統一の必要とその價値とに對する徹底的認識に達する事なしには學校を卒業すべからず」と云ふヒトラーの意志に副ふものである。

(四)　生徒及び學生の選拔

一九三三年四月二十五日の法律は、義務教育以外の學校並びに大學に於いて生徒及び學生の數を職業の需要に足る程度まで制限すべき事を規定した。ナチスの教育觀中に選拔の思想がある事は既に見て來たが、一九三五年三月二十五日の「中等學校生徒選拔に關する規定」中、成績の査定に當つて、「純粹知性的成績に於いて如何に優秀であつても、それは性格的缺陷を補ふ事は出來ない。これに反して、知的業蹟に缺陷があつても、それは性格的身體的能力を充分に顧慮した上で許される。指導者的能力を多分に有ち、その方面の活動を示した者こそ最も歡迎さるべきである」としてあるのは、選拔の思想を益〻明らかならしめる。しかも選拔の思想は單に教育政策に現れるのみではなく、總ての制度組織に適用されてゐる。然し、生徒及び學生の選拔とは入學者の過剩調節を意味するのであつて、その背後には、それ相當の社會的理由がある。一九三三年、内務大臣フリックはドイツ學校制度

て、その背後には、それ相當の社會的理由がある。一九三三年、內務大臣フリックはドイツ學校制度の新統制なる演說をなしたが、「高等教育の不自然な膨張は知識プロレタリアートを激增する事となる」——「國家の要求に應じて入學者を制限する事は、各職能分擔者にその職業の活動分野を確保し、各個人の才能に應じて選拔する事は、各職能分擔者に國民全體內に於ける貴重なる地位を與ふる事である」——「大學教育機關の不健全なる擴大は、國家のために不幸である。現に一九三一年より三三年度までに、男子は約三萬二千、女子は一萬一千の大學得業試驗受驗者があるが、これは社會から要求されてゐる數の三倍以上である」云々の言葉は生徒及び學生の選拔卽ち入學者の過剩調節の社會的理由を示してゐる。

(五) ヒトラー・ユーゲント

ヒトラー・ユーゲントに就いては特に後に一章を設ける。ヒトラー・ユーゲントの活動と學校教育の關係、ライヒ青少年日 (Reichsjugendtag) の設定等も後章に說く。

(六) 學校管理の改革

學校管理に就いては指導者原理を下は小學校から上は大學に至るまで及ぼした。小學校に於いては、校長が指導者で、各教師は擔任學級に對して獨自の權限を持つ。プロイセンでは從來の學校管理機關であつた「學校評議會」「學校幹事」「學校委員」を廢止して、新たに「學校顧問」を設けた(一九三五年四月)。卽ち、自治團體に屬する學校の管理は全然その團體の指導者たる市町村長の責任と

し、又、都市に於ける小學校の經營管理は當該自治團體の指導者としての市長の任務になつた。

大學管理の改革も、同じく指導者原理の適用と國家の監督權の伸張强化とを二つの顯著な特質とする。卽ち、大學總長、評議員、學部長の權限が改められて、從來評議員の手にあつた權限の大部分が總長の專權となり、總長はこれを純然たる諮問機關として必要と認めた場合にのみ召集して意見を徵する。敎授團及び學生團の指導者も、總長の諮問を受ける地位に置かれた。從來は學部敎授の互選であつた學部長の任命は、總長が學部敎授會の建言に基づいて決定する事になり、總長の任命は文部大臣が評議員會の建言に基づいて決定する事になつた。卽ち、從來の敎授會及び評議會を支配してゐたデモクラシイの投票的形式による管理方法が、ナチスの指導者原理に取つて代られ、大學と國家との關係が根本的に改變されたのである。

以上がナチスの敎育改革の大體である。然し、敎育理想を根本的に改革して、次代の總てのドイツ人を眞の國民社會主義者たらしめるためには、新型の學校又は新型の敎授案を發見する事が必要なのではなく、先づ第一に國民社會主義的世界觀を體得した敎員を養成しなければならない。敎員養成は勿論數十年の時日を要するが、これがなければナチス敎育の徹底は期し難いとされてゐるから、次に、敎員養成施設に觸れる。

第三章　教員養成施設

ナチスはその主義として採る國民社會主義的全體國家觀を國民に注入して、ヒトラーの所謂「眞のドイツ人」を作り上げようとする目的から、教員養成制度を改革して、將來の教師だけではなく、現在教職に在る者にも、ナチスの期待する國民教育者としての使命の自覺と使命達成の能力とを要求してゐる。

（一）　教員養成機關の改革

（イ）一九三三年四月二十日と同年五月六日との兩度にわたるプロイセン文部大臣の訓令は、ギリシア語に起源する從來の教育大學の名稱 Pädagogische Akademie を、純粹のドイツ語たる Hochschule für Lehrerbildung に改めた。これは、國際的人間たる世界市民としての教員養成を主たる目的とした從來の方法を廢して、被教育者に眞のドイツ的國民意識を扶植するところのナチス的教員を養成する事を意味するのである。從つて教員養成大學には、民俗學 (Volkskunde) 邊境學 (Grenzlandkunde) 國防地理學 (Wehrgeographie) 等が新たに加へられた。

（ロ）教員と農村との結合を目的として、教員養成大學の所在地を田園に置いた。ハレの教員養成大學をヒルシュブルクへ、フランクフルト・アム・マインのそれをワイルブルクへ移轉せしめたのもこの趣

旨に依る。一九三三年二月十八日に出された文部大臣ルストの訓令中には、「將來敎師たるべき者は、農村生活の特質を理解するのみならず、更に進んで農村及び農民との密接なる內面的結合を把得しなければならぬ。…敎師が農村の自然、歷史及び文化と結合し、農民の風俗習慣を愛し、それに相應する者となる時に、彼は初めて農村學校に於ける眞の敎師に値する者となる。」云々の言葉がある。

(ハ)新しい敎員養成大學は、ラウエンブルク又はザアルブリユッケン等の邊境の地に設けられた。これは指導者學校が邊境の地に置かれるのと同じ精神の現れで、敎員養成大學をして邊境の文化的生活の中心たらしめると同時に、敎員の心に邊境防備の精神を植ゑ附けようとするものである。

(二)　敎員養成大學の入學資格

新制度に依る敎員養成大學の入學資格をバイエルンに就いて見る。(一)中等敎育の修了試驗に合格した二十三歲迄の學力品性優秀なる學生たること。(二)SS又はSA又はHJに屬し、勞働奉仕義務を濟ませ或は軍事敎練の講習を經たること。

(三)　敎員養成大學の課程（例―バイエルン）

最初の半學年は僚友寮に生活し、二年の後、試驗合格者は敎員適任證を與へられ、更に二ヶ年の實習を主とした補習敎育を經て就任する。

(四)　敎員養成大學の管理

(四) 教員養成大學の管理

(イ)教員養成大學管理の原理は、總てのナチス組織の場合に同じく、指導者原理である。

(ロ)一九三五年六月五日に、「教員養成大學の管理統一に關する規程」が出された。これに依ると、教員養成大學に於いても一般大學と同じく、從來のデモクラシイ的多數決形式を廢し、學長を「指導者」として、教授會と學生會とをその二支柱としてゐる。指導者たる學長は文部大臣に直屬し、教授會指導者と學生會指導者とを諮問機關にする。

(五) 師範教育制度

(イ)小學校教員養成機關は、一九三五年秋の學期に二千人の學生を收容する能力があつた。一九三六年度からはこれが約二倍にされた。增加の目的は、ナチス的訓練を經た教員の充實增加に依つて一日も早く教育政策を實現せんがためである。

(ロ)中學校教員は從來綜合大學の卒業生であつた。然し一九三五年十月十二日の改革命令は、「大學の卒業生にして將來中等學校教員の資格試驗を受けることを志す者は、少くとも二學期間、小學校教員養成のための新制教員養成大學に學ばねばならない」と規定した。この規定は、適材の嚴選といふナチス教員政策に出たものであると同時に、初等教員と中等教員との間の疎隔を埋め、ドイツの全教員に國家と民族とへの協同活動といふ共通意志を强めようとするものである。

(六) 教員採用規定

(イ)中等學校教員候補者。一九三五年五月十二日のプロイセン中等學校教員任命規定に依れば、教員候補者は(1)大戰に從軍して負傷した第一線の勇士(2)その他の大戰從軍者(3)一般の候補者といふ順序で採用する。採用の原則は、(1)青少年に國民社會主義を體得せしめる如く教育し得る人格と力量との所有者たること(2)いづれの場合に於いても既婚者に優先權を與へること(3)學識の吟味を嚴にすること。

(ロ)右の要件に滿たない候補者は、これを小學校或は國外ドイツ人學校の教員にする。國外ドイツ人學校の教員は、なるべく三十五歲未滿の未婚者で、ドイツ國外に於けるドイツ民族精神の涵養に努力しなければならない。

(ハ)一九三五年六月八日、國家試驗として統一するための準備として、「州試驗局の設立」に關する法令が發せられ、學術試驗、教員試驗、技藝試驗からなる各州に於ける中等教員の職業資格試驗を規定した。

(ニ)教員を採用するには、何らかの形でナチス的實踐活動を經驗してゐる者が選ばれる。

(七) ナチス精神に依る教員の再教育

ナチス文部當局は、師範教育の改革が實施される以前に教員養成大學に在學した者、又、教員として勤務中の者に對して、ナチス精神を會得せしめる必要を認めた。このため、青年及び一般小學校教員に對する再教育を目的とする短期講習會が各地に開催されてゐる。「ナチス教員同盟」は黨の行政

部と提携して、定期的に、降誕祭と夏季休暇とに大規模な講習會を催す。

第四章　教育界の諸團體

(一)　ドイツ教員共同體 (Deutsche Erziehergemeinschaft. DEG.)

ドイツ教員共同體は一九三三年十二月一日內務大臣フリック (Wilh. Frick) に依り結成されたもので、次の目的を持つ。

(イ) ドイツ教員共同體は、ドイツの全教育界を包攝する領域に於いて、ナチス的意味に於ける眞の民族共同體たること。

(ロ) 有機的組織的なる學制改革に對し、專門的立場より協力すること。

(ハ) 教育者に關する多くの問題を、全體的見地に立ち、ドイツ教育界の有機的體制といふ立場の下に愼重に解決すること。

(ニ) 相互に體驗を交換し、相激勵することに依つて、專門事項の研究に欣然と協力すること。

(ホ) 國外ドイツに於いて教育に從事する人との聯絡を緊密ならしめること。

右の目的を持つ「ドイツ教員共同體」は、ドイツ大學教員團、中等學校教員團、職業學校及び專門學校教員團、商業學校教員團、私立學校教員團、小學校教員團等の部門から成る。

(二) ナチス敎師團 (Nationalsoz. Lehrerbund. NSLB.)

ナチス敎師團は、一九三三年六月、當時バイエルンの文部大臣であつたハンス・シェム (Hans Schemm) を指導者として結成された。全國に十五萬人の團員を擁し、同團發生地バイロイトに本部「ドイツ敎育の家」を置き、各州首都に支部を設く。

(一)大學敎員部 (二)高等學校敎員部 (三)中等學校敎員部 (四)國民學校敎員部 (五)特殊學校敎員部 (六)職業學校專門學校敎員部 (七)社會敎育職業部の七部に分れ、機關紙として「ナチス敎育者時報」(Reichszeitung der deutschen Erzieher) と學生雜誌 Hilf-mit とを發行してゐる。

「ナチス敎師團」は「ドイツ敎員共同體」が政府當局の發令に依つて出來た純專門的自治體であるのに反して、ナチス黨員の自發的意志に依つて結成された政治的團體である。從つて、ナチス黨の一部門をなし、黨のライヒ指導機關中の「敎育家局」(Hauptamt für Erzieher) に監督される。尙、ナチス敎師團の指導者は、ハンス・シェムの急逝後 (一九三五年三月五日)、フリッツ・ウェヒトラア (Fritz Wächtler) がその地位を襲つた。

ナチス敎師團の意義は、內務大臣フリックに依れば、「ナチス敎師團の誕生に依り解消せる若しくは解消しつつある一切の (敎育者の) 協會の復活はこれを禁止し、ナチス敎師團は、政治と世界觀とに鑑み、かの農民戰線勞働戰線に擬して、大ドイツ敎員戰線を形成すべく、シェムの指導下に獨立の政

治的組織」たるのである。

（三）ナチス・ドイツ大學敎師團 (NSD.-Dozentenbund)

ナチス・ドイツ大學敎師團は、一九三五年以來、黨の附屬團體として、黨所屬の大學敎授を統合し、一名のライヒ指導官 (Reichsamtsführer) の指導を受ける。その任務は、大學及び全大學敎員をナチス的に整頓することである。

（四）ナチス・ドイツ學生團 (NSD.-Studentenbund. NSDStB.)

ライヒ學生指導者 (Reichsstudentenführer) に指導される黨の一組織である。一九二六年一月ミュンヘンに創設せられ、一九三四年以來は總統代理ルードルフ・ヘスに直屬してゐる。ナチス・ドイツ學生團の團員は、先づ學生を候補者として採用し、團員として適當であることが證明せられた後初めて加入せしめる。この團體の任務は、ドイツの大學生及び專門學校生の世界觀的政治的敎育であつて、第一學期より第三學期までの全ドイツ大學生を數個の僚友團 (Kameradschaft) に分ち、この細胞組織を通じて任務を遂行する。この團體の寮は指導者養成に用ゐられる。尙、從來からある大學生團はナチス・ドイツ學生團の影響を受けて、議會主義的諸制度を廢し指導者原理を採ることになつたが、同じくライヒ學生指導者の指導を受ける。

（五）ナチス學生鬪爭補助組織 (NS.-Studentenkampfhilfe)

ナチス學生鬪爭補助組織は、一九三一年ヒトラーによつて、大學に於けるナチス運動を支持するために組織されたものであるが、一九三六年五月十四日の總統代理ルードルフ・ヘスの檄によつて、新たなる大任務を引受けた。卽ち、この組織は、全アカデミカア (Akademiker) の結合を得て、ナチス的共同體意識と犧牲心とからナチス・ドイツ學生團を支援する。一九三七年以後、ナチス學生鬪爭補助組織は、黨の承諾を受けた唯一のアカデミカア團體になつた。この組織の指導者はミュンヘンのガウ指導官アードルフ・ワグナア (Adolf Wagner) である。

第五章　將來の黨指導者の敎育制度

政權を掌握して既に六年余を經過したナチス黨の最重要問題は、現在、如何なる方法で將來の黨指導者を養成し、次代の Führer となすかといふ問題である。このための敎育制度には、(一)アードルフ・ヒトラー學校 (Adolf Hitler-Schule)、(二)オルデンスブルク (Ordensburg)、(三)黨大學があり、順次段階を追つて國民社會主義世界觀の下に敎育する。

(一)　アードルフ・ヒトラー學校

アードルフ・ヒトラー學校は、一九三七年一月十五日總統に依つて承認されたもので、各ガウ (Gau) に一校宛、總數三十二校を設立せんとするものである。一九三八年前半、十校の設立が着手された。

（イ）　アードルフ・ヒトラー學校の所屬關係

本校はヒトラー・ユーゲント從つて黨に附屬し、國家には關係しない。即ち、本校は自治制度を採り、同時に所在地區のヒトラー・ユーゲントの管掌に係り、校規維持の權力はヒトラー・ユーゲントに屬する。本校は全然何等の費用をも要せず、宿泊等は總て無料である。

（ロ）　入　校　者

本校で教育を受ける少年は、ヒトラー・ユーゲントに屬する滿十二才に達した少年中から、毎年黨區指導者が選拔し、總數四千人、滿十八才に至る六年間を教育期間とする。入校者は總て後に政治的經歷を踏むべき者である。

（ハ）　入校者選拔の標準

選拔の標準は㈠健康㈡ナチスに對する家庭の態度の二點を重視し、眼鏡を用ゐるとか身體に障害のある少年は、頭腦優秀であつても全く除外する。選拔に際しては、兩親の階級又は財政狀態を顧慮することなく、能力ある少年を採る。

（ニ）　教　育　形　式

本校の教育は、國民政治學校 (Nationalpolitische Erziehungsanstalt) の教育に似てゐる。然し、國民政治學校が國民生活の各分野に於ける指導者を養成するに反し、本校は政治的分野の指導者を養成す

るのである。本校の教育は努めて講義の形式を採り、暗記等を避ける。教授要目その他は、ナチス教育部長A・ロオゼンベルク（A. Rosenberg）が、ドイツ勞働戰線指導者R・ライ（Robert Ley）及びライヒ青少年指導者B・V・シーラッハ（Baldur von Schirach）と協議して決定する。

（ホ）　本校卒業以後オルデンスブルクに入る迄

十二才にして本校に入學した少年は、六年間の課程を受けた後、十八才に達して卒業する。卒業後の七年間に、彼等は勞働奉仕義務及兵役義務を終了し、黨運動を行ふか、大學に入るか、或ひは職に就く。本校卒業者は中等學校卒業檢定試驗終了者と同資格で大學に入學する權利がある。大學入學に關しては、黨運動に關しては、突擊隊（S・A）、親衞隊（S・S）、又はナチス自動車隊（N・S・K・K）に服務する。就職に關しては、自由選擇に任せる。

彼等は二十四才―二十五才に達すれば、自發的に檢査を受け（總數四千人）、選拔された千人がオルデンスブルクに入る許可を得る。

（二）　オルデンスブルク

オルデンスブルク（Ordensburg）又は指導者學校（Führerschule）は、一九三六年、クレシンゼエ（Krössinsee）フオゲルザンク（Vogelsang）ゾントホオフェン（Sonthofen）マリエンブルク（Marienburg）の四ケ所に設けられた。アードルフ・ヒトラー學校の後を次いで將來の黨指導者を教育する。

（イ）入校者の選拔

入校候補者（二十五歳—三十歲）は、自發的に志願し、各ガウ（Gau）每に、ライヒ組織指導官(Reichsorganisationsleiter)の指導する選拔委員會により、ナチス世界觀の諸命題に從つて選拔される。入校資格は、肉體的建康、人種的適格、黨運動の實踐、勞働奉仕義務及び兵役義務の優秀なる終了及び既婚者たるを可とすである。

（ロ）敎育方法

オルデンスブルク全體を通じての敎育期間は三ケ年で、次の四期に分けて敎育する。

(1)最初の一年間、ポメルン(Pommern)のブルク・クレシンゼエ(Burg Crössinsee)に於いて、精神敎育及び體操飛行等の各種スポオツ。

(2)次の一年間、アイフェル(Eifel)のブルク・フォゲルザンク(Burg Vogelsang)に於いて、高度の精神敎育及び體育。

(3)次の十八ケ月間、南ドイツのアルゴイ(Allgän)のブルク・ゾントホオフェン(Burg Sonthofen)に於いて、スキイ及び山岳スポオツ。この期間は半ばをブルク內で過ごし、半ばをアルゴイ・アルペンの山小屋で過ごす（一期間は六週間である）。

(4)次の六ケ月間、東プロイセンのマリエンブルク(Marienburg)に於いて、知的敎育。ドイツ東方

政策の祕密と宣傳術とを授ける。

（ハ）オルデンスブルクの組織

各ブルクの全員は約千人である、各ブルクには、一名の館長（Burgkommandant）、三名の準備指導者（Bereitschaftsführer—三百人から四百人に對し一名宛）、十名の百人組指導者（Hundertschaftsführer）、三十名の僚友指導者（Kameradschaftsführer）がゐる。僚友は五十名より成り、勞働共同體及び敎育共同體を形づくる。學術敎育は科學者を招いて行ふ。適當なる敎師の養成と、敎授案及び敎材の統一的整頓とは、ライヒ指導官アルフレット・ロオゼンベルクに指導される世界觀敎育大學（Akademie für weltanschauliche Schulung）が取扱ふ。

（ニ）オルデンスブルクの生活

オルデンスブルクの被敎育者はユンカア（Junker）と呼ばれる。ユンカアはブルク內に寢食し、一年三回、四週間の期間、個々の黨區（ガウ）に於いて行政的仕事を與へられ、將來の職業を實習する。又、この期間には、全國各地より黨の政治指導者を召集して再敎育を行ふ。

オルデンスブルクに於ける敎育は總て無料で、ユンカアは若干の小遣錢を交付され、それ以上の支出を禁じられる。

各ブルクの近傍には、「歡喜による力團」（K・d・F）のため二千臺の寢臺を有するホテルが設けら

れ、ユンカアと外部との接觸を保つ。このホテル施設は、國民に、將來の指導者が眞に筋肉を發達せしめてゐる狀況を見させると同時に、ユンカアの妻や家族を或る期間ユンカアの近くに住まはしめるといふ目的を持つてゐる。

(三) 黨大學

黨大學はオルデンスブルクの後を次いで最高教育を施す所であるが、目下企劃中で、幾人を收容するか未だ決定されてゐない。黨大學はアルフレット・ロオゼンベルクの監督下に立ち、(一)政治哲學研究所(二)アードルフ・ヒトラー學校及びオルデンスブルクの教員養成所(三)訓練所の三部分から成る。

一九三八年一月十五日、「ケルン、アアヘン」黨區のアードルフ・ヒトラー學校定礎式に於いて、ドイツ勞働戰線指導者ライとライヒ青少年指導者シイラッハとが署名して壁中に嵌めた文書の銘は、最も明らかにナチス教育の精神を示してゐる。卽ち、「ヒトラー總統施政の第五年に於いて、來るべき時代の青年を教育し、ナチスの信念を以てこれを培んため、本校は建設されたり。ドイチ青年の選良は兩親の階級財產信教を問はず、ドイツ國指導の任務に備へるものなり。本學校の卒業者は忠實と從順と友情とを以て實踐躬行國民に範を垂るべきものとす。」

第六章　政治教育

世界大戰が勃發するまで、ドイツに於いては、教育家ペスタロッチ（Pëstalozzi, Joh. Heinr. 1746—1827）の理論に基づく青年運動があつた。この運動の理想は世界大戰後にも存在したが、憂鬱な戰敗の氣分に壓倒された青年達は、どこに頭を擡ぐべきか方向を知らなかつた。これは青年達が指導者を求めてゐた時代であつて、アードルフ・ヒトラーはこの潮流に乘つたのである。周知の如く、ドイツ人は天性軍隊を愛好する民で、何よりも組織されることを望む。故に、ヒトラーがドイツ青年を半軍隊的編成に組織し、青年の生活に目的と矜持とを與へる如き說を敎へ始めた時、その反響は頗る大であつた。ドイツ青年は、ドイツがヴェルサイユ條約の屈辱から解放されて、再び昔日の光榮を得るための選ばれたる道具であると感じ、純粹な感激の炎を燃え上らせた。

青年層の大なる支持を得たヒトラーは、時を逸せず、彼等を敎育し始めたが、曾て哲學者フィヒテ（Fichte, Joh. Gottl. 1762—1814）がなした如く、國民主義の精神を喚起することに重點を置いた。一九二五年、ヒトラーは「我が闘爭」中に、「現在崩壞の狀態に在つて、總ての人間から足蹴にされてゐる我がドイツ國民は、自信に依つて作られる暗示力を必要とする。この自信は、國民の青年層に子供時代から涵養されなければならない。彼等のすべての敎育と訓練とは、彼等が他に比して優者であ

るとの確信を彼等に與へる如き方向を取るべきである。肉體の强靱と器用とによつて、青年の自國民が打ち負かされるものではないとの信念を囘復しなければならない」と書いた。かくて、曾ては「詩人と思想家の國」といふ誇を持つてゐたドイツ國民は、かかる形容辭を國民的墮落の徵と見るやうに敎へられ、頭腦のみを使用してゐた過去の時代を輕蔑し、國家卽ち國民共同體に奉仕すべき行動精神を注ぎ込まれることになつた。從つて、ナチス精神を國民に理解せしめるための活動は頗る活潑である。

(一) 國民政治學校 (Nationalpolitische Erziehungsanstalt)

國民政治學校は、一九三三年以後設けられたもので、十五校あり (Plön, Köslin, Berlin-Spandau, Potsdam, Wahlstatt, Schulpforta, Ilfeld, Klotzsche bei Dresden, Ballenstedt a. Harz 等)、略してナポラス (Napolas) 又はナポリス (Napolis) と呼ぶ。名稱が示す如く、政治敎育を與へることを主要目的とするが、オルデンスブルク等が將來の黨指導者を敎育せんとするに反し、國民政治學校は國民生活の各分野の指導者を養成するのである。

(イ) 入校者の資格

國民政治學校は十五校しかなく、各校が四百名以上を收容しないから、入校競爭は劇烈である。財產、階級が重要視されないのはオルデンスブルク等に同じく、頭腦の點も餘り問題ではない。

入校者の資格は、(一)人種的に健全たること。卽ち、兩親祖父母曾祖父母がアーリア人種であり、兩

親は忠誠なる國民社會主義者として優秀な記錄を持たなければならない。㈡肉體的に健康なること。㈢性格的人格的に優秀なること（或る場合には、金髮碧眼たることが人格を保證する）。

（ロ）本校の管理

本校は國家管理で、文部省內の特別課の監督下に置かれ、學費は兩親が負擔する以外を國家が支給する。敎師と學生とは軍隊式制服を着け、學校は純然たる軍隊式である。尙、本校には「學生の家」(Schülerheim) が附屬してゐる。

（ハ）敎育方法

本校の敎授プランはドイツ上構學校 (Oberschule) のそれに基づく。主要學科目はドイツ國民財、遺傳學、種族保護、陸上競技その他のスポオツに依る身體鍛練である。

然し授業の大部分は、㈠肉體を著しく發達せしめ、㈡戰鬪精神を養ふ如き鬪戲である。

校內では敎師が主たる權力を握つて活動し、將來指導者たるべき青年に對して、責任を以て指導すべき機會が餘り與へられない。從つて、「青年は青年に依つて導かるべし」といふスロオガンは實現されてゐない。

（ニ）朝祭 (Morgenfeier) と日時祭 (Sonnenwendfeier)

朝祭と日時祭とはキリスト敎的儀式を驅逐せんとする新しい儀式である。

(1)朝祭。朝祭は主として講堂又は改造した禮拜堂に於いて行はれ、愛國的な音樂を伴奏として、若干の短い愛國詩又はナチス史の感動的な事件を歌ふ。

(2)日時祭。日時祭は冬至と夏至とに行はれる。總ての行事が事前に注意深く下稽古された後、全校が附近の丘の上に巨大な祝火を圍んで集まる。軍隊式に隊列を作つてゐる生徒達の中から、一人がナチス的信條の或る一節又はヒトラーの演説の拔萃を詠唱する。それから合圖に從つて全校が歌を合唱する。最後に校長が、儀式の意義を强調し、神の永遠の賜物たる太陽に感謝し、自分達が數世紀前に祖先がなしたと同じ道に於いて行動してゐることを指摘する。

(ホ) 卒業以後

本校の生徒は、十八歳に達すると學校を出て、勞働奉仕團に入り、國民政治學校に在學したことに依つて、勞働奉仕團群の指導者に任ぜられる。勞働奉仕團は別章に述べる如く、あらゆる階級の青年を組織的に結合して共同の勞働に從はせる外、政治教育を授ける好機會として利用される。勞働奉仕義務を終へた後、二ヶ年の兵役義務に服し、以後は大學に入るなり職業に就くなり自由である。

(二) 成人教育

成人教育の機關としては、民衆圖書館と民衆大學との二つがあつて、民衆大學には、家塾的設備に

數ヶ月寄宿して相互に研究作業を行ふ家塾民衆大學と、職業に從事する者の便を計つて夜間開かれる夜間民衆大學とがある。これらは總て自治團體に依り維持され、大いに進步してゐるが、現在では、知的或ひは職業的補習の敎育ではなく、純然たる政治敎育の機關になつてゐる。

又、ナチス共同體「歡喜による力團」（K・d・F）中の「ドイツ國民敎養部」(Amt Deutsches Volsk-bildungswerk) が、成人敎育を行ふ。卽ちドイツ成人敎育課の任務は、(一)現存の成人敎育所の監督奬勵と、新しい成人敎育所の設置。(二)世界觀敎育を目的とする敎育の實施（講演、講演旅行、敎課、共同勞働）、敎養を擴げ藝術的創造力を養ふことに依つて個々人の能力を高めることである。敎育範圍はナチス思想の外、民族學、遺傳學、公衆衞生、歷史、鄕土學、國家學、經濟學、藝術、自然科學、工學に亙る。音樂、繪畫、塑像、寫眞等に依り、創造的形成力を養ふ。ドイツ語、外國語、速記等の課業に依り、職業能率を高める。また博物館、美術館等の見學、旅行、休養宿泊等が催される。民衆圖書館、巡回圖書館がある。一九三五年から三六年にかけての冬、成人敎育の催し事に參加した人員數は五百萬以上に及んだ。

第七章　歷史敎育

ナチス理論によれば、ドイツ國民は運命によつて人類の指導者たるべき高い任務を課されてゐる。

この指導者の地位を略取することが、ドイツ國民の生活の意味であり内容である。略取が成功しなければ、ドイツ國民の生活は目的を失つたのである（「ナチス教育」中のフリイトリッヒ・ヒラアの論文による）。「ドイツは一等國たらざれば無になる」（ヒトラー）のであるから、ドイツ國民は、世界指導といふ不動の大目的を樹立して、これが實現のために諸力を統一綜合すべきである。この場合に、歴史教育は、ドイツ國民が地上の諸國民の指導地位を要求する權利があることを證明しなければならないのである。一九三三年六月二十二日に布告された「歴史書に對する諸基準則」を説明する前に、ナチス歴史觀歴史教育觀の特色を見よう。

(一) 歴史教育の目的

フランス人やイギリス人は數百年來、世界の諸國民を指導することを目的として努力してきたが、ドイツ人は同時に數千の星に向つて手を伸べ、常に空手で立つてゐた。「確かにドイツ國民ほど歴史に學ばねばならぬ國民はないであらうが、ドイツ國民ほど歴史を應用することの下手な國民はないであらう」（ヒトラー）。然し、「『歴史を學ぶといふことは』、われわれが歴史的事件として眼前に見るかの諸作用へ導く原因となる諸力を探り見出すことである」（ヒトラー）。故に歴史教育は、ドイツ青年のドイツ國民及び國家との國民的結合の感情を鼓舞し、青年の行動意志を、就中、ドイツ國民及び國家のための青年の國防意志と犧牲心とを覺醒せしめ、歴史を理解することより發して、國民及び國

家のための政治的見解と行爲とに影響を與へなければならない。

（二）　歷史敎育と政治敎育

歷史敎育は「自國民の政治的事件に當つて、自己の意見を決めるに必要な程度に、歷史に通じさせなければならない」（ヒトラー）。從つて、歷史敎育は何よりも先づ政治敎育に仕へなければならないし、寧ろ政治敎育たるべきである。例へば、ドイツの領土政策は、ドイツが一等國になるための手段である。故にドイツは領土を要求する權利があるし、領土を戰ひ取ることはドイツの義務である。このやうな明白な國民的目的を糊塗するのは、餘計なこと、不適當なこと、危險なことである。歷史敎育は、ドイツ國民の世界指導といふ根本的要求に應じて爲され、この要求を實現するために役立つもののはすべてこれを引き寄せて、靑年に近づけなければならない。

（三）　歷史敎育と人種問題

歷史敎育は、人種問題が世界史の鍵であること、ドイツ國民がアーリア種族の核心をなす國民であつて、高い文化の保護者であり創造者であること、國民社會主義國家は理想的な國家組織の具體化であつて、北方種族の素質と人生觀とに調和一致するものであることを示さなければならない。

（四）　歷史敎育と混血問題

アーリア人種は文化を創造する人種であつて、今日の世界にその文化像を植ゑつけてゐる事實は、

最早證明を要しない。アーリア人種は全世界に文化を創造し、低劣な種族をより高い段階へ引き上げたのである。更に、現在のアーリア諸國民の發展史を先入見に捉はれずに觀察するとき、ドイツ國民は、その能力と行爲とによつて、その限りない理想主義によつて、正しくアーリア諸國民中第一等の地位を要求することを得るとの結論に達する。然し過去を顧みるとき、支配者であつたアーリア諸國民が自然律に反して、固有の血の純潔を穢し、低級な血と混血することによつて自らを破壞したが故に、滅亡しなければならなかつたことを學び知る。

歷史教育は、自國民と他の諸國民との生活を前述の心構へで見て、混血を忌み、血の純潔を保つ氣風を養ふべきである。

(五) ドイツ史中心の歷史教育

前述の如き目的意識を持つ歷史教育は、第一にドイツ史を取扱ふべきで、その理由は說明の要がない。他國民(ギリシア人、ローマ人、フランス人、イギリス人等々)の歷史考察から出發して、その後にドイツ史に至るといふ方法は誤まつてゐる。この方法は、他國民の業蹟を過大評價させて、自國民のそれを貶價させる傾向がある。かうした教育法の惡影響を蒙つてゐるドイツ人は、古代の文化的諸國民をドイツ國民よりも遙かに優越したものと考へ、ドイツ國民の祖先を生活樣式をも文化をも持たない野蠻人だと見下す傾向が多い。古代史を取扱ふのに、ドイツの前史を繼子扱ひにしたのは、ド

イツ國民とその過去とに對して重罪を犯したのである。故に、如何なる歴史考察も歴史教育も、ドイツ史を基礎とし中心とすべきであり、ドイツ史を中心として自己の認識を促進し深化せしめるに必要な限りに於いて、他國民の歴史を考察すべきである。

（六）歴史教育と生物學

生物學の法則は、歴史資料を選擇し敍述するための指導原理である。

（七）歴史教育の資料

歴史資料は資料自體のためにではなく、假借するところなき生起の有機的法則性を明らかにするために敍述さるべきである。記憶の重荷になる煩雜多岐な個々の事件を羅列するのみで、何ら内的關聯を持たず、學生の心に國民と祖國とに對する獻身の念を喚起せしめないやうな歴史教育は無價値である。從つて、取扱ふ資料は大いに簡約し、ドイツ國民にとつて重要でないものは、躊躇なく捨て去り、大體の發展の線を知らしめ、過去の事件の現代に對する關係を明らかにするやうな資料を選ぶべきである。これに對して、ヒトラーは次の如き意見を述べてゐる（「我が闘爭」四六八―四七〇頁參照）。歴史教育は、煩雜な歴史的年代又は事件の羅列を止めて、大體の發展の線を示せば足りる。歴史を學ぶのは、單に過去を回顧するためではなく、歴史のなかに、將來と國民性保存とのための教師を見出すためである。古代史の研究は中止すべきでなく、ギリシアの文化理想とローマ史とは、永久

に最良の教師である。何よりも民族問題を中心とした世界史を書くことが必要である。

(八)　歴史教育の敍述

歴史資料の敍述は、資料を歪めず、子供が讀むにふさはしく、眼前に躍動するが如く具象的で、戯曲的生彩に富まなければならない。青年を魅了し盡すものでなければならない。更に、歴史教育は他の如何なる教育にもまして、常に新たなる感奮、行動意慾、犧牲心を喚起するやうな意味深い震憾的な體驗にならなければならない。かくしてこそ歴史教育は國民社會主義的教育の、眞に使用に堪へる武器たり得る。

歴史教育詳論

前述したやうに一九三三年六月二十二日に「歴史書に對する諸基準則」が發布されて、從來の歴史教育に於て充分注意されてゐなかつた諸點を指摘し、將來これを詳細に取扱ふべきことゝした。世界各國に國民主義が擡頭し、國民意識を喚起する必要上、國史尊重の念が盛んになつた結果、歴史教育が新しい眼で見られてきた。ナチス歴史教育を詳說する所以である。

歴史教育の大體に就いて

(一)　ゲルマン祖先の文化に對する見方を改めること。

從來の歴史教育はゲルマン祖先の文化の高さを過少評價してきたが、これを改めて、前史より現代

史に至るまで、民族（Rasse）の意義を强調しなければならない。

（二）國民的思想を强調すること。

數百年以來、國際的思想はドイツ魂を腐蝕せしめんとしてゐる上に、ドイツ人は他國民よりも、他國の思想に捉はれる傾向がある。故に、國際的思想に對抗して國民的思想を强調しなければならない。

（三）國外同胞の運命を顧みること。

國民的思想は國民同胞的思想と密接に關聯してある。今日、全ドイツ人の三分の一はドイツ國外に居住してゐるから、ドイツ史を取扱ふ際の歷史觀察は、ドイツ國境內に在る領域に局限さるべきではなく、常に國外同胞の運命を顧みなければならない（ナチス・ドイツの文化政策中の「對外文化政策」の項を參照）。

（四）文化史は政治史の下位を占むべきこと。

狀態の變せざるものゝ敍述（文化史）は、偉大なる發展の諸段階を明らかにするためには重要であるが、諸國民の運命を描く政治史よりも優位を占めることは許されない。歷史を形成する諸力を明らかにして、學生を個々の事件の煩雜に迷はしめることなく、大體の線と深い諸關聯とを知らしめて、政治的判斷及び意思の形成に資することが肝要である。

（五）英雄思想を鼓吹すること。

現代の指導者思想はドイツの過去の最古の諸模範と結びついてゐる。この指導者思想と關聯せしめて、歴史教育の各段階をゲルマン的英雄思想によつて貫かなければならない。英雄思想は生徒を感奮せしめるものである。英雄思想は直接に英雄的世界觀へ導くが、かゝる世界觀はゲルマン人種の一たるドイツ人の本質に最も愜つたもので、國民的自己主張の鬪爭中、常に新たなる力を注入するものである。

歴史教科書の細目に就いて

（イ）氷河時代から、文化は種族の創造であつたこと。

教科書は、中歐の太古史（氷河時代）の敍述から始めて、ネアンデルタール（Neanderthal）アウリグナク（Aurignac）クロマグノン（Cromagnon）等の特定の種族が、獨特の文化の擔者であつたこと、卽ち、既に太古史に於いて、文化は種族の創造であつたことを明示すべきである。この事實は後世の種族混淆のために曖昧にされたが、止揚されてはゐない。

（ロ）ヨオロッパの歴史は北方種族諸國民の事業であること。

有史前の時代が始まる前に（後期氷河時代）、中歐と東歐とには北方種族その他が擴散した。北方種族及び他のヨオロッパの基本種族の分布地域は、簡單な素描によつて明らかにすべきである。ヨオロッパの歴史は北方種族諸國民の事業である。これら諸國民の文化の高さを教へるものは、彼等の手にな

る石器及び銅器の遺物のみでなく、精神的領域で科學の道を拓くべき諸業蹟である。高度の發達を遂げた北方の（インドゲルマンの）主要言語は、ヨオロッパの他の諸種族の言語を完膚なきまでに驅逐した。

（ハ）　北方種族がエジプトにまで移動したこと。

近東及び北アフリカへ至る道は、既に紀元前五世紀に行はれた筈の最も初期の北方種族の移動によつて歩まれた。これは、北方種族の頭蓋骨が最近古代エジプトの墓穴中に發見されたこと、北アフリカ海岸地方に金髪白皙の國民がゐたことが早くから知られてゐたことによつて證明される。ズメール人の種族的由來はまだ明らかでないが、彼等の言語はインドゲルマン語の姉妹語と幾多比較することが出來るので、この事實は、嘗て北方種族の征服者層があつたと想像すれば、容易に説明される。

（ニ）　混血によつて滅亡した血縁國民の運命を銘記せしめること。

近東の歴史に決定的影響を與へたのは、本來は北方種族であるインド人、メーデ人、ペルシア人等の業蹟であつた。彼等がインドとペルシアとに於いて高度の文化を創造した後、異種族の血の優勢下に遂に滅亡した次第を、學生は自分と血を分つ者の運命として銘記しなければならない。

（ホ）　ギリシア人の歴史は、これを中歐の地域から種族史的に見るべきこと。

ギリシア人の歴史は、これを中歐の地域から見て、ドイツ人と最も近い種族的同胞の問題であることを新たに强調しなければならない。從つてギリシア藝術に對するドイツ人の內的關係は、支那藝術又は日本藝術に對するとは全く異なるものである。北方ギリシア人は征服者として、國土の支配者層を形づくつた。階級間の鬪爭は、南方では、種族の對立が原因であつた。スパルタでもアテネでも、完全なる市民權を有する市民は、土着の住民と奴隸とに比して小數であつた。土着の住民及び奴隸は少くともアテネでは、大部分が近東系統のものであつた。從つて、デモクラシイと無制限の種族混淆とによる階級間の差別の撤廢は、產兒減少に拍車をかけて、ギリシアに於ける北方種族の運命を定めた。ギリシア文化の沒落は急激に蔓延し、ギリシア國民は二百年程で完全に無價値になつた。

（へ）ローマ史をも中歐から種族史的に見るべきこと。

イタリイの北方諸國民の歷史は、ここでもドイツ人との血族關係を感せしめるやうに、中歐に於いて始めなければならない。貴族と賤民との鬪爭は特に種族鬪爭として理解しなければならない。從つて、賤民に貴族との結婚を許すことに對する激しい反對も、特に種族鬪爭と考へなければならない。ローマ人のうちの北方種族は、絕えざる戰爭によつて殆ど根絕された。ティベリウス時代では、古い貴族の種族中僅かに六つだけが生き殘り、イタリイ住民の大多數は東洋の奴隸の子孫であつた。この希望のない狀態こそ、ローマ人のストア的世界觀の背景であつた。かくして、時代の轉回期には、ヨ

オロッパ南部の非北方化が殆ど完成されてゐた。

(ト) ゲルマン民族移動の意義は、種族混淆のために墮落したローマ帝國に新鮮な北方の血を注いだ點にあること。

ゲルマン民族移動の最も深い意義は、ゲルマン諸國民が種族混淆のために墮落したローマの世界帝國に新鮮な北方の血を注いだことにある。從つて、中世の新文化の花が咲いたのは、ゲルマン諸國民が永續的に居住した國々だけ、即ち北部イタリイ(南部イタリイではない)、スペイン、フランス、イギリスであるが、バルカンではない。北方種族のワレェーゲル (Waräger) がロシヤに與へた影響は僅少であつたから、あの厖大な土地に文化を創造する力を植ゑつけることが出來なかつた。ゲルマンの上層が中歐西歐南歐に於いて中世文化の擔者であつたといふ事實から、ヨオロッパの騎士道精神の花が至るところで同じ相貌を見せた理由が理解される。

(チ) 東エルベ地方再獲得の意義を從來よりも强調すること。

中世ドイツの最大の行爲である東エルベ地方再獲得の意義は、從來よりも强調しなければならない。この際、民族移動前の狀態に結びつけて、スラヴ諸國民がまだ貧しい漁師としてプリペエトの沼澤地方に居住してゐた時代には、この東エルベ地方がワイクセルに至るまで、ゲルマンの土地であつたことを新たに指示すべきである。然し、國民的なものを强調することが、偉大なるドイツの勢力展開の

一時代であつた中世を不正當に判斷することになつてはならない。當時、國民國家を建設することは、例へばフランスがその從屬國家たるプロヴアンス、ブルグント、ノルマンディー、フランキエン、ロオトリンゲンを以て示してゐるやうに、ヨオロッパの如何なる土地に於いても成功しなかつたのである。

(リ) 國際的影響が漸次強くなつてきた近世史に於いては特に國民的なものを强調すべきこと。

近世史になつて初めて、國民國家への發展が見られる。然し、近世になつて以來、國際的な影響が次第に強く働きかけてくる。この影響はドイツの血、ドイツ語、ドイツ法、ドイツの國家觀、遂にはドイツの全世界觀のなかへ、遺憾にも外國のものを過度に侵入させた。ドイツの國民意識は外國的なものに對抗して作り出さるべきであつて、現在、ドイツの古代を深く研究してドイツ國民に新しい力を注入しなければならない。種族に獨特なものを考へる時には、ドイツ內外の國民同胞を結びつける血の絆を强調しなければならない。北方諸國民は運命共同體をなしてゐることを感じ、北方文化の存續は、この運命共同體の維持如何に左右されることを思はなければならない。

(ヌ) 最近史は歷史觀察の主章たるべきこと。

「われわれの時代の最近二十年間は、歷史觀察の主章をなさなければならない。世界大戰、ドイツ國民の敵國に對する英雄的戰鬪、祖國の裏切者達による我が抵抗力の潰滅、ヴェルサイユ條約による我

が國民の權威喪失、自由主義的マルクス主義的世界觀の沒落は、國民社會主義思想の出現とポツダム國會に於けるドイツ國民共同體の復治とに至る國民の覺醒の開始と同じく、詳細に取扱はなければならない」（一九三三年五月九日の閣議に於ける內務大臣フリックの言）。

小學校の歷史教育方針

小學校では歷史教育に用ふべき時間が少いから、教材の配列に特別の注意を拂はせる。

二學年から歷史入門としてドイツの童話、三學年から鄉土と結びつけて、ドイツの傳說と英雄傳說とを教へる。四學年から、有史前の時代及び古代史の簡單な歷史を教へ始め、歷史的事件の敍述を中學校に於けるよりも一層多く偉大な指導的人物と關聯せしめる。この場合——小學校最上級に於いては特に——發展の大體の線と歷史生成を動かす根本的な諸力とを明らかにしなければならない。最近史は、現代の課題の困難を理解せしめるために、小學校に於いても特に詳細に取扱ふ。

第八章　ヒトラー・ユーゲント

（一）　ヒトラー・ユーゲント運動の發展

ナチス的青少年組織を作らうとの思想はヒトラーが抱いたものであるが、ヒトラー・ユーゲント（Hitler-Jugend）なる名稱はユリウス・シュトライヘル（Julius Streicher）が與へた。ヒトラー・ユーゲン

トの最初の群を組織したのはクルト・グルウバア (Kurt Gruber) で、彼はプラウエン (Plauen) に在つて、ザックセンのヒトラー・ユーゲント（以後はＨＪなる略號を用ゐる）を組織したのである。やがてフランケン (Franken) にもルードルフ・グウゲル (Rudolf Gugel) の指導下に多數のＨＪ群が生れた。グウゲルは現在フランケン區指導者である。

クルト・グルウバアはヒトラーにより任命された最初のＨＪのライヒ指導者であるが、一九二六年、資金もなく援助もなくして、後のＨＪの基礎を作つた。一九二九年の黨大會の日、初めて二千人のＨＪが行進した。

當時ＨＪの指導者が黨指導機關内に占めてゐた地位は明確なものではなかつた。グルウバアは多少とも、當時のＳＡ指導者ハウプトマン・フォン・プヘフア (Hauptmann von Pfeffer) に下屬してゐた。次いで、暫定的に黨裁判所長官ワルタア・ブウフ (Walter Buch) が、黨の青少年課の指導官になつた。現在のライヒ青少年指導者シイラッハは、この時、グルウバア等と共にワルタア・ブウフの下に就いた。シイラッハが編輯した雜誌「ドイツの未來」(Die deutsche Zukunft) ——現在では「意志と權力」(Wille und Macht) となつてゐる——は、當時既に青少年組織の指導雜誌であつた。

一九二八年以後は、アルフレット・ロオゼンベルクがナチス青少年運動に助力した。當時の問題は、各地に組織せられた多數の團體を、如何にして統一するかといふことであつた。

一九三〇年、ヒトラー自身がＳＡの最高指導者になつた時、ナチス青少年組織はＳＡに結合された。クルト・グルウバアは健康を害ねて引退した。一九三一年十月三十日、バルドウル・フォン・シイラッハ (Baldur von Schirach) が、ＳＡの群指導者 (Gruppenführer) の地位を兼ねて、黨のライヒ青少年指導者 (Reichsjugendführer der NSDAP.) になつた。

迫害の時代

一九三〇年、政府の命令に違反しヴェルサイユ條約に反對したため、シイラッハはケルン (Köln) 監獄に投ぜられた。然し判決宣告後に放免された。彼は先づミュンヘン次いでグラアツ (Graz) に行き、この地の學生團體を指導した。

グレエナア (Groener) によるＨＪの禁止

ヒトラーはＳＡが禁止されると共に、これに附屬してゐるＨＪも禁止されるのを防ぐため、シイラッハと謀つてＳＡとＨＪとを分離することにした。然しグレエナアはＳＡをもＨＪをも禁止した。從つてナチス青少年運動は制服もなく徽章もなく、僞裝して運動を續けることになつた。當時のＨＪは青い船乘帽、白い襯衣、褐色の上衣か普通服を着て、盗賊團の如き有樣でドイツ中を廻つた。然し、この時期にこそ、運動の最良の人的要素を得た。不斷の危險の中に、家宅搜索と拘留とに脅かされつつ、ポケットにピストルを忍ばせて、運動が續けられた。

當時ナチス青少年組織の參加員は約三千五百人に達し、應募者數は日毎に增加した。又、ミュンヘンのホテル「帝國の鷲」(Der Reichsadler) の最上階全部を運動のため使用することが出來た。

グレゴオル・シュトラサア (Gregor Strasser) との對立

ナチス青少年運動がホテル「帝國の鷲」を使用するやうになつた時、同じホテルに組織部一の事務所を置いてゐたグレゴオル・シュトラサアと青少年との關係が險惡になつた。シイラッハはこの問題をヒットラーに諮つた。シイラッハはドイツ各地からの情報を得て、當時權力を振つてゐたシュトラサアの惡評を知り、又本能的にシュトラサアの性格が賴み難きものであると感じてゐた。ナチス青少年組織はヒットラー・ユーゲントたるべく、シュトラサア・ユーゲントたるべきではなかつた。

ポツダムに於けるライヒ青少年日 (Reichsjugendtag)

一九三〇年から三一年にかけて、ナチス青少年運動は資金の缺乏に最も惱んだ。然し一九三二年十月二日には、十萬人以上の青少年がポツダムに集合し、七時間半に亙つてヒットラーの前を行進した。この集合は黨の最初のライヒ青少年日であつた。

ドイツ青年同盟委員會 (Reichsausschuss der deutschen Jugendverbände) の占領

ナチスが政權を獲得した後、シイラッハは、ベルリーンのアルゼンシュトラアセ (Alsenstrasse) に在つたドイツ青年同盟委員會を占領した。この委員會はプロインセンの將軍フォクト (Vogt) を戴いて、

ドイツ青少年の大同團結を計つてゐたものである。フォクト將軍は事態の必然性を認識して、ＨＪの指導に參加した。ドイツ青少年同盟委員會は、ドイツの各青年團體の强みと指導的人物とを知るための豐富な材料を提供した。かくてはＨＪは、フォン・トゥロオタア提督（Admiral von Trotha）を長とする「大ドイツ青年同盟」(Der Grossdeutsche Jugendbund) と折衝することになると同時に、ドイツ青年宿泊所同盟（Reichsverband für deutsche Jugendherbergen）を併せた。

ドイツ國青少年指導者（Jugendführer des Deutschen Reiches）

一九三三年七月中旬、バルドウル・フォン・シイラッハはドイツ國青少年指導者に任命せられ、同時に、任務遂行のため各地に委託者を任命する權限を得た。又、內務大臣フリックが青少年問題を後見することになつた。

シイラッハは第一の處置として大ドイツ青少年同盟を解散せしめた。フォン・トゥロオタア提督は海軍ヒトラー・ユーゲントの名譽指導者に任ぜられた。鐵兜團（Stahlhelm）がＳＡに合併せられた如く鐵兜團の青年組織たる「シャルンホルスト」(Scharnhorst) がＨＪに合併せられた。その他の諸小團體は何等の困難もなくＨＪに合併せられた。マルクス主義的青年團體は、ドイツ青年同盟委員會が占領された時に禁止された。かくて、一九三三年一月三十日に百萬人であつたＨＪは約三百萬人になつた。然るに尙、新敎青年團とカトリック敎青年團とがＨＪに對立してゐた。

新教青年團とＨＪ

一九三三年末、ライヒ僧正ルウトウィッヒ・ミュラア (Ludwig Müller) とＨＪ指導者シイラッハとの間に、新教青年團とＨＪとの合併が議され、次の協定を得た。

(1)新教青年團はナチス國家による ドイツ青年の統一的國家政策的教育を認め、ＨＪを國家理念の擔者と見る。十八才以下の新教青年はＨＪに編入される。ＨＪの團員にならない者は、十八才以内では新教青年團の團員たることを得ない、(2)陸上競技及び國家政策の教育は、十八歳迄はＨＪに於いてのみ行はれる。(3)新教青年團の全團員は、ＨＪに從屬するのであるから、ＨＪの制服を着る。

この協定が結ばれた後、新教青年團はＨＪに編入せられた。

カトリック青年團とＨＪ――「ＨＪに關する法律」

一九三三年以來、五十萬人の青少年がカトリック教諸團體からＨＪに移つた。然し、カトリック教青年團そのものは、倘暫く、その宗教的指導者によつて指導されてゐた。然るに一九三六年十二月一日公布の「ＨＪに關する法律」は、その第一條に、ドイツ國内の全ドイツ青少年がＨＪに於いて總括せられる旨を規定して、この狀態を改めた。

「ＨＪに關する法律」の第二條は、全ドイツ青少年が、家庭及び學校以外ではＨＪに於いて、國民及び國民共同體に奉仕すべく、國民社會主義の精神に於いて、肉體的に、精神的に、道德的に教育せら

るべきことを規定した。

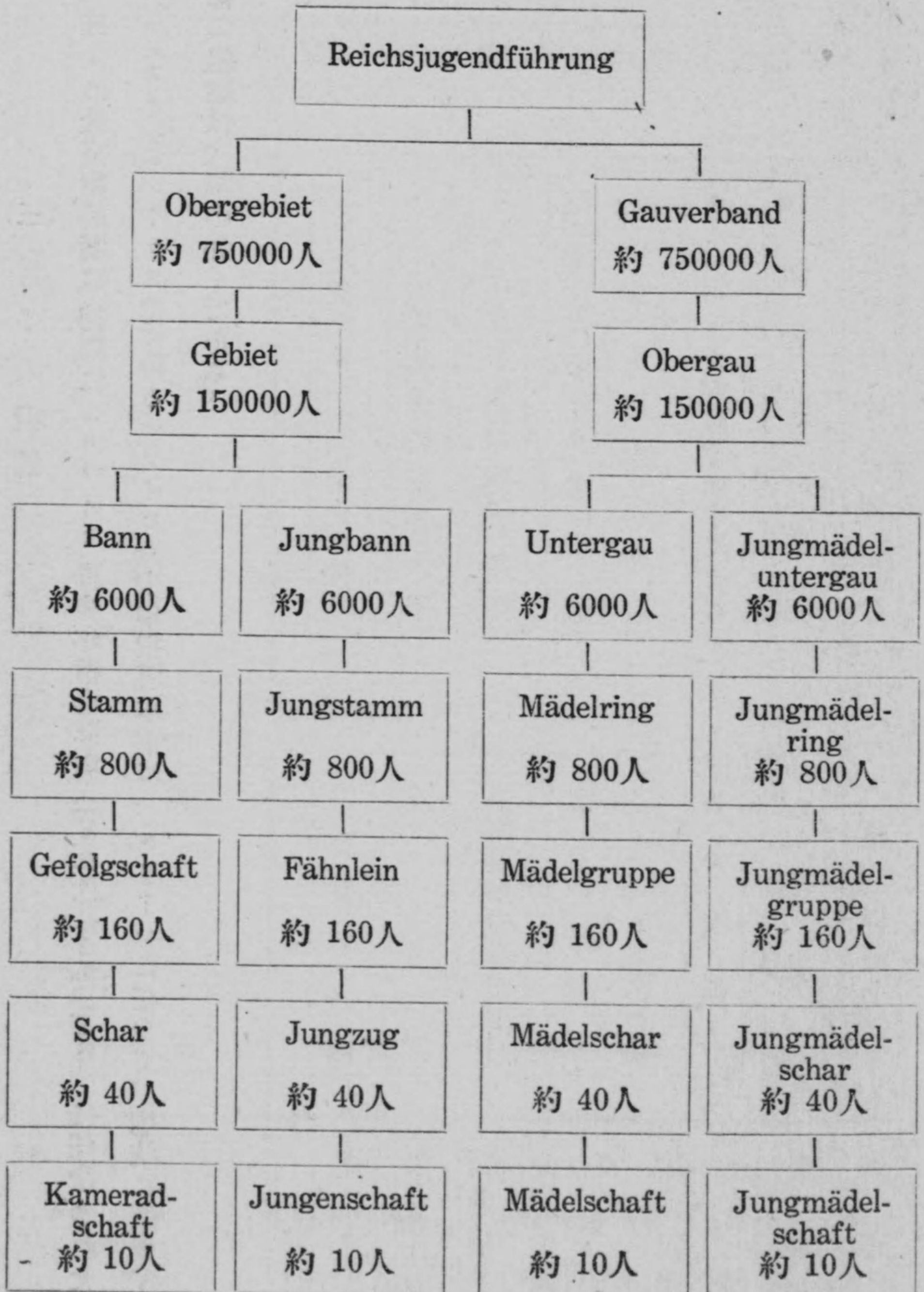
第三條は、全ドイツ青少年を教育する任務はナチス黨青少年指導者（Reichsjugendführer der NSDAP.）に委任せられること、從つてナチス黨青少年指導者は「ドイツ國青少年指導者」（Jugendführer des Deutschen Reiches）たること、彼はベルリーンに本部を有して、最高國家官廳の一地位を占め、總統に直屬することを規定した。

第四條は、當法律の遂行及び補全の爲めに必要な法令並びに一般的な行政規定は、總統がこれを發令することを規定した。

(二) ＨＪの組織

ヒトラー・ユーゲント
- ヒトラー・ユーゲント（Hitler-Jugend. HJ.）……（十四歳――十八藏）
- ドイツ小國民部（Deutsches Jungvolk. DJ.）……（十　歳――十四歳）
- ドイツ女子青年團（Bund deutscher Mädel. BDM.）…（十四歳―二十一歳）
- 少女團（Jungmädel. JM.）……（十　歳――十四歳）

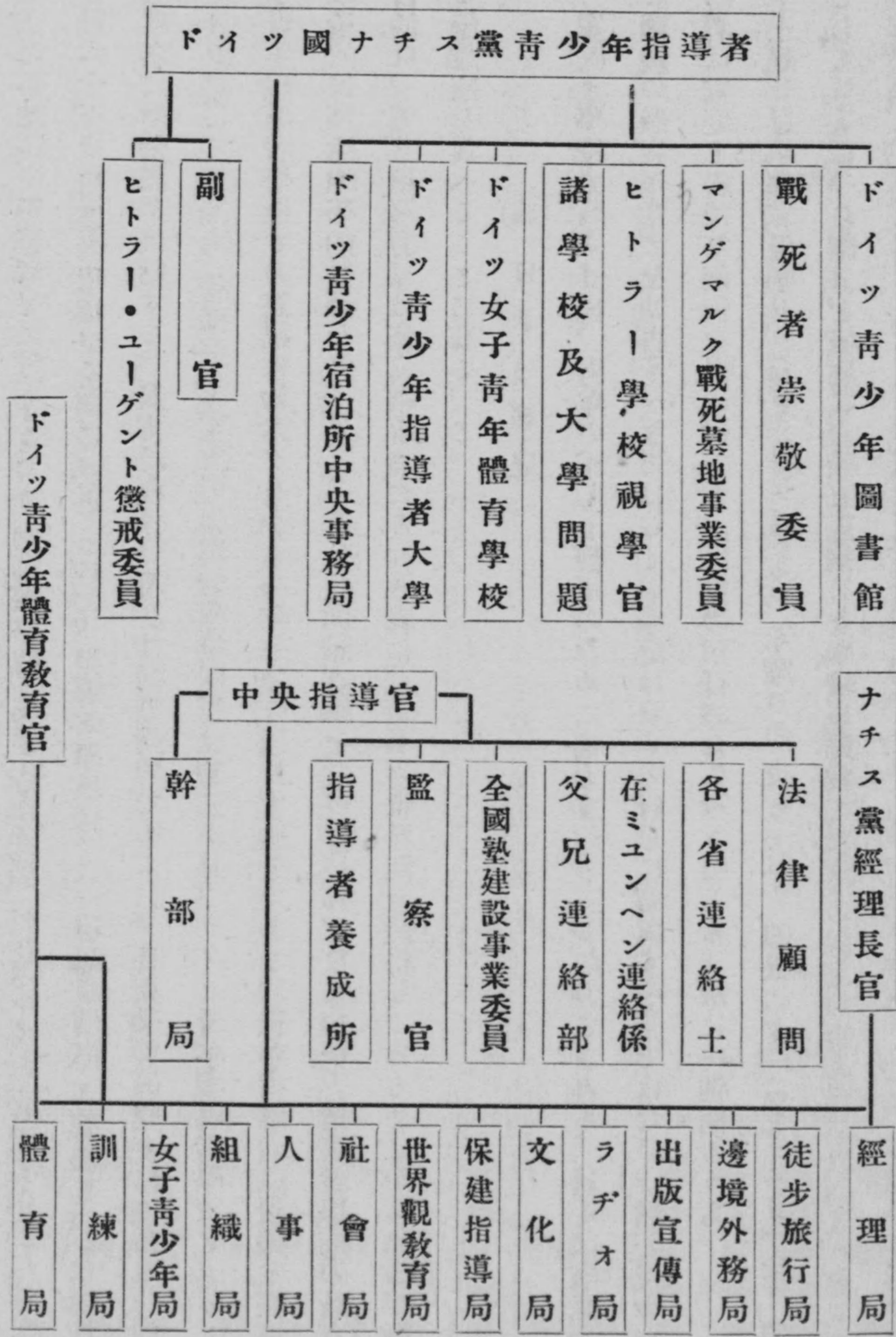
ＨＪの地域的區分としては、東部北部中央部南部西部の五大管區（Obergebiet）があり、大管區は四乃至五の管區（Gebiet）に、管區は三乃至五の大區（Oberbann）に、大區は六の區（Bann）に、區は數個の小區（Stamm）に、小區は數個の從班（Gefolgschaft）に、從班は數個の群（Schar）に、群は數個の僚友團（Kameradschaft）に分れてゐる。次にＨＪ、ＤＪ、ＢＤＭ、ＪＭの區分を圖示する。



Reichsjugendführung
Obergebiet 約 750000人
Gauverband 約 750000人
Gebiet 約 150000人
Obergau 約 150000人
Bann 約 6000人
Jungbann 約 6000人
Untergau 約 6000人
Jungmädel-untergau 約 6000人
Stamm 約 800人
Jungstamm 約 800人
Mädelring 約 800人
Jungmädel-ring 約 800人
Gefolgschaft 約 160人
Fähnlein 約 160人
Mädelgruppe 約 160人
Jungmädel-gruppe 約 160人
Schar 約 40人
Jungzug 約 40人
Mädelschar 約 40人
Jungmädel-schar 約 40人
Kamerad-schaft 約 10人
Jungenschaft 約 10人
Mädelschaft 約 10人
Jungmädel-schaft 約 10人
HJ （14才-18才）
DJ （10才-14才）
BDM （14才-21才）
JM （10才-14才）

(三) H・Jの指導

HJの最高指導者は總統によりライヒ青少年指導導者(Reichsjugendführer)に任命されたバルドウル・フォン・シイラッハである。ライヒ青少年指導本部はベルリーンに在つて、總統に直屬する。本部の組織は次圖の如くである。


ドイツ國ナチス黨青少年指導者
ドイツ青少年圖書館
戰死者崇敬委員
マンゲマルク戰死墓地事業委員
ヒトラー學校視學官
諸學校及大學問題
ドイツ女子青年體育學校
ドイツ青少年指導者大學
ドイツ青少年宿泊所中央事務局
副官
ヒトラー・ユーゲント懲戒委員
ドイツ青少年體育教育官
ナチス黨經理長官
中央指導官
法律顧問
各省連絡士
在ミユンヘン連絡係
父兄連絡部
全國塾建設事業委員
監察官
指導者養成所
幹部局
經理局
徒歩旅行局
邊境外務局
出版宣傳局
ラヂオ局
文化局
保建指導局
世界觀教育局
社會局
人事局
組織局
女子青少年局
訓練局
體育局

また各地區の指導者を養成するため指導者學校(Führerschule)が在つて、一九三五年度には男女合計六十五の指導者學校が全國に設けられた。指導者學校は、(一)後繼指導者を養成し、(二)現役の指導者に新知識を供給する。敎育課程は、現在は短期講習であるが、長期講習が望まれてゐる。卽ちシイラッハによれば、管區(Gebiet)の指導者學校課程は約三ヶ月、ライヒ青年指導者學校とライヒ女子青年指導者學校との課程は約六ヶ月から一年までに延長すべきである。青年指導者は優秀な歷史的政治的民族生物學的知識を持つ外に、充分な肉體訓練を受けなければならない。指導者學校の敎育の目的は、若き指導者又は後に指導者たるべき者に、ナチス世界觀を體得してゐることから來る平靜なる優越感を與へることに在る、と。

(四) ＨＪと家庭

家庭と學校とＨＪとは、青年の正しき發達のために協力すべき三つの力とされる。ＨＪは家庭生活と兩親の敎育作業とを妨害すべきではなく、家庭はＨＪの行事に容喙すべきではない。然し青少年指導者は家庭と密接な關係を保つべきで、家庭の信任者たるべきである。故に一週間のうち土曜日を「國家青年日」(Staatsjugendtag)、水曜日の夜を「ＨＪ團欒の夕」(Heimabend der HJ)としてＨＪに、日曜日を家庭に、殘る五週日を學校に割當てた。

「國家青年日」はＨＪの日であり、青年達は學校からも工場からも解放されて、各種のスポオツ、

團隊行進、遠足、キャンピング等をする。「HJの團欒の夕」は教育に當てられ、物語、童話劇、合唱、音樂、映畫等が催されて、この間に民族學、ドイツ史、地理學等の適當な指導がなされる。HJの教育に就いては後にも觸れる。

(五) HJと黨

HJはナチス黨の附屬團體である。十歲乃至十二歲にしてドイツ小國民部に入り、十八歲に至る迄HJに屬した者は、長期の試練に堪へた者として、ナチス黨からは信じ得べき闘士と見られる。從つて、利己的目的から入黨する獅子身中の虫によつて黨の基礎を蝕まれぬため、黨はHJの中から黨員を採用する。然し、總てのHJがそのまゝ黨員に編入されるわけではなく、少年時代からHJとして不斷に運動の義務を果した者にのみ、入黨の門が開かれる。

黨とHJとの間には密接な協力組織がある。HJの最高指導部とライヒ指導機關との關係、HJの管區 (Gebiet) 指導部と黨區 (Gau) 指導機關との關係は、運動を促進し强化するといふ共通意志に貫かれてゐる。卽ち、政治的指導者は一名の適當なHJ指導者を副官とする義務がある (ライ博士の指令)。これは大部分のHJ指導者に、HJのための活動期間中に、政治的指導官の義務範圍を知らしめると共に、政治的指導機關の後繼者を確保する意圖による。かくて多數のHJ指導者は政治的指導者の下に一年間勤務し、HJ以外の運動分野との緊密な接觸を保つ。又、農民指導者ワルタア・ダレ

(R. Walter Darré) によつて設けられたＨＪ指導のための教育期間は、ライヒ食糧同盟 (Reichsnährstand) の組織を紹介し、ナチス農業政策の意味を明らかにする。

(六) ライヒ青少年指導

(イ) ライヒ職業競爭 (Reichsberufswettkampf)

最初のライヒ職業競爭は、一九三四年、ＨＪとドイツ勞働戰線（ＤＡＦ）との協力下に行はれた。この制度は、ＨＪの約八〇％が職業生活者であるところから、勞働尊重と職業に對して持つべき矜持とを養ふと同時に、職業指導をも果さんとするものである。その方法は、一定時期を限つて、全國の青年勞働者が提出する理論的又は實務的業蹟を地區毎に比較し、各地區の最良者をベルリーンに呼び寄せて決勝戰を行はしめ、優勝者にはヒトラーが謁見を許すのである。ライヒ職業競爭は單に青年勞働者に關する制度ではなく、競爭の結果は、青年勞働者の職業敎育に注意を拂はない企業者の存在を明らかにする。ドイツ勞働戰線が、かゝる企業者から職工養成の權利を取上げたこともあつた。

(ロ) ライヒ學生成績競爭 (Reichsleistungswettkampf der Studenten)

青年勞働者に對してライヒ職業競爭が設けられた如く、學生のためにはライヒ學生成績競爭が設けられた。その目的は學生に日頃の研究の結果を發表せしめ、全ドイツの青年學徒の統一結合に具體的な形式を與へようとするものである。

ライヒ學生成績競爭の制度は、一九三五年八月、ライヒ青少年指導部の社會部とドイツ勞働戰線の青年部とナチス學生團との間に協定が行はれ、職業競爭の一部として學生成績競爭を行ふこと、實際的技術的に見れば兩競爭は各自獨立の催しではあるが、制度としては一つのものに屬する部分であることが決定された。

ライヒ學生成績競爭には、一九三五年に專門學校が參加し、一九三六年からは全大學も加はることになつた。

一九三五年十二月に催されたライヒ學生成績競爭には、(一)ドイツ村落、(二)職業の統一、(三)學問及び藝術に對するユダヤ人の勢力、(四)文化的形成力に於ける民族的理念といふ四問題が提出された。學生は問題提出後一學期間研究に從事し、一九三六年三月二十五日までに研究を提出し、各地方によつて十八內外の優秀成績者がベルリーンへ送られて、ヒトラーの親閱を許された。

學生成績競爭の實行委員會には學生成績競爭指導者が當り、考查委員會にはライヒ文部省、ナチス學生團、HJ、ドイツ勞働戰線の各代表者が當り、ナチス・ドイツの第一線に活躍する敎育的諸要素の全方面から考查する。

第九章 田園學年

(一) 田園學年 (Das Landjahr) 設立の意義

「血と地」とを世界觀の根本にしてゐるナチスは、十九世紀の目覺ましい科學文明物質文明の繁榮の結果、都市文化が隆盛を來たし、工業都市が膨脹し、地方農村が從屬的なものになり、人々の生活意識から鄕土愛が奪ひ去られ、そのために民族を內的に分裂させるやうな個人主義物質主義功利主義等が害毒を流すやうになつたと見て、「地の政策」から出た鄕土尊重農村尊重主義を取つた。敎育上に現れた地の政策と見るべきものには、(1)農村に於ける敎員養成機關の新設、(2)大學農學部の改革、(3)學生宿泊所の設置、(4)農村を背景とする青少年敎育（ヒトラー・ユーゲント等を通じて）、(5)鄕土科の重視等がある。田園學年の制度はその最も端的な現れである。

(二) プロイセンの田園學年制度

田園學年の制度が公の規定として現れたのは、一九三四年一月のプロイセンの法令である。この法令によると、田園學年の制度は、「小學校八ヶ年終了の直後九ヶ月間、大都市の兒童を地方農村の宿泊所へ送つて、祖國と同胞とへの愛着心を養ひ、健全な階級として農村勞働者が國民に對して持つ價値を納得せしめる」目的のものであり、實際の農園勞働と體育とがプログラムの中心をなしてゐる。

るゐる。

（三）　田園學年の副次的意義

田園學年の制度は、最初はナチスの民族的敎育政策から出た試みであつたが、後次第にその效果が認められると共に、當局の大きな惱みの一つであつた失業救濟、從つて上級學校への入學緩和策の應急措置の一つとしての副次的意義を加へて來た。この點、田園學年の制度は勞働奉仕團の制度に似てゐる。

（四）　田園學年の各年度方針

田園學年の制度は各年度每にその方針が中央部に於いて樹立される。一九三五年度の方針を見ると田園學年は四月一日を以て始まり、前年度よりも七割五分の多人數を參加せしめ、全體で三萬一千人が各派遣地へ分遣されることになつてゐる。

（五）　費用の支辨方法

田園學年の費用は、人件費を州が、物件費を學校聯盟（Schulverbände）が、その他を國家が負擔する。

（六）　指導組織、指導者及び補助者

田園學年の最高指導權限は文部省內の田園學年局（Landjahrabteilung des Reichsministerium）に置かれ、各州に特別責任者が任命されてゐる。指導者及び補助員は、あらゆる職業からの自由應募によ

り採用され、特殊な指導課程を敎へられる。

（七）　田園學年の實際

田園學年に於いては、田園勞働實習を主とし、その間に諸敎科が授けられ、特に民族學、郷土學、政治、地理、歷史等の學科は各地方と關係づけて具體的に取扱はれ、禮拜、祈禱等の宗敎儀式から歌謠ダンス等の娛樂をも共にし、常に嚴格な規律のうちに起臥して、その間に共同體的僚友精神を養はせる。又、多分に軍隊式敎養の意味もあつて、田園學年當事者の言には、「田園學年の終りに、これに加入した少年が、敎室、家事、勞働奉仕及び地方的競技に於いて、小分隊を指導することを學び、更に、戰場に於ける堅實確固なる態度を學び、戰場に在つて自由に話し且つドイツ的命令を與へることを修了するならば、初めて田園學年に於いて少年を敎育したと云ひ得る」とある。

ナチス・ドイツの文化政策

第一章　ナチス文化政策概觀

(一)　國民社會主義とは何か

ナチスの文化政策を研究するためには、ナチスの文化觀を知る必要がある。ナチスの文化觀を知るためには、國民社會主義とは何かを見なければならない。故に、簡單な問答の形式を利用して、國民社會主義の輪廓を描くことにする。

○國民社會主義の根本律はどういふものか。

——一般事を私事の上に置け。

○國民社會主義は何を欲するか。

——國民社會主義は、誠實に活動し勞働しようとする總てのドイツ人の共同體を建設しようと努力する。

○各人は國民共同體に對して如何なる義務があるか。

——各ドイツ人は、全力を擧げて國民のために盡し、何よりも國民を愛すべき義務がある。

○ドイツ國民同胞とは誰か。

——ドイツの血を持ち、ドイツ國民とドイツ國民精神とに一身を捧げるドイツ人のみが、ドイツ

國民同胞たり得る。

○何故國民社會主義者は勞働黨と稱するか。

——國民社會主義者は總て勞働する者の結合を欲し、拳を以てするにしろ頭腦を以てするにしろ勞働する者の總てを等しく金の桎梏から解放し、勞働に新たなるより高い意味を與へようと欲するからである。

○何故國民社會主義者は國民主義を標榜するか。

——國民社會主義者は全情熱を傾けて、ドイツ國民を自由に、强大に、健康に、獨立に維持しようとするからである。

○何故國民社會主義者は社會主義を標榜するか。

——國民社會主義者は各國民同胞のために勞働とパンとを持つ權利を戰ひ取らうと欲し、誠實に國民共同體のために働く各ドイツ人が勞働とパンとに對して神聖な要求權を持つことを確信するからである。

○國民主義と社會主義といふ概念は、矛盾ではないか。

——否。最も貧窮した國民同胞の權利のために盡す時こそ眞の國民主義者であり、國民が强く健康になることを欲する時のみ社會主義者である。社會主義は國內生活に對する根本紀律であり、

國民主義は國外に對する根本紀律である。

○「社會主義的」と「社會的」との間に差異があるか。

――ある。この兩概念は二つの異なる世界觀の表現である。社會的とは、國民同胞が勞働とパンとを持つ權利を施設によつて滿足させ得ると信ずる自由主義の常套語である。社會主義者は各國民同胞に勞働とパンとを得る權利を認めるが、これは社會主義者の正義感に悖ふからである。

○勞働黨は國民的であり得るか。

――勞働黨は國民的でなければならない。國民が健全である時のみ、勞働者は生きることが出來る。全身が死滅する時、各肢體は死なければならない。全身が健全である時のみ、各肢體は健全になる。

○國民社會主義は階級闘爭を否定するか。

――國民社會主義は階級闘爭を最も重い犯罪と見る。階級闘爭は國民を劇しく相爭ふ二群に分ち、內政的にも外政的にも國民を完全に萎縮せしめる。

○國民社會主義的國家とは如何なるものか。

――國民社會主義國家とは、公私の生活に於いて、いつ如何なる所に於いても、一般の福祉は個人の福祉に優先するといふ根本則を信奉する、誠實に働く國民同胞總ての運命的結合である。

○國民社會主義者は反セム主義者か。

――國民社會主義者はユダヤ人を、國家內に一國家を形成し、誠實に働くドイツ人の勞働のみによつて生きるが、自らは國民の生活鬪爭に力を倂せて戰はうとしない、ドイツ國民內の異體と見る。

○國民社會主義者は戰爭を欲するか。

――否。世界の全國家との平和を欲する。然し、失業克服のための活動を阻止されないこと、全國民同胞の勞働とパンとを得る權利のために戰ふことを欲する。

○何故國民社會主義者は議會主義と戰ふか。

議會主義は無責任の組織であり、諸國民は投票によつて決して艱難から救ひ出され得ないからである。國民社會主義者は指導者原理に歸依する。

○國民社會主義者の第一の敵は誰か。

――國際資本主義である。卽ち、國民共同體のためを思はず、おのれの懷のみを心配する國際資本主義利益團體の手に權力が握られてゐるやうな國家形式と經濟形式とである。

○「利子奴隷制廢止」なる要求は何を意味するか。

――國際金融資本の支配を除き、ドイツ國民を財政の桎梏から救ひ出さうといふことである。

○國民社會主義者は誰の利益を代表するか。

——國民社會主義者は一般に特殊利益を代表しない。農民とか勞働者とか市民とかの特殊階級のためを計るのではない。國民社會主義者は、國民全體が上昇する時のみ、農民も市民も勞働者も生き且つ前進することが出來ると確信する。

○國民社會主義者は平和主義か。

——平和主義とは臆病の表現に過ぎない。平和主義者は、他人の擁護を自分に要求するが、臆病のために自分自身を擁護することが出來ない。平和主義とは、國民の意志を喪失せしめ、偉大なる行爲をなすことが出來ないやうにしようと試みる國際大資本の發明に過ぎない。

○誰が國民社會主義者と稱し得るか。

——正當に國民社會主義者と稱し得る者は、最大の犧牲を引受け、國民の上昇を最も熱烈に信じ、全力を擧げて一般のために働き、隣人のためにも自己のためにも身を挺することを覺悟してゐる者のみである。

こゝに擧げた二十の問答は、勿論、國民社會主義の全體と細部とを云ひ盡したものではないが、これによつて國民社會主義の輪廓を知ることは出來る。これを豫備知識にして、次に、ナチスの文化政策を、理論に實際を照し合せながら見て行く。

(二) 文化政策

(イ) 文化政策の目標

ナチス文化政策の目標は文化ではなく生活であると云はれてゐる。卽ち、文化政策は應用文化學であつて、民族生理學と文化生理學とが見出す文化的生活の諸法則を應用すべきものである。文化政策の任務は、人間の能動的適應性を導いて、それによつて超個人的な生活（卽ち國民の生活）の維持可能性を高めることにある。

(ロ) 文化財の問題

文化政策の目標が國民生活にあるとすれば、如何なる文化財を促進し、如何なる文化財を排擊すべきかが問題になる。然し、生活といふものを判斷の標準にすれば、促進せしむべきものは健全な卽ち生活を維持する文化財であり、排擊すべきものは、病的な卽ち生活に危險な文化財である。かの世界を憤激せしめた焚書事件やユダヤ人の科學者藝術家の追放は、この理論に從つたものである。

(ハ) 價値標準の問題

個々人の幸不幸は個人的な價値標準である。個々人の生活は誕生と死との間の短時間に限られてゐるから、個人的價値標準は一時的なものである。更に、個々人は各自異なるものであるから、個人的價値標準は統一的でない。文化政策の領域で最も情熱的な議論が行はれるのは、各人が文化の價値を

常に個人的に解釋するからである。然し、個人的な倫理は萬人には適用しないし、輿論が統一しない國家は、國民生活の調和を缺くばかりでなく、政治的獨立性をも脅かされる危險がある。ドイツの指導原理は國民社會主義であるから、全國民の思想行動は國民社會主義的に統一されなければならない。宣傳省とライヒ文化評議會とは、國民の思想を統一する機關である。

（ニ）宗敎の問題

世界の大宗敎は、永遠の生といふ思想と利己心の克服といふ思想とでは、孰れも共通の考へ方を持つてゐる。然し、どの宗敎も同じ誤謬を犯して、永遠の生を、彼岸といふ理解の出來ない場處での個々人の無限の生とし、自己を滅却した利己的でない生活を、民衆中での非個人的生活として追求した。彼岸といふものを人間生活の準繩にすれば、そのために此岸の現實生活が害はれる。又、民衆は生活の敵である利己心を克服することが出來ない。從つて、永續的生活の維持といふ問題に向つては、敎會の信條もマルクス主義も役に立たない。この理論は、ドイツに於けるマルクス主義思想を一掃して、階級鬪爭思想を根據とする勞働組合を破壞し、敎會との間には今も文化鬪爭を續けてゐる。

（ホ）此岸と利己心との問題

國民社會主義は生活法則に從つた世界觀であるから、永遠の生及び利己心の問題を、宗敎とは別個に解釋する。卽ち、人間生活が此岸で永遠に續くことは可能であるばかりでなく、個人の永遠の生と

いふ要求を抛つて、生活の擔ひ手は個人の死滅後にも他の無數の個人に於いて存續して行くべきであるといふこと以外を望まない。これが生活法則に從ふ現實的な考へ方である。從つて、個人は個人が生きる短い時間内で、利己心のなすべきこと、即ち、「偉大なる永遠」のための、惡者に對する善者の健全なる戰を盛んならしめ、しかも、善惡を小さな個人的尺度で測らない。この意味に於いて、國民社會主義は利己心を排斥しない。この理論は、國内に於いては新しい生活意識を育ててゐるかも知れないが、對外的には、ドイツ精神の孤立、新異教主義、國家的エゴイズム等の非難を招いてゐる。

（ヘ）　生物學的文化政策

ナチスは此岸に執着する。掟に對しても、それに從へば此岸の生が得られるかと問ひ、それに從へば彼岸に行けるかとは問はない。この態度は、生物學的文化政策を採らせるもので、生物學的倫理を正しく解釋し、幾代にも亙つて生き得るもののみを促進する。故に、ナチスの文化政策は、個人的立場を重要視しないし、身分、階級、團體等の特殊利益を代表しない。唯、ドイツ國民生活の現實的高上發展を圖るのみである。文化政策は、結局、人間經濟學とも稱すべく、生命を持つものの家政である。一言で云へば、文化政策は民族衞生學と完全に一致する。人間の生命力を維持し培養するためには、先づ人間を知ることが必要であり、人間を知るためには、人間の遺傳的諸價値を問はなければならない。この理論の實際化は、ユダヤ人排斥とアーリア人種讃美とに現れてゐる。

(三) 文化政策實施方法

文化政策の實施方法は、宣傳政策と統制政策とに二大別することが出來る。統制政策は文化政策の消極面で、反ナチスの印刷物を檢閲して制限又は禁止を行ふ。宣傳政策は文化政策の積極面で、ナチスの思想藝術等を廣く內外に鼓吹する。文化統制の目的は單一輿論の形成にある。

(イ) 統制政策

(1) 反ナチス的書籍及び出版物の統制

國民社會主義文學檢閲委員會は、宣傳省又は黨の精神的思想敎育策を檢討すべく任命されたナチス黨各機關等と密接な聯絡を取つて、各種出版物の檢閲を行ふ。出版販賣を許可される書籍及びパンフレットは、この委員會をパスしたものに限り、國民社會主義檢定濟と銘打たれなければならない。その他に、ドイツ文獻振興のための國家局(Reichsstelle zur Förderung des Deutschen Schrifttums e. V.)と、アルフレット・ロオゼンベルク主宰下の「文献奬勵のための主局」(Hauptstelle für Schrifttums-pflege)とが、圖書の出版販賣を監督してゐる。ドイツ文獻振興のための國家局は、一九三三年六月一日ベルリーンに設けられた。ドイツの全文獻を吟味して、ナチスの目的から見て推薦する價値のあるものを奬勵する外、月刊雜誌「圖書解題」(Die Bücherkunde)を發行し、「文獻奬勵のための主局」の監督を受ける。

(2) 反ナチス新聞の發行禁止

反ナチス新聞の發行禁止と、その後のドイツ新聞の國家統制とは、後章「新聞政策」を見られたい。

(3) 科學學術の領域からのユダヤ人追放

ナチスのユダヤ人政策に就いては、調査部二課編「獨伊の猶太人政策」を一讀されたい。ナチスのユダヤ人排斥に就いてはナチス側から種々なる理由が擧げられてゐるが、先づ經濟的理由を見なければならない。政權獲得前のナチスは中小商工業者や勞働者を收攬するために、無職及び不勞所得の禁止、利子奴隷制の打破、トラスト經營企業の國營化、大企業より生ずる利益の分配等のスロオガンを並べ立てた。事實に徵しても、ナチスを熱烈に支持する者は中小商工業者に多く、突擊隊の大部分は彼等より成つてゐたのである。從つて、百貨店、大商店、高利貸等に對する小市民の憎惡は、これら商店の經營者が大部分ユダヤ人であるところから、ユダヤ人排斥運動となつて現れて來た。然るにナチスは大資本の味方であるから、經濟面には手を觸れず、文化面のユダヤ人（官吏、辯護士、醫者、藝術家等）を彈壓する政策を採つて、中小商工業者の憤激を鎭めようとしたのである。然し、ユダヤ人を排斥することはドイツの文化活動を沈退せしめたから、ドイツ一流のオーケストラ指揮者フルトウェングラーは、全ドイツの藝術家の名に於いて、宣傳大臣ゲッベルスに抗議し、「藝術家にとつて唯一の標準は、よい藝術か惡い藝術かといふことである。ユダヤ人か否かといふことは、藝術家にとつ

て何らの規準にもなり得ない。從つてユダヤ人であるからといつて、彼が眞によい藝術を持つ限り、これを排斥する理由は毫もない」と云つた。結局、ユダヤ人はナチス・ドイツに對して組織的に經濟的ボイコットを試みようとする政策を採つてゐるが、これが却つてナチスのユダヤ人排斥の火に油を注いでゐる。

然し、文化政策上重要な問題は、ユダヤ人ではないドイツ人が自ら進んでドイツ本國を去り、亡命地に於いて各種の文化活動を行つてゐる事實である。

(4) 藝術批評の禁止

一九三六年十一月、藝術批評が禁止されて、藝術通信がこれに代つた。「批評家」の代りに「藝術主筆」を置き、主筆は少くとも三十歳に達した者に限り、匿名批評は總て禁ずることになつた。

宣傳省が藝術批評を禁止したのは、一九三三年以後、藝術的才能を持たないくせに政治的見解だけは優秀であるといふやうな無能藝術家が輩出し、この現象に對して勇敢な新聞が反對を唱へたことが政治的論爭を惹起せしめたので、これを一掃するために禁止したのである。かくして、宣傳省が藝術品なりと宣告したものは藝術品であり、新聞はあらゆる方法でこれを褒める義務があることになつた。

藝術批評の禁止に關して、宣傳相ゲッベルスは、「批評」よりも「報告」を主とし、優劣を論ずるよ

りも眞價を檢討せよと云つたが、この意味は極めて曖昧である。要するに、批評は構成的であるべく、藝術批評家は「藝術品と民衆との間の媒介者」たるべきで、あくまで「奉仕」に生きなければならないと云ふ意味は、藝術批評家はナチス的藝術品を國民の間に普及させなければならないと云ふことになる。

(ロ) 宣傳政策

宣傳は、ナチスが政權獲得のための闘爭期以來、對內的には國民の關心と信賴とを收攬して輿論の統一を計り、對外的にはドイツ國民の傳統と文化財とを誇示して近代技術を紹介し、ドイツを單なる好戰國又は非文化國として敵視する自由主義諸國の反對宣傳に對應するため、最も力を入れてゐるものである。ヒトラーは、「宣傳なるものは、武器以上でもなければ武器以下でもない。もし宣傳なるものの性質を眞に會得した人の手にかかれば、實に恐るべき武器である」と云ひ、オイゲン・ハダモウスキー（現ドイツ放送局長）は、「宣傳は勢力獲得への意志である」と云つた。

右の趣旨に基づいて設立されたのが、國民啓蒙宣傳省（註）(Ministerium für Volksaufklärung und Propaganda) であつて、國民の胸中に國民社會主義的信念を滲透させるため、中央に統制された方法で、明快且つ廣汎なプログラムを製作し實行してゐる。宣傳省の組織その他具體的な宣傳方策は、調査部二課編「獨逸の宣傳組織とその實際」を參照されたい。

註　國民啓蒙宣傳省の設立は一九三三年三月十三日の布告に依る。「國民に對する精神的感化、國家、文化、及び經濟のための宣傳、それについての國內及び國外の公衆の啓蒙に關する凡ての任務、及びこれらの目的に奉仕する凡ての制度の行政」は宣傳省の管掌に屬する。

第二章　ライヒ文化評議會

ライヒ文化評議會（Reichskulturkammer）は、「ライヒ文化評議會法」（一九三三年九月二十二日）と「ライヒ文化評議會第一施行令」（一九三三年十月一日）とを法的根據として設立された。施行令第三條に、ライヒ文化評議會の目的は、會員の協同に依り、宣傳相の指導の下に、國家及び國民に對する責任に於いて、ドイツ文化を促進し、文化業者の經濟的社會的事項を規律し、所屬職業團體の事業を調整するにあると規定されてゐるやうに、ライヒ文化評議會は、宣傳省と密接な連絡を取るナチス文化政策の實施機關である。

（一）ライヒ文化評議會の組織

ライヒ文化評議會の總裁（Präsident）は宣傳大臣（Reichsminister für Volksaufklärung und Propaganda）であり、宣傳大臣は黨宣傳部部長である。これは農業大臣（Reichsminister für Ernährung und Landwirtschaft）がライヒ農民指導者である例と同じく、同一人物を仲介にして黨指導部と行政組織との連絡の緊密圓滑を圖つたのである。

總裁は一名又は數名の代理 (Stellvertreter) を任命するが、これは副總裁 (Vizepräsident) と呼ばれる。

ライヒ文化評議會總裁は、ライヒ文化顧問會 (Reichskulturrat) とライヒ文化元老院 (Reichskultursenat) とに助けられる。

ライヒ文化顧問會は各評議會の會長より成る助言機關である。ライヒ文化元老院は各評議會の會長とドイツ文化に於ける卓越した人々とを含む百五名の會員より成り、ドイツ文化生活の最高裁斷機關として、ドイツ文化がナチスの線に沿つて系統的に進步發展することに責任を持つ。

ライヒ文化評議會の常務は三人の事務主任 (Geschäftsführer) によつて處理される。

ライヒ文化評議會にも、勿論、ナチスの指導者原理が適用せられるのであつて、總裁が最上の權威と責任とを持つて、各評議會の會長を任命し、總裁の決定は各評議會の決定に對して優先權を持つのである。

ライヒ文化評議會總裁
- 總裁代理（一—數名）
- 事務主任（三名）
- 文化顧問會（七名）
- 文化元老院（一〇五名）

(二) 各評議會の組織

ライヒ文化評議會は次の七部門に分れてゐる。

(1) ライヒ著作者評議會 (Reichsschrifttumskammer)

(2) ライヒ新聞評議會 (Reichspressekammer)

(3) ライヒ・ラヂオ評議會 (Reichsrundfunkkammer)

(4) ライヒ演劇評議會 (Reichstheaterkammer)

(5) ライヒ音樂評議會 (Reichsmusikkammer)

(6) ライヒ造形美術評議會 (Reichskammer der bildenden Künste)

(7) ライヒ映畫評議會 (Reichsfilmkammer)

ライヒ文化評議會總裁は、各評議會の會長 (Präsident) とその顧問會 (Präsidialrat) の會員とを任名する。各評議會の會長は、顧問會會員中から一名乃至數名の代理 (Stellvertreter) と事務主任 (Geschäftsführer) とを任命する。

尙、各評議會には、會長が職業團體の代表者を任命して組織せしめる行政審議會 (Verwaltungsbeirat) がある。

各評議會會長
- 顧問會
- 會長代理
- 事務主任
- 行政審議會

各評議會は法定の團體であるが、その決定事項はライヒ文化評議會總裁がこれを否決し得るのだから、大きな獨立性を持つことがない。又、各評議會は、職業別の團體組織を作つたのみで、各評議會間に價値の等級があるのではない。

(1) ライヒ著作者評議會

會　長　ハンス・ヨオスト

組　織　(一)著作家部　(二)書籍業者群——出版部、販賣部、仲買業部、貸本業部、帳簿代表者部、書籍業使用人部。(三)同盟部——住所錄及び廣告書出版者同盟、國民圖書館長同盟。ドイツ圖書館長同盟。團體會員——ドイツ言語學會、愛書家會、諸圖書館勞働共同體。

(2) ライヒ新聞評議會

會　長　マックス・アーマン

組　織　(一)ドイツ新聞同盟　(二)ドイツ新聞發行者同盟　(三)ドイツ雜誌發行者同盟　(四)新教新聞同盟　(五)カトリック新聞同盟　(六)ドイツ新聞雜誌小賣同盟　(七)宣傳雜誌販賣同盟　(八)ドイツ新聞速記者同盟　(九)ドイツ通信報道社同盟　(十)ドイツ讀書會所有者同盟　(十一)ドイツ新聞雜誌卸賣業者同盟　(十二)ドイツ驛構內書籍販賣業者同盟　(十三)

出版使用人同盟部。

(3) ライヒ・ラヂオ評議會

會長　ハンス・クリイクラア

組織　文化形成のための諸部——經濟、技術、宣傳。ラヂオにより活動する藝術家部（管理者、放送指揮者、藝術家の幹部等々）。團體會員——全國ラヂオ協會、ドイツ素人放送者。

(4) ライヒ演劇評議會

會長　ライナア・シュレッサア

組織　(一) 劇場部。專門群——演劇指揮者、舞台監督、演技指揮者、歌曲、戲曲、合唱、舞踊技術員。(二) ダンス部（社交ダンス敎師）。(三) 寄席部（藝人、興行人、ヴァリエテ・サーカス興業者）。ドイツ演劇發行者同盟。

(5) ライヒ音樂評議會

會長　ペータア・ラアーベ

組織　(一) 作曲者部　(二) 全國音樂家部　各部——オーケストラ音樂部、アンサンブル音樂

家及び自由音樂家部、音樂教師部、獨奏者及び樂長部、新教教會音樂家部、カトリック教會音樂家部。㈢音樂會部、各部――音樂會開催者部、音樂會周旋部。㈣コーラス及び國民音樂部　各部――男子合唱隊（ドイツ歌手同盟）、男女合唱隊、素人樂器同盟。㈤樂譜出版者部　㈥樂譜販賣者部――樂器製造業者共同體――團體會員　音樂著作權利用協會。

(6) ライヒ造形美術評議會

會　長　アードル・チーグラア

組　織　第一部　管理事項、法律事項、經濟事項、社會事項。

第二部　(a) 宣傳、新聞、勞働調達。

(b) キリスト教藝術、墓地、記念碑。

第三部　建築家、造園家。

第四部　書家、彫刻家、筆耕。

第五部　風俗書家。

第六部　工藝家、設計者、室內裝飾家。

第七部　美術骨董商、美術書出版業者。

第八部　設備、協會。(a)美術教育、美術並びに藝術家協會、工藝家同盟、展覽會。

(b)「クラフト・ドゥルヒ・フロイデ」

(7)　ライヒ映畫評議會

會　長　オスワルト・レーニッヒ

組　織　(一)映畫部――映畫製作者（製作指導者、映畫監督、俳優等）を含む。(二)映畫經濟部――專門團體　(1)映畫製作（娛樂映畫製作、映畫編輯、映畫製作場、輸出入、配給所）　(2)國內販賣　(3)映畫劇場　(4)映畫及び映畫館技術。專門協會――ドイツ映畫館及び文化映畫製作者同盟。

(三)　ライヒ文化評議會の任務

ライヒ文化評議會は、その權限內にある一切の事業の條件を決定し、文化政策上の問題に關する政府の諸問に答へる。然し、ライヒ文化評議會は單にナチス文化の振興を圖る思想的取締の機關ではなく、文化面に活動する人間の身分的職能的保障制度の規定を有し、文化團體相互の調節を計り、文化業者の經濟的社會的問題を規定し、全所屬員の共同團結によつて、ドイツ文化を促進する任務をも帶びてゐる。この意味から、ライヒ文化元老院の如く、國民文化に對して功勞のあつた人物を召集して優遇する設備をも有するのである。尙、ライヒ文化評議會の規定中には、ドイツに居住する外國人に

適用されるものがある。

(四)　ライヒ文化評議會所屬員

ライヒ文化評議會は個々の評議會の聯合ではなく、各評議會所屬員が同時にライヒ文化評議會の所屬員になつてゐる。即ち、各評議會の所屬員は普通三つの所屬關係を持つわけで、第一に職業的部門同盟又は部門群に所屬し、第二に個々の評議會に所屬し、第三に全體としてのライヒ文化評議會に所屬する。但し、個々の評議會に所屬せずに、直接全體としてのライヒ文化評議會に所屬するものはゐないが、職業的部門同盟等に所屬せずに直接個々の評議會に所屬する者はある。

ドイツ國內に在つて文化關係の職業（文部省管轄下のものを除く）に從ふ一切の人間は、强制的に評議會へ編入される。然し、ライヒ文化評議會はナチス的職能團體組織であるから、個々人の活動はこれを公的任務の遂行と見て、不適格と認めた人間は編入を拒絶する。編入を拒絶された人間の文化活動は大いに制限を受ける。例へば、評議會の規定によつて、新聞業、印刷業、圖書販賣業に從事するユダヤ人が驅逐され、反ナチス思想を抱懷するドイツ人の文化活動が阻止又は制限を受けた。

(五)　勞働戰線との關係

ライヒ文化評議會は勞働戰線の一團體である。又、國民勞働統制法の諸規定はライヒ文化評議會の諸事業にも適用せられるから、勞働管理官は、ライヒ文化評議會の範圍に含まれる一切の事業の賃銀

問題に對する法定の權威者である。

問題に對する法定の權威者である。

第三章　新聞及びラヂオ政策

(一)　新聞政策

新聞が一般國民の輿論の指導者である事實は、ナチスをして嚴格な新聞政策を執らしめ、一九三三年十月四日には新聞記者法を制定し、同年九月二十六日に設立されたライヒ文化評議會中に新聞評議會を置いて、宣傳省内の新聞統制に關する一局と共に、全國新聞の指導統制に當らしめてゐる。

(イ)　反對派新聞の整理

マルクシスト系諸新聞は一九三三年二月の國會議事堂放火事件に關係したといふ理由で發行停止を命ぜられた。約五十の共產黨系新聞と約百三十の社會民主黨系新聞とが閉鎖を命ぜられた。知識階級を對象としてゐた所謂自由主義的新聞は、批判の自由を失つた以上、例へばベルリーンのフォス新聞(Vossische Zeitung)の如く、自己清算を行ふか又は相次いで國民社會主義の統制下に協調した。かうしてナチス系新聞は盛況を極めて約百二十紙に及んでゐる。新聞の生命とも云ふべき批判の自由が失はれた反面には、ナチスの彈壓によつて多數の下等な赤新聞が一掃されたと云ふ利益もあつた。次に一九〇九年から一九三四年に至るドイツ新聞數を見る。

年次	新聞數
一九〇九年	三五七二
一九一二年	三五三四
一九一四年	四二〇〇
一九一八年	二九三八
一九二〇年	三五〇〇
一九二五年	三一五二
一九二八年	三三五六
一九三〇年	三三五三
一九三二年	四七〇三
一九三四年	三〇九七

(ロ) 言論自由のナチス的解釋

一九三五年のナチス黨大會に於いて、ライヒ新聞評議會會長マックス・アーマンは、言論の自由に就いて次の如く述べた。「西歐的意義に於ける所論言論の自由といふ概念は、最早我がドイツには存在しない。この概念及びこの狀態の除去は、國民社會主義革命の偶然の結果ではなく、寧ろその綱領的

意志の實行に過ぎない。故に、國民社會主義は新聞に對して國民の指導機關の任務を與へ、新聞を國

意志の實行に過ぎない。故に、國民社會主義は新聞に對して國民の指導機關の任務を與へ、新聞が國民總意と特殊の關係にあることを明らかにした。自由に就いて語るならば、當然次のことが問題になる。自由とは何によつて保證され、何のために存在するものか。自由は常に統一を前提とするものである。故に、新聞はそれ自體のために、まして自己の目的のために存在するものではなく、その自由性はドイツ國民の福祉と結合して存在するのである」。アーマンの言葉は、ナチスが言論の自由を如何に解釋してゐるかを明らかにしてゐる。

(ハ) 新聞會議 (Pressekonferenz)

每日宣傳省に於いて新聞會議が開催せられ、通信社通信員及び新聞編輯人(中央新聞社の主なるもの及び地方新聞社の編輯人)が集合して、政府筋各方面から材料及びその註釋を與へられる。通信社通信員及び新聞記者はすべて宣傳省の統制する組合員たることを要するのであつて、その資格はアーリア條項によつて人種的制限を受けてゐる外、その政治的思想及びその發表に常に嚴重なる監督を受ける。その結果ドイツの新聞記事は政府又は黨の指圖する記事であるか、又は、少くとも政府又は黨の意に反しない記事のみである。

(ニ) 諸通信社

(1) ドイツ通信社 (Deutsche Nachrichtenbüro. D.N.B.)

ドイツ通信社は、ドイツの新聞ニユウスの蒐集と配給とを獨占的に行つてゐる通信社で、世界的に有名なウォルフ通信社と電信聯合とが一九三四年に合併して成立したものである。この通信社の株は全部政府に買上げられ、政府直接所有の五〇%余以外の株は私人に分有されてゐるが、實際は政府の信託的所有に過ぎず、全く政府所有の通信社と見てよい。同社の通信網は全世界に張られ、ロイター、アヴァス等の情報によつて補充される。國内支局約五十、各地に派してゐる通信員數は約百と稱せられる。

(2) トランス・オツエアン

トランス・オツエアンは對外通信を目的とし、ドイツ國内の事情を、英佛獨西の四ケ國語によつて、無線電信で國外に放送する。

(3) オステツクス・プレス (Ostexpress)

オステツクス・プレスはソ聯及び東歐の問題を取扱ふ。

(4) ナチス黨通信社 (Nationalsozialistische Partei-Korrespondenz)

ナチス黨通信社は黨通信に關して權威があり、國内新聞の指導を目的とする。

(5) ドイツ外交政治通信社 (Deutsche Diplomatisch-Politische Korrespondenz)

ドイツ外交政治通信社は外務省の機關紙として、外交問題を取扱ふ。

（ホ）　新聞記者法（Das Schriftleitergesetz）概要

一九三三年十月四日の新聞記者法は、ナチス國家の出現と共に、必然的に行はなければならなくなつた、ドイツ新聞機構の完全なる改革の基礎を作るものであつた。卽ち、ナチス・ドイツに於いては、新聞は自己目的ではなく、精神的に國民へ働きかけるといふ目的のための手段であるといふ見地から、從來は個人的な精神活動の擔者であつた新聞を、國家的公的な課題の擔者にしようとしたのである。

(1)　新聞記者たるべき要件（同法第五條）

(a) ドイツの國籍を有すること。(b) 公民權と公職就任能力とを喪失しゐざること。(c) アーリア人種にして非アーリア血統者と結婚してゐざること。(d) 滿二十一歳以上たること。(e) 職業能力を有すること。(f) 專門家的に訓練されてゐること。(g) 公衆に對し影響感化を及ぼす任務に必要なる資質を具備すること。

(2)　新聞記者の任務（同法第十五條）

(a) 記者は、その取扱ふ事柄を眞實に表述し、且つ良心に從つて判斷する任務を有する。(b) 記者は良心に從ひ、職務の內外に於ける行動により業務に必要なる尊敬に値することを示す義務を負ふ。

(3) 新聞掲載禁止事項（同法第十四條）

(a) 大衆を誤導するが如き方法で自益目的と共益目的とを混同した記事。(b) 國外に對する又國內に於けるドイツの國力、ドイツ國民の共同體意志、ドイツの國防力、ドイツの文化又はドイツの經濟を薄弱にしたり、他人の宗敎心を傷ける如き記事。(c) ドイツの名譽と威嚴とに反する記事。(d) 他人の名譽又は幸福を違法に傷つけ、他人の名聲を傷つけ、他人を輕侮する記事。(e) その他の理由によつて良俗に反すると認められる配事。

(二) ラヂオ政策

(イ) ラヂオの意義と指導

ラヂオも新聞と同じく、ナチスの宣傳用具として、國內輿論統一とナチス思想普及とのため、頗る重要な役割を演じてゐる。

ラヂオの指導統制に當るのは、ライヒ・ラヂオ評議會と宣傳省とである。ナチス政權獲得前は、遞信省が全放送設備を所有し、國家放送會社の下に十大放送組織を支配してゐた。ナチス政權の出現によつて、この十大放送組織は全部中央集中化されて、改造された國家放送會社の指揮下に置かれたが、この國家放送會社は宣傳省の監督を受ける。現在、ラヂオ放送局は二十五あつて、主要放送局は百キロ放送能力を有する。

（ロ）ラヂオの普及

ラヂオが大衆教化の重要用具である以上、當局はラヂオ聽取器普及に極めて熱心である。ラヂオ聽取器製造高は、

一九三二年　　百一萬一千個
一九三七年　　百六十八萬一千個

である。この外、約三十の工場で安價な國民聽取器を製作し、一九三七年に於いては、四十七萬五千個を製作した。一九三四年に於いて、ラヂオ聽取器販賣額は約六百萬マルクで、前年度より百萬マルク以上を增加した。これらの數字によつて、ラヂオの普及度が窺はれる。

（ハ）大衆聽取組織

大衆聽取組織とは、ナチス黨ラヂオ監督官の責任下に行はれるもので、政府當局者が國民大衆に呼びかける必要がある時、廣場、學校、工場、一般集合場等を利用して大衆を集め、政府當局者の言葉を聞かせる組織である。この目的は勿論統一された輿論を獲得することにあつて、この放送時間には全ドイツが仕事の手を休めて放送を聞く。

（ニ）反ナチス宣傳

反ナチス宣傳は、ドイツと利害關係を異にする諸國から種々なる手段によつて行はれてゐるが、ラ

ヂオ事業に於いても、ソ聯その他から電波による反ナチス宣傳が行はれるのである。

第四章　宗教政策

(一)　ヒトラーの宗教觀

「我が闘爭」に見られるヒトラーの宗教觀は大要次のやうなものである。

(イ)　プロテスタント對カトリックの抗爭は、ユダヤ人がドイツ國民の反ユダヤ的思想を緩和するため、ローマ法王權の問題を利用して行つた陰謀である。

(ロ)　然し、地上の將來にとつて、プロテスタント又はカトリックの勝敗は問題でなく、アーリア民族の發展か死滅かが問題である。

(ハ)　民族運動は當然法王主義に對する闘爭である。

(ニ)　民族運動內部では、カトリック敎徒とプロテスタント敎徒とが腕を組んで、ユダヤ人排擊のことに從ふべきである。

結局、ヒトラー自身は元來ローマ・カトリック敎徒であつたが、信仰を喪失して以來は、如何なる宗敎的禮拜にも列しないのである。

(二)　ナチス宗敎政策

國民社會主義の立場は現世的政治的であつて、普遍妥當性よりも特殊性を重んずる。これに反して教會の立場は、プロテスタントであれカトリックであれ彼岸的精神的であつて、教會の不變性を信じ、宗教的使命を重んずる。兩者の間に衝突が起るのは當然である。

ナチス黨綱領第二十四條は宗教に觸れたものであつて、「ドイツ國家に對し危險を及ぼさず、又ゲルマン民族の倫理感情及び道德感情に背かざる限りに於いて、國內に於ける信仰の自由を認む。NSDAPは一定の信仰告白に束縛さるゝことなく、實證的キリスト敎の立場を代表す。黨は內心的外形的いづれの形式を問はず、ユダヤ的唯物的精神に挑戰し、ドイツ國民の恒久的更生は次の根本觀念の上に來るべきことを確信す。卽ち、『公益は私益に優先す』」となつてゐる。キリスト敎は必ずしも否定されず、個々人の信仰の自由は制限つきで許されてゐる。

又、總統代理ルードルフ・ヘス (Stellvertreter des Führers Rudolf Hess) は、一九三五年五月十四日、ストックホルムに於いて、國民社會主義の宗敎政策の根本命題は、「各人が各自の形式で淨福を得る」といふフリイトリッヒ大王のそれであると云つた。卽ち、ナチス國家は敎會に敎會のものを與へる。故に敎會は國家に國家のものを與ふべきである。ナチス國家は信條の紛爭には何ら關心を持たないと云ふ意味である。

然し、國民社會主義は國民を政治的に指導し、敎會は國民を靈的に指導すると云つても、この問題はさほど簡單に解決する性質のものではない。「ヒトラーに仕へることはドイツに仕へることであり、ドイツに仕へることは神に仕へることである」と云ふ大まかなナチス理論に對して、「人間よりも神に從はなければならぬ」（ニーメラア、Niemöller、反ナチス・プロテスタントの指導者の言）とする宗敎家達は容易に屈服しないであらう。

一九三八年十月二十二日のベルリイナア・タアゲブラット紙は、この三年間ドイツには新設された又は新設中の敎會が三五〇あることを報じ、これは靈魂の力の狀態及び發達を證明するものではないが、敎會の生活意思の證明になると述べて、ドイツでは敎會の生命が絶えたといふ外國論調に應答してゐる。

(三)　ナチス對プロテスタント

プロテスタントは北ドイツ及び東プロイセンに勢力があつて、反抗主義に立ち、個人主義的自由主義的色彩を持つてゐる。プロテスタントの地方敎會は、自分の意思で地方の侯伯の俗世的支配を受けてゐたが、敎會を主宰する牧師職及び敎化者達は、大抵根强い共和主義的精神に培はれてゐた。

(イ)　ドイツ・キリスト敎徒 (Deutsche Christen) 運動

ナチスは權力獲得前に、牧師ホッセンフェルダア (Hossenfelder) を指導者として、プロテスタント內部にナチス化運動を展開した。この運動はドイツ・キリスト敎徒運動と稱し、從來の二十八の地方徧

部にナチス化運動を展開した。この運動はドイツ・キリスト敎徒運動と稱し、從來の二十八の地方福音敎會の代りに統一的なドイツ福音敎會を置く、卽ち、在來の牧師中心主義の敎會を排して新しい國民敎會を起さうとした。一九三三年七月二十三日の敎會選擧に於いて、ドイツ・キリスト敎徒は政治的權力の尻押しを受けて、大多數を獲得した。その結果、

1. 聯邦僧正職 (Reichsbischof) が設けられ、ケーニヒスベルクの兵營附牧師で同時にウィッテンベルクの國民宗務會議員であつたミュラー (Ludwig Müller) がこれに任命された。

2. 宗務大臣が設けられた。

3. 牧師に對しても「アーリア條項」が設定された。

4. ドイツ・キリスト敎徒は舊約聖書攻擊を始め、學校で舊約聖書を敎へることを廢止しろと騷ぎ、古いゲルマンの神々をキリスト敎に組み入れることを要求した。

（ロ） ドイツ・キリスト敎徒運動に對する反對運動

プロテスタント側

1. 二十二人の牧師がウィッテンベルクでドイツ・キリスト敎徒に反對宣言をした。五千人の牧師が反對宣言に贊成した。

2. 反對運動はプロイセン以外の州で猛烈であつた。一九二二年以來在つた「ドイツ福音敎會同盟」

は惰眠を捨てて活動を始め、同盟總務部に當る三人委員會は新たに一人の「總敎父(ライヒスビシヨツフ)」なる最高獨裁職を設け、ドイツ・キリスト敎徒運動を絕對に排斥するやうな人物を選んで、この職に就け、「總敎父は國民社會主義的敎會指導者ミュラーの上位に立ち、これを指揮監督するものなり」との宣言書を出した。

3. アーリア條項の適用は中止され、ホッセンフェルダアは辭職した。

4. 宗務大臣はなくなつた。小ブルジョアは敎會のナチス化に反對した。

カトリック側

バイエルンの大僧正ファウルハアバア(Faulhaber)が先頭に立つて反對した。ナチスはこれに對して多數の牧師や說敎師を處罰(禁錮又は懲役)した。

(ハ) 反對運動に對する處置

1. 「ライヒ僧正」ミュラーは自らプロテスタント敎會の獨裁官であると聲明し、プロイセン敎會法を廢止した。

2. 總敎父を强制的に辭職させた。反對派の指導者ニーメラアは休暇をもらつた。反對派幹部を罷免し、尙聽從しない牧師を黨の刑務所へ入れた。

3. プロイセンに於ける敎會代表者團を解散させ、プロイセン地方の宗務を見るため、文部省から代官(ミサール)を派遣することにした。

代官（ミサール）を派遣することにした。

4. プロイセン以外の牧師達は、ヒトラーが「もし紛爭が續くならば、國家は敎會に就いては關心を持たない」、卽ち、年額一億マルクの敎會補助金を撤廢すると告知するや否や、降服してしまつた。

(二) 新敎會憲法

一九三三年七月十一日に新敎會憲法が制定された。

1. 國敎會（ライヒ）の最高部として「ライヒ僧正（ビシヨツフ）」を、その下に「宗　務　省（ガイストリツヘス・ミニステリウム）」を置く。
2. 右二者は敎會事務を取扱ひ、立法に關しては「ドイツ國民宗務會議（ドイチエ・ナチオナアルジノーデ）」と協力する。
3. 舊プロイセンの合同敎會（ウニオン）は長老敎會に編入する。
4. 總　主　宰（ゲネラルスウパアインテンデント）及び因襲的な種々の敎會官職は廢止する。

第一回のライヒ僧正にはミュラーか擧げられた。然し一九三三年から三五年に至るまで、新敎敎會の反抗氣分は少しも輕減されなかつた。尙、ドイツ・キリスト敎徒の指導は、一九三五年六月以降、學務委員レエム (Studienrat Rehm) が執つてゐる。

(四) ナチス對カトリック

國民社會主義がカトリックの敎義と相容れぬものであることは、最早說明の要がない。又カトリックは世界的な組織體であるから、ドイツ國內に於ける國民社會主義對カトリックの抗爭が、卽ち、世界

に於ける國民社會主義對カトリック（ローマ法王廳）の鬪爭である事實も、最早注意を促す必要はない。

（イ）　理論鬪爭時代

ナチス對カトリックの抗爭は、ナチスの擡頭以來現在も續けられてゐるわけだが、ここではナチスの擡頭から政權掌握までの期間を、理論鬪爭時代とする。一九三三年二月十七日はカトリック諸團體が一九三二年十一月の總選擧に對する抗議を提出した。ナチスが政權獲得のために戰つてゐた間、カトリックは勿論中央黨を支持したのである。中央黨はヴェルサイユ條約を熱心に支持し、デモクラシイの發展に盡した。

（ロ）　政教協約準備時代

政教協約準備時代とは、ナチスの政權獲得後、コンコルダアト締結に至る期間を指すことにする。この期間は、ナチスとカトリックとが互に歩み寄つたのである。卽ち、一九三三年三月五日、ヒトラーは次の如き內容の演說をした。

1、キリスト教義は、ドイツ國民生活の安寧を保持するために最も重要な要素の一つである。

2、ナチスはドイツ・キリスト教會と諸國家間との既存の協約を尊重する。

3、ローマ法王との親善友好關係をますます增强する。

一九三三年六月三日、フルダ (Fulda) に於いて司祭書翰が公布され、

1、非キリスト教的な復讐を好む政策を、

2、「民族と血」の政策を警戒し、

3、民族主義的教會の理念に反對し、

4、自由を要請した。(ここに自由と云ふのは、カトリックの學校、教師養成學校、諸團體就中青年團體、新聞その他の言論機關に自由を求めたのである。)

一九三三年七月五日、中央黨が解黨し、次いでバイエルン人民黨が解黨し、カトリックの政治的勢力が大いに減少した。

一九三三年七月二十日、三十四ケ條のライヒス・コンコルダアト (Reichskonkordat) が、法王使節パチェッリ (Cardinal Pacelli) とフォン・パアペン (Von Papen) との間に調印され、同九月十日に批准交換された。これによつてカトリックは「政治的團體に關係せざること」になつた。コンコルダアト締結以後は暫く平和が續いたが、それは決定的なものではなく、やがでコンコルダアトの意味の解釋に就いて論爭が始まつた。カトリック側はコンコルダアト締結によつて表面上はナチス國家を肯定したが、ナチス世界觀をカトリック教義とは相容れない反キリスト的新異教主義だと見る態度を改めなかつた。

ナチス側は、

1、教會的カトリックと政治的カトリックとの間に明瞭な分界線を劃し、教會は實行不可能な政治的諸要求を清算すること、

2、教會は國家に現世の問題を總て委ねること、を要求した。

(ハ) 平和時代

然し、ライヒス・コンコルダアト締結よりザール人民投票に至る一年餘の間は、曲りなりにも平和時代と稱してよく、ナチス世界觀とカトリック教義とを理論的に調和せしめようとする試みがなされた。その例としては、ナチス側にテッシュネルの「民族社會主義の全體國家要請とドイツのカトリック」があり、カトリック側にヨオゼフ・クラーグルの「ドイツのカトリック教徒と國民社會主義」がある。ナチスとカトリックとの、この理論的調和の傾向に對しては、ヴァティカン外交問題のフランスの權威者ド・ラ・ブリエールまでが、ナチスは共產主義ユダヤ主義の排斥にカトリックの協力を必要とするから、兩者間の調和の傾向は一層强められるであらうとの樂觀說を述べた。

(ニ) 文化鬪爭時代

ザール人民投票の勝利(一九三五年一月十三日)は、ナチスのカトリックに對する干涉の火に油を注いだ。カトリックの學校、諸團體、教育事業、印刷物は種々干涉を受け、司祭書翰は沒收された。一

九三五年十二月には、カトリック青年團體が解散した。ナチスは敎會が國家に從屬することを求めて、敎會がナチス敵對の態度を改めぬかぎり、敎會と國家との間に戰爭が起り得ると云ひ、次の諸點でカトリックを非難した。

1、敎會はドイツ國民の政治的統一に全的協力を示さない。

2、敎會は國家の統制經濟を亂す。

3、敎會は不當にも政治に容喙する。

一九三五年の司祭書翰はこれらの難點に答へてゐるが、結局はドイツ・カトリックがナチス國家と如何に步度を合せるか、問題の展開は今後にある。

(五) ヴァティカンの態度

國民社會主義の哲學の最も完成した姿を見せてゐると云はれるロオゼンベルクの「二十世紀の神話」を禁書目錄に登錄したローマ敎會の中心ヴァティカンは、ナチス・ドイツに對して如何なる態度を取つてゐるか。

(イ) オーストリアに就いて

ヴァティカンは、カトリック敎國としてのオーストリアを獨立させて置きたかつた。オーストリアはドナウ河畔のカトリック敎の防禦線たるべきで、オーストリアを獨立國としてとどめて置くことは、

ヴァティカンの利益であつたばかりでなく、ドイツとオーストリアとの合邦を恐れるフランスの利とするところでもあつた。從つて、一九三八年二月頃から、全世界のカトリック系新聞は、「オーストリアを救へ。それはヨオロッパの問題だ」と云ふ聲を上げ始めた。然しナチスはオーストリア合邦に成功した。

（ロ）　チエッコスロバキアに就いて

ヴァティカンとしては、ドイツの勢力擴張が中歐のカトリック教諸國を脅かすのに堪へ得なかつた。故にヴァティカンは、チエッコスロバキアを、諸國民が一致して共同生活を營んでゐる樂土と見なければならなかつた。然しチエッコはドイツに合併され、スロバキアはドイツの保護國になつた。

（ハ）　國際平和に就いて

國際平和を理想とするヴァティカンは、ドイツが主張するアウタルキイに贊成し得ず、國際間の信用恢復の基礎となるべき自由な資本融通をすすめてゐる。一九三八年初 Union International d'Etudes Sociales（國際社會問題研究聯盟）によつて Code de Moral International（國際道德法典）が發行されたが、多數國家の存在を排して、超國家的組織を建設すべしとの內容のものである。又、ヴァティカンはイタリイの人種政策を攻擊してゐるが、ナチスはこれを、ベルリン・ローマ樞軸を弱めるための手段と見てゐる。

第五章　對外文化政策——ナチス黨國外組織

ナチス・ドイツを取卷く所謂民主主義諸國は、國際文化戰の渦中で、ドイツ精神の孤立を說いてかう云つてゐる。ナチス・ドイツに於いては、全社會生活が機械化され、人間は政治勢力の道具になつた。個人の權利や意見は認められない。暴力を崇拜する異教精神が跳梁し、中世的な「ユダヤ人狩り」が行はれてゐる。モノポリーによる經濟的獨裁と全體主義による政治的獨裁とは、無智な官僚政治が勢力を增す危險を孕んでゐるばかりでなく、獨裁者に時代の困難を終熄せしめよと求めるのは、人類の精神的智的退化の結果である。「ドイツ的な思考」はそもそも「統一的な西洋の國際主義」とは相容れぬもので、ドイツは、他の西歐諸國の意識に大影響を與へた「ギリシア・ローマ精神とキリスト教」とを間接にしか受取つてゐない。事實が示す如く、十六世紀の宗教改革、十九世紀の浪曼主義運動、現世紀のヒトラー主義は、歐洲の精神的共同體を破壞しようと試みるドイツ的意識の三大宣言である、と。

民主主義諸國がこのやうにドイツ精神の孤立を叫んでゐる時、ヒトラーが權力を得るまで國際協調と國際平和とを說いた大戰前後のドイツ精神界の代表者達が、或は追放せられ、或は亡命しつつある事實は、民主主義諸國のドイツ批評の正當性を裏書きする如くである。

これに對して、ドイツは次の如く答へてゐる。諸國民には精神的に過度に外國化することに對する自然的拒否の權利がある上に、西洋文化の主位を占め、西洋の良心を擔ふ者は、必ずしもフランス人又はイギリス人とは限らぬ。更に、ドイツ亡命者達はユダヤ的かマルクス主義的民主主義的ではあるが、決してドイツ的ではない。民主主義諸國は亡命者達の文化活動を「眞のドイツの表現」と見たがるが、亡命者達の文化運動には將來性がない。ドイツ内外の國民同胞が統一戰線を結成する日が近いからである、と。

卽ち、次に說く「ナチス黨國外組織」は、國內ドイツ人と國外ドイツ人との統一戰線を强化するために組織されたものである。

國民社會主義ドイツ勞働黨國外組織 (Die Auslands-Organisation der NSDAP. A.O.)

(一) AOの成立

AOは、ドイツ本國外に在るため本國の事情に通せず、本國に對する關心を失ひ易い立場にある國外ドイツ人を、ナチス的に統一する組織である。AO成立の沿革は、

一九三〇年秋、二三の國外ドイツ人が、ハンブルクに於て統一組織の事務所設立を議した。

一九三一年五月一日、ハンブルクにナチス黨指導部國外局が置かれた。

ナチス政權獲得後の國內經營中、ハンブルクの事務所は「政治部指導下の在外ドイツ人部」の名稱を附せられてゐたが、一九三三年十月三日、再び舊名に復し、總統代理ルードルフ・ヘス (Stellvertreter

を附せられてゐたが、一九三三年十月三日、再び舊名に復し、總統代理ルードルフ・ヘス (Stellvertreter des Führers Rudolf Hess) に直屬することになつた。

一九三四年二月十七日、總統代理はナチス黨指導部國外局に「ナチス黨國外組織」(Auslandsorganisation der NSDAP.) の名稱を與へ、エルンスト・ウィルヘルム・ボーレ (Ernst Wilhelm Bohle) をガウ指導官の稱號を有するナチス國外組織の指導官とした。同時に總統代理本部附指導官ボルマン (M. Bormann) の名で、國外組織の權限が規定された。

1. 國外組織は國外に在る全黨員の唯一の管轄官廳である。
2. 總ての黨支部と國外にある黨の諸組織との事務的交渉は例外なくベルリーンの國外組織を經て行はれる。
3. 國外ドイツ人をその活動に參加せしめんとするナチス的諸團體は、國外組織の範圍內に於いてのみこれを行ひ得る。
4. 國外に定住所を有するか又は國外に旅行する總ての黨員は、國外組織並びにその居住地の地區集團 (Ortsgruppe) に屬し、ドイツ國內の何れのガウ (Gau) にも屬し得ない。

一九三四年三月十六日、總統代理は追加命令として、航海手帳を所持し、陸上勤務に携つてゐない者及びドイツ人水先案內人も、國外組織に加入すべしと命じた。

一九三五年三月中旬、ハンブルクの事務所は組織を擴大してベルリーンへ移轉した。總統は國外組織の重要性を認めその活動を更に遺漏なからしめるため、一九三七年一月三十日、外務省内に國外組織の司令を置いた。卽ち、國外組織の指導官エルンスト・ウィルヘルム・ボーレが外務省内國外組織司令（Chef der Auslands-Organisation der NSDAP.）になり、外務省の取扱範圍にある國外ドイツ人の各種事項の指導及び管理を引受けた。國外組織司令は外務大臣に個人的直接的に下屬し、その取扱事項に關する限り、閣議に參與する。

(二) ＡＯの綱領

ＡＯの綱領は一九三一年に決定された。ＡＯ加盟員はナチス黨員證と共に「國外證明書」(Auslands-ausweis) を交附されるが、國外證明書にはＡＯの綱領が命令として記載されてゐる。

1. 汝が賓客となれる國の法律に服せよ。
2. 汝が賓客となれる國の政策は、これを國人に委ねよ。外國の國内政策は汝に關係することなし。外國の國内政策に干渉する勿れ、容喙する勿れ。
3. 如何なる地に在りても常にナチス黨員たることを鮮明にせよ。
4. 常にナチス運動、延いて新興ドイツの名譽となるが如く語り、行動せよ。正義を爲せ、名譽を重んぜよ、勇敢なれ、忠誠を盡せよ。

重んぜよ、勇敢なれ、忠誠を盡せよ。

5. 國外にドイツ人を見たる時は、汝の國民同胞、汝と血液、習慣、本質を同じくする者なることを悟れ。その階級を問はずしてこれを助けよ。我等は總てドイツ國民の「創造者」なり。

6. ドイツ國民同胞が罪なくして困窮せる時、誠意を以て自發的にこれを救濟せよ。

7. 黨員たるにとどまらず、第一線の戰士たれ。我が運動の本質、內容、目的を知悉せよ。

8. 名譽ある總てのドイツ國民が、我が運動に參加するよう日每努力し戰へ。彼をして我が運動の優越性と正しさとを、我等が勝利の必然を、それに依つてドイツが榮え行く事を、確信せしめよ。

9. 我が黨機關紙、我が印刷物と書籍とを讀め。

10. 汝の滯在地の黨員に結びつけ。その地に支部 (Stützpunkt)、地區集團 (Ortsgruppe) あらば、その紀律正しき勤勉なる共働者たれ。紛爭を生ぜしめずして、起るべき不和を鎭むることに全力を擧げて努めよ。

(三) AOの組織

國外組織はこれを一のガウ (Gau) として、長官にガウ指導官 (Gauleiter) を置く。ガウ指導官は前述のボーレである。その下に、諸外國及び諸船舶上に支部 (Stützpunkt) 及び地區集團 (Ortsgruppe) を置き、それぞれ指導官を配する。（AOの政治的指導者はヒトラーの許可を得て「國外組織芸香——

AO-Raute——の名稱を有し、菱形の黒い芸香を左腕肘關節上二センチのところへ逆にして附ける。芸香にはＡＯなる頭文字を入れ、その色は最高責任者が黄、その他は白である。この袖章は黨員がＡＯに參加してゐる時に限り着用し得るもので、ドイツ國內に歸り次第、取外して國內の地區集團に交附する)。

(1) 國　局 (Länderamt)

國局指導官 (Länderamtsleiter) は、委託せられた集團の組織と全體的發展とに對してＡＯ指導官に責任を取る。國局指導官はドイツ國民生活に關係のある海外の諸事件を常に知らなければならない。從つて國局はＡＯ組織の政治的基礎である。國局には次の八つがある。

第一國局　北部及び東部ヨーロッパ
第二國局　西部ヨオロッパ（大英帝國及びアイルランドを除く）
第三國局　東南ヨオロッパ及び近東地方
第四國局　イタリイ、スイス、ハンガリイ
第五國局　アフリカ
第六國局　北アメリカ
第七國局　ラテン・アメリカ
第八國局　極東、オーストラリア、大英帝國、アイルランド

第八國局　極東、オーストラリア、大英帝國、アイルランド

(2)　航海局（Das Amt Seefahrt）

海員発狀を所持する海上黨員全部を管轄し、個々のドイツ商船に地區集團と支部とを設ける。ドイツ海運業に對する社會政策の發展を掌り、併せて航海者を本國ドイツ人と海外ドイツ人との仲介者たらしめる。航海局は三班に分れる。

イ、ウェーゼル＝エムス班（ブレーメン）

ロ、エ　ル　ベ　班（ハンブルク）

ハ、オストゼー班（シュテティン）

(3)　貿易局（Das Aussenhandelsamt）

ドイツ貿易の促進を圖り、海外ドイツ人の經濟的重要性に留意して、これをドイツ國の經濟的利益と一致せしめ、貿易に於けるナチス經濟政策を監督する。

(4)　貿易局内技術局（Das Amt für Technik im Aussenhandelsamt）

海外ドイツ人中の技師、技術家、化學者を保護し、國外への技術研究旅行及び海外に於ける技術的經濟的宣傳を取扱ふ。技術局は貿易局内の經濟顧問と連絡を取る。

(5)　法律局（Das Rechtamt）

法律局は外國に生活する無資産のドイツ國民同胞の法律上の保護を無償で扱ふ。法律局はナチス黨のライヒ法律局(Reichsrechtsamt) 卽ちドイツ國民法律保護局 (Amt für die Rechtsbetreuung des Deutschen Volkes) の指導下にある國內のナチス法律保護所 (NS.-Rechtsbetreuungsstellen) と協力する。國內のナチス法律保護所は、國外組織の法律局が本國內に於いて法律的要求を追求する時、國外ドイツ人に助力する。反對に、國外組織の法律局は、本國內に住む國民同胞が外國人又は國外ドイツ人に對して法律的要求を追求する時、ナチス黨の國外集團の助力を提供する。尙、國外組織の法律局は、國外ドイツ人に關する立法上の諸問題に對する黨の標準事務所である。

(6) 國民福祉局 (Das Amt für Volkswohlfahrt)

國外ドイツ人の冬季救濟事業を取扱ふ。國內外の國民同胞の艱難を減ずることを目的とする。かくして國外ドイツ人にナチス的犧牲觀念を喚起し、本國との結合を堅くする。

(7) 國民保健局 (Das Amt für Volksgesundheit)

ドイツ國民の健康維持のための總統命令及びライヒ醫師指導者 (Reichsärzteführer) の指令を國外ドイツ人に傳達し、これに與らしめる。卽ち國外ドイツ人に健康及び病氣の凡ゆる問題に就いて助言を與へ、健康な、人口政策上に又遺傳生理學上に價値のあるドイツ國民に就いてのナチス的思想を弘める。

(8)　歸國者局（Das Rückwandereramt）

國外から本國へ歸つて來た者の監督保護を掌る。先づ假りの歸國者證（Rückwandererausweis）を、檢査の後に決定的歸國者證を與へ、勞働局に依る勞働紹介の前提たらしむ。歸國者の社會的保護としては衣服を給する等の外、國內各處に歸國者の家を設けて、無資產の歸國者を收容し、適當な職業を得るまで保護する。

(9)　スペイン在留ドイツ人救助委員會（Der Hilfsausschuss für Spaniendeutsche）

スペインの市民戰爭勃發に際し、一九三六年六月二十七日に設置された。戰爭に追はれたドイツ人を本國に送還するとか、本國に於いて又は國民主義的スペインに於いて新生活を築く援助を與へるとかの事を取扱ふ。

(10)　監督局（Das Inspektionsamt）

監督局は主として國外の黨諸支部の組織のことに從ふ。更に、ドイツの船舶が寄港するすべての比較的大きな港に置かれた港灣勤務指導官（Hafendienstleiter）の報告を吟味する。港灣勤務指導官の任務は、船舶上にある國外組織の政治的指導官又は信任者（Vertrauensmann）と提携して、各地の集團と連絡を取る外、ドイツ人航海者及び旅行中の黨員、國民同胞を保護するにある。

(11) 文化局 (Das Kulturamt)

文化局は國外ドイツ人との精神的文化的交換を計る總ての官廳及び施設に對する連絡仲繼所である。文化局の活動は國外ドイツ人の文化生活の全領域に該當し、本國から外國へ向つて働きかける總ての文化諸力を統一的に綜合することを努める。卽ち、國外ドイツ人の協會事業や國民精神涵養のために重要な企てに對する配慮、ドイツ書籍の公布、國外ドイツ人圖書館の創設、國外集團や植民地に於ける催し事の應援、國外に於いて目的的にドイツの藝術的科學的催し事をするに對する相談、國際文化交換の諸問題に對する協力等が、文化局の仕事である、文化局は敎育家局と活動上からも組織上からも連絡してゐる。

(12) 敎育家局 (Amt für Erzieher)

敎育家局はナチス敎員同盟の國外部と共に同一指導機關に屬し、國外の全ドイツ人敎育家を組織することを任務とする。

(13) 敎化局 (Das Schulungsamt)

敎化局は、國外の黨員にナチス的世界觀を施す。敎化局には航海者及び國外ドイツ人のための指導者學校が附屬してゐて、國外及び海上の政治的指導者を敎育する。更に、敎化局には「ドイツ國民敎養事業部」が附屬してゐて、敎化局の世界觀的政治的啓蒙活動を文化政策的觀點から補足支援する。

(14) 新聞局 (Das Presseamt)

内外新聞に現れた國外ドイツ人に關する記事に注意して、これを利用し、内外のドイツ人經營の新聞に記事寫眞を供給する。

(15) 映畫ラヂオ辯士配置局 (Das Amt für Film, Funk und Rednereinsatz)

本局は映畫、ラヂオ、演說者によつて國外ドイツ人の間で啓蒙活動を行ふ。

(16) AOのドイツ勞働戰線 (Die deutsche Arbeitsfront der AO.)

國外組織のドイツ勞働戰線は、國外で働くドイツ人を、ナチス本國で行はれてゐる諸原則に從つて糾合し指導することを任務とする。船舶上の勞働平和の維持方法の如きは、ドイツ本國に於けると同じである。組織も本國のドイツ勞働戰線に準じ、「クラフト・ドゥルヒ・フロイデ」(Kraft durch Freude) も附屬してゐる。

(17) 官吏局 (Das Amt für Beamte)

官吏局（その指導官は同時にドイツ官吏同盟の國外部のガウ管理人 (Gauwalter) である）は、國外官吏、外務省官吏、官吏たる水先案内、渡船の官吏の事項を掌る。

(18) 國外ドイツ婦人勞働共同體
(Die Arbeitsgemeinschaft der deutschen Frau im Auslande)

これは國外ドイツ婦人の活動の中心體である。國外組織のガウ婦人指導官 (Gaufrauenschafts-leiterin) に指導される。

(19) 青少年局 (Das Jugendamt)

ライヒ青少年指導機關と密接に提携し、國外及び海上にあるドイツ青少年を指導する。

(20) スポーツ問題委任者 (Der Beauftragte für Sportfragen)

これはドイツ體育同盟 (Deutscher Reichsbund für Leibesübungen) の連絡員である。國外にある體育同盟スポーツ同盟の諸問題を掌る。

(21) ガウ裁判所 (Das Gaugericht)

ガウ裁判所は國外ドイツ人の排除事項の法廷として、航海裁判の決議紛爭及び調停人の法廷となる。即ち黨と、國外に住む黨員との共同の名擧を擁護するのである。

(22) 會計局 (Das Schatzamt)

會計局は國外組織の全財產權事項に對して責任を取る。

(右に述べたAOの組織は Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung des nationalsozialistischen Staates 中の Das Auslanddeutschtum v. E. W. Bohle の記述に據つたものである。Emil Ehrich の Die Auslandsorganisation der NSDAP. を紹介した同盟通信社パンフレットには、(1)第一國局 (2)第二

國局　(3) 第三國局　(4) 第四國局　(5) 第五國局　(6) 第六國局　(7) 第七國局　(8) 第八國局　(9) 航海局　(10) ＡＯのドイツ勞働戰線　(11) 官吏局　(12) 教育局　(13) 國外大學講師大管區　(14) 國外學生大管區　(15) ナチス文化同盟　(16) 法律保護者同盟大管區　(17) 國外ドイツ婦人事業協會　(18) 青年局　(19) 貿易局　(20) 監督局　(21) 文化局　(22) 人事局　(23) 新聞局　(24) 大管區裁判所　(25) 法律局　(26) 講師紹介局　(27) 歸國者局　(28) 會計局　(29) 學校局　(30) 國民福祉局　(31) 技術局　(32) ＡＯハンブルク支所を擧げてゐる)。

尙、ナチス黨國外組織はドイツ國民であつてドイツ國外にゐる者に關する組織であつて、ドイツ系の言語と文化とを有する者ではあるがドイツ國民ではない者には關係しない。然らば、ナチスはドイツ系人に對して如何なる政策を施すか。

ドイツ系人の問題

ナチス黨國外組織は、國外に在る黨員が客として滯在してゐる國の內政に干涉することを禁止するやうに、ドイツ系人に工作を施してこれを組織化するが如きこともしないと云ふ。然しこれは表面の原則であつて、他面に、ドイツ國と海外ドイツ系人との精神的文化的經濟的相關關係を深めるために、ドイツ系人が何らかの設備を置くとか團體を組織することを奬勵することを妨げないとしてゐる。故にドイツ系人に對する工作が行はれてゐるものと見るべきであるが、調査部二課編「獨逸の宣傳組織とその實際」に讓る。ベルリーンには國外ドイツ諸協會同盟（Der Verband Deutscher Vereine im

Ausland e. V., Berlin) が在つて、國外のドイツ諸協會の指導的中心になり、年鑑「世界のドイツ人」("Wir Deutsche in der Welt") を出してゐる。

ナチス・ドイツの社會政策

第一章 ナチス社會政策概觀

(一) 社會的政策

ナチス社會政策の細目に入る前に、ナチスが社會政策と云ふものを如何に考へてゐるかを見るのが便利である。即ち、「社會政策から社會的政策へ」發展したと稱するナチスの意嚮を確かめることは、所謂「國民共同體」の本質に觸れしめるであらう (Jahrbuch für Sozialpolitik 中の "Von der Sozialpolitik zur sozialen Politik" (Dr. Münz) 參照)。

ナチス社會政策が社會的政策になつたと云ふのは、社會政策が內政の一部ではなく、國民共同體を實現するための全體的公的活動の立場を意味するに至つたことを云ふ。ナチスに依れば、從來の社會政策は、資本主義の崩壞を救ふと同時に、高度資本主義を發展せしめた。高度資本主義とは、產業の合理化、集中化及び機械化である。その結果、經濟團體の勢力が增加して、國家は賃銀契約の遵守の單なる保證者になつた。勞働市場と商品市場とに對する勢力の諸關係か、勞働條件を形づくる決定的要素になり、市場が幾百萬人の運命を左右した。即ち、經濟は政治化せられ、政治は經濟化せられて政策は市場の要求の奴隷になつたのである。かくして、資本主義は人間を支配し、延いては產業全般を破壞した。產業のなかに、否定と破壞との精神が生じた。

然らばナチスは、「人間を支配して、産業のなかに否定と破壞との精神を生ぜしめた資本主義」を如何に見るか。

（二）資本主義の問題

ナチスに依れば、資本主義は國民に仕事とパンとを與へ得ないが故に、經濟體制たるの資格を失つたのである。經濟觀に於いてゴットフリイト・フェーダー（Gottfried Feder）の先蹤に從ふヒトラーは、ドイツ國民の經濟的獨立と自由とを獲得するためには、ドイツ經濟が國際的金融市場の支配を脫し、「利子奴隷制を打破し、不勞所得を廢止する」（ナチス黨綱領第十一）必要があることを力說した。ヒトラーに依れば、國際金融資本こそ戰爭挑發者である。故に、最も困難な戰は、諸敵國民に對するものではなく、國際金融資本に對するものである（「我が鬪爭」二三三頁參照）。ドイツ經濟はその國際化に反抗しなければならないのである。

從つて資本主義の缺點は、

(一) 自國の經濟部門を犧牲にして、國際的分業なる觀念を尊しとする。
(二) 勞働を尊重せず、投機のみに賴る。
(三) 國民の福祉を目的にしない。利害團體を對立せしめ、國民の福祉を政黨の福祉と置き換へる。
(四) 經濟理論のために現實を無視する。

（五）資本主義は自由主義的である。自由主義は一文化時期の特徴である、既に過去に屬するものである。

（六）資本主義は經濟を自動機械と考へる故に、唯物論的であり、國家は經濟に干渉してはならぬとする點に、自由主義的な唯物論的性格を最も明瞭に示してゐる。

（七）資本主義は人間を人間よりも上位にある一體系（經濟）に從屬させる故に、普遍主義的である。ナチスは普遍に對して特殊を主張する。

（八）資本主義は經濟を創造性よりも上位に置く。又、經濟生活を創造の火花を發する生活よりも上位に置く。從つて國民文化の萎靡をもたらす。

（九）共產主義の主要論據は資本主義の主要論據の變化したものに過ぎない。資本主義と共產主義との唯一の相違は、創造性に反對する程度の違ひである。ボルシェヴィズムは、創造性に對して武器を取つて反抗するに至つた資本主義以外の何ものでもない。

（十）資本主義は、國家が經濟政策によつて實現しなければならない意志的目的（例へば、ナチスの國民共同體實現の目的の如き）を持たない。

ナチスはこのやうに資本主義に反對してゐる。然し、私見によれば、ナチスの經濟體制は決して資本主義を脫却してゐない。國民社會主義なるものの現狀は、國家資本主義とでも稱すべきものであらう。

（三）國民社會主義

前節に於いて、國民社會主義は國家資本主義とでも稱すべきかと云つた。その理由は次の如くである。

ドイツ經濟界のカルテル、トラスト等の企業形態は、既に大戰前に始まり、大戰後ますます强化されたが、この企業形態は一種の産業統制である。一九三三年以降、ナチスが勞働組合を徹底的に粉碎し、共産黨に限らずナチス黨以外の政黨を禁止したことは、更に國家的統制政策を容易ならしめた。然し、社會主義を標榜するナチスの經濟政策は强力な統制經濟であるが、ソヴィエトの如く個人企業を全廢して、全生産と配給とを國家が管理するわけでなく、私有財産を肯定する資本主義的經營法に立脚してゐる。故に、ナチスが當初に揭げた國家社會主義的なスローガンには實行されないものが多いのであるが、急進派のエルンスト・レーム（Ernst Roehm）が殺戮された事（註）、二十五箇條の黨綱領の作成者ゴットフリイト・フェーダー（Gottfried Feder）が隱遁した事等は、ナチス經濟の將來の動向を暗示してゐる。即ち、ナチスの經濟は國家資本主義の道を進むと思はれ、一般勞働者は階級鬪爭をする必要がなくなつたにしても、從來と同じく貧困の狀態に止まるであらう。

（註）一九三四年六月三十日、ヒトラーの命令によつて突如ナチス清黨運動開始され、ナチス突擊隊總司令レームは逮捕され、元首相シライヘル夫妻外、突擊隊指導者シュトラッサー等七名が銃殺された。七月十二日、ゲーリングは法曹家大會に於いて、清黨運動批判禁止を聲明した。七月十三日、ヒトラーは臨時議會に於いて、武力清黨のやむなかりしを説明し、處刑者七十七名と發表した。八月十八日、ゲーリングはレーム叛亂の檢擧數一〇二四名と發表した。

（四）　ナチスと資本家階級

ナチス（國民社會主義ドイツ勞働黨）は、廣汎な小ブルジョア層及び勞働者層を地盤として擡頭した。ナチスが掲げた二十五箇條の黨綱領を讀めば、ナチス運動が如何なる階級層に呼びかけたものであつたかが明瞭になる。卽ち、小ブルジョア層は、ナチスを己の政府として權力を獲得せしめ、それによつて沒落に瀕した己の地位を改善せんとしたのである。小ブルジョア層の地位改善は、市場の競爭に於ける敵である大資本家的企業の優位を打破することに依らなければならない。事實、ナチス運動の中心的基礎をなした都會の中小商人及び家內工業者達は、百貨店、均一店、多數の支店を有する大商店を鬪爭の目的にした。

中小商人及び家內工業者達が組織した中小營業者鬪爭同盟は、ドイツ小賣商總同盟と結んで、百貨店及び類似の大商店を、販賣商品の種類を制限することにより個別的商店たらしめんとし、更に、商品の取引額を基準とする百貨店稅（取引額二〇〇〇萬マルク以上のものに對し二分の一％を課し、それより累進的に課する）を課せんとした。又、ナチス黨員及びナチス經營細胞組織（N・S・B・O）は諸資本家團體又は個々の大會社に干涉し、各部門にナチスの代表者を入り込ませることに依つて、資本家の勢力を殺がうとした。

然るに、政權獲得後のナチス政府は、嘗ては運動の地盤として利用した中產階級の利益を代表しな

かつた。一九三三年五月六日には、中小商工業者保護法なる法律が決定されたが、これは單に商店の新設と景品の配布とを禁じたのみで、百貨店に對して中小商工業者を保護するものではなかつた。百貨店稅及び支店稅の徵收に就いては取引額を基準とする百貨店稅は制定せられず、單に既存の百貨店稅及び支店稅を倍加し得る權能を各州(ラント)に與へたに過ぎなかつた。ナチス最高幹部は黨員に對して今後百貨店に干涉することを嚴禁し、八月七日には中小營業者鬪爭同盟を解散せしめた。他面、ドイツ工業家聯盟は六月二十日にドイツ雇主同盟を倂合してドイツ工業團體と改名し、以前同樣クルップに支配せられることになり、ラングナーム・フェライン(ライン・ウェストファーレン地方の重工業資本家團體)も七月五日に至つてナチス黨員の支配を脫し、フリッツ・ティッセンが指導者の地位に就いた。從つてナチスの代表者を諸資本家團體及び大會社に送り込んでゐたナチス經營細胞組織(N・S・B・O)は、七月二十九日に至つて、同細胞組織が任命したコンツェルン諸會社に對する委託者全部を解職することを發表しなければならなかつた。つまり、所謂「國民革命」の波に乘じてナチス黨員が企てた大資本家に對する干涉は完全に除去せられたのである。

右の事實を見ても、ナチスが資本家階級の味方であることは明白だが、後に說く國民勞働統制法の諸規定を見れば、この事は一層明らかになる。例へば勞働條件を決定するにしても、資本家に信用せられてゐる人々が選ばれて構成する信任協議會がこれを行ふのであるから、勞働者の意志が尊重され

ることは考へられない。又、勞働振興プログラムによつて行はれた各種公共事業、新自動車に對する租税の免除、自動車道路の建設等は、殆ど總て資本家の利益になるものであつた。

（五）　ナチスと勞働者階級

ナチス政府治下に於ける勞働者の狀態に就いては、後に說く「國民勞働統制法」と「ドイツ勞働戰線」とを參照されたい。

（イ）　前項に於いて確かめたやうに、國民社會主義ドイツ勞働黨は、政權獲得後、中產階級及び勞働者階級の希望を實現させず、資本家階級の味方であることを暴露した。從つて、全國で約五百萬の勞働者の投票者を持つてゐたドイツ共產黨が解黨させせられたことは、勞働者階級にとつて不幸であつた。

（ロ）　諸勞働組合及び諸使用人組合が「ドイツ勞働戰線」なるナチス組織に統一せられたことも、勞働者階級にとつて不幸であつた。何故ならば、「ドイツ勞働戰線」は勞働者の物質的生活の向上を計るとか勞働者の利益を代辯するとかいふための組織ではなく、積極的には勞働者にナチス世界觀を體得せしめるため、消極的には反ナチス的勞働運動を防遏するための組織だからである。ナチス世界觀は、經濟及び勞働方面に於いて、指導者（企業主）に對する從屬者（勞働者）の絕對服從を敎へる。從つて、ドイツの勞働者が、舊勞働組合を破壞されて、「ドイツ勞働戰線」に統一されたことは、勞働者の團體的鬪爭力を薄弱ならしめたと云はなければならない。

（ハ）然し、ナチスの第三國家には階級鬪爭の必要がないと云はれる。勿論、純理論的に云へば、企業家が指導者となり勞働者が從屬者となつて、兩者間に些細の軋轢もなく、相携へて國家の繁榮のために働くのであれば、階級鬪爭は自ら終熄するであらう。然るに、資本主義的經濟體制下にあつては、資本家と勞働者との利害は必ず相反する。ドイツ勞働戰線の指導者ローベルト・ライ（Robert Ley）に依れば、對立する利害關係に置かれて資本家對勞働者といふ二大陣營に分れてゐた兩者は、「職能團體的構成」と「ドイツ勞働戰線」とを通じて融和され得ると云ふ。從つて、「職能團體的構成」とは何か、「ドイツ勞働戰線」とは何かといふ問題になるが、いづれも後章に讓る。

（ニ）ナチス政權掌握當初には、食糧品價格の引上げと、これに伴ふ消費の減退とが非難された。一九三七年に於いても食糧饑饉が云々され、同年三月十五日以降は、パン及びパン製品の製造に當つて小麥粉に七％の玉蜀黍粉を混入することが命ぜられた程であつた。食糧品の價格が引上げられたのは、勿論、食糧不足に依るが、この食糧不足は當然農產物の價格騰貴を齎した。法律の取締にも拘らず、一九三四—三五年間に、家畜の價格は一四％騰貴し、馬鈴薯その他の農產物の價格は戰前の水準に迄達した。

然し、一九三八年九月の黨大會に於いては、ゲーリングが社會政策の成功を報告して次の如く演說した。（A）ドイツには强制勞働はない。ドイツ人にとつて義務であるものが、外國人には强制と見え

るのだ。ドイツ勞働者の至上命法は義務を果すことであり、最高の義務は國家を保全することである。(B)社會政策は成功を收めた。勞働管理官は、現在、經營の全勞働條件を管掌し得る。(C)(イ)十月一日以後パンに玉蜀黍を混ぜることを廢める。(ロ)新鮮なパンを賣ることを許可する。(ハ)黑パンの磨ぎ過ぎを減らす。(ニ)故に、糠としての飼料(農業用)が多くなる。(ホ)パンの値上げを許さぬ。(ヘ)ビールの釀造はかなり增加されるであらう。(ト)馬鈴薯の收穫は昨年以上。(チ)砂糖は輸出できる位ある。(リ)捕鯨船は大成功を收めた。——グーリングの演說はドイツ社會政策の成功よりも、成功の遲々たるを暴露してゐるのではあるまいか。

(ホ) 勞働所得(勞働者、使用人、官吏)の態樣は如何。一九三四年に於いては一九三二年と對比して、

一九三二年第二四半期　六十五億五千五百萬ライヒス・マルク

一九三四年第二四半期　六十九億三千六百萬ライヒス・マルク

即ち、五・八%の上昇と報告された。

然るに官廳生計費指數は、

一九三二年七月　八〇・一

一九三四年七月　八一・〇

即ち、〇・九%の騰貴を示してゐる。從つて、生計費指數が虚僞のものでないとしても、勞働所得の增加は四・九%に減るわけである。一體、ナチス治下に於いては統計局から發表される總ての數字は宣傳省の檢閱を經る。これは、宣傳省が重要な統計をナチス政府に都合のよいやうに改竄するであらうとの想像を許すものである。又、平均時間賃銀の統計は一九三四年以來、婦人勞働者のそれは一九三四年十二月以來、最早經常的には發表されなくなつた。從つて、次に掲げる國民所得統計の如きも、多分に疑ふ餘地があるわけである。

國民所得

	總額(百萬RM)	人口一人當所得(RM)	消費單位當所得(RM)(一)
一九一三年	四五、六九三	七六六	九九二
一九二八年	七五、三七三	一、一八五	一、四五三
一九二九年	七五、九四九	一、一八七	一、四五三
一九三〇年	七〇、二二三	一、〇九二	一、三三三
一九三一年	五七、四五八	八八九	一、〇八三
一九三二年	四五、一七五	六九六	八四七
一九三三年	四六、五九〇	七一四	八六六
一九三四年	五二、七一〇	八〇四	九七三
一九三五年	五八、三九五	八七三	一、〇五七
一九三六年(二)	六三、一二三	九三七	一、一三五

(一) 成年男子(完全人)の消費を標準とし、(消費單位)婦人子供を右の標準に對する割合にて推算せるもの。人口の年齡構成の異なるに從ひ人口一人當所得額は每年の國民の福祉水準を比較することを得ない故に、右の消費單位當國民所得を計算する必要がある。

(二) 一三九五年以降はザール地方を含む。

勤勞所得、企業所得、年金所得の比較

	勤勞所得及び企業所得(1)	年金收入(2)	年金收入の勤勞及び企業所得に對する割合(%)
一九二九年	六三・六	一三・三	二〇・九
一九三二年	三六・八	一二・三	三三・四
一九三三年	三八・五	一一・六	三〇・一
一九三四年	四四・二	一一・一	二五・一
一九三五年	四九・五	一一・〇	二二・二
一九三六年	五三・八	一〇・九	二〇・三

（單位十億ライヒス・マルク）

(1) 農業林業、商工業、賃金、俸給（社會保險の雇主分擔保險料共）よりの所得及び會社收入を含む。
(2) 資本收入、賃貸料、地代及び年金恩給を含む。

（へ） 勞働所得の次に問題となるのは租稅であるが、租稅は逐年增加してゐる。租稅率を歲入に對する百分率で示すと、

一九二八年	一八・六%
一九三三年	二六・〇%
一九三七年	二八・六%

である。

賃銀所得中から差引かれる諸控除は、（イ）失業保險掛金の增額一・五%（ロ）恐慌稅一%（ハ）結婚生活

者扶助（所謂獨身稅）二％（ニ）冬季救濟事業寄附金、勞働戰線組合費（總收入及び臨時仕事の價値によつて決定され、最高月一二ライヒス・マルクより最低月〇・二〇ライヒス・マルクまで）、ナチスの新聞雜誌購讀豫約費等々全部で少くとも五％である。又、勞働振興プログラムは「國民的事業助成のための自發的寄附」を募つたが、これは殆ど正規の租稅に變じた。即ち、勞働者は賃銀の中から每週二十五ペニッヒの寄附を强制されるが、每週二十五ペニッヒは年額で十三ライヒス・マルクに達する。從つて、國民所得增加の緩漫なるに對する租稅負擔の增加は、勞働者の生治を低下せしめたであらう。

（六）勞働配置政策

ドイツが現在「工業に於ける勞働力特に熟練工の不足と農村に於ける勞働力不足」とに惱んでゐることは、一九三八年九月の黨大會に於けるヒトラーの演說に明らかである。

（イ）勞働手帳制度

一九三四年以來、ナチス社會政策は勞働配置を計畫的に行はなければならなかつた。一九三五年二月二十六日の「勞働手帳制度に關する法律」による勞働手帳制度は、計畫的勞働配置の基本的準備調査であつたが、ライヒ勞働紹介失業保險局長官ジルーブを最高指揮者として、この統一的中央機關を中心に、全國三六〇以上の勞働局の下に全職業紹介失業保險機關が總動員されたのであつた。

勞働手帳制度は、「勞働手帳實施に關する法律」の第一條が規定する如く、「ドイツ經濟に於ける適

切な勞働力の配分を確保」せんとするもので、全勞働者並びに使用人に對して勞働手帳を所持せしめ企業者及び所轄勞働官廳をして勞働者並びに使用人の人格、經歷及び職業を明瞭ならしめ、かくして勞働力の適切な配分を確保し、勞働統制を確立せんとしたのである。本法第二條は、本法の施行について定められた時期（一九三五年四月一日）以後に於いては、本法の適用を受ける勞働者並びに使用人は勞働手帳を所持しなければ經營、行政又は世帶に雇傭せられ得ないことを規定した。第三條は勞働手帳が所轄勞働公署（職業紹介所）から發行されるものであること、他の部署よりの發行は法律が認めた場合の外は之を禁じることを規定した。第四條は、本法の違反に對する罰則を規定した。

勞働手帳は實際に如何なるものであるか。

(1) 勞働手帳の發行。勞働手帳は勞働者又は使用人の申請によつて、所轄勞働公署から發行される。發行を申請する際には、勞働者並びに使用人は先づ所轄警察署の證明書を受けなければならない。勞働公署に出頭した場合は、發行に先立つて自己の人格、職業、經歷等を係官に對して陳述しなければならない。發行は無料である。

(2) 勞働手帳の全國的統一。勞働手帳は全國一律的にライヒ職業紹介失業保險局長官の定める雛形によつて統一される。全勞働者及び使用人に對して同時に勞働手帳を交付することが不可能なため、一定期間を定めて假證明書を發行することもある

(3) 勞働手帳の記載事項。勞働手帳には自己の生年月日、住所、經歷並びに職歷を記入する。

(4) 勞働手帳の運用。勞働者並びに使用人は新たに雇傭せられた場合、又は雇傭關係中に於いても勞働手帳が交付せられると共にこれを企業者に手交する。企業者は右勞働者又は使用人の雇傭中はこれを保存し、手帳の中に雇傭開始の日時及び正確な種別を記入する以外に、別にライヒ職業紹介失業保險局長官の定める用紙に同樣の記入をなして、これを所轄勞働公署に提出しなければならない。又雇傭に變更を來たした際にも同樣の報告をなし、雇傭終了の際には、その日時を記入して手帳を原所持者に返還する。

(5) 勞働手帳の保管。企業者、勞働者又は使用人たるを問はず、勞働手帳の保管者はその保管中充分の注意を拂はなければならない。手帳を紛失した場合には、これを所轄勞働公署に申請することを要し、その申請に基づいて新たに勞働手帳が交付せられるが、この場合には手數料を徵收することが出來る。

(6) 勞働手帳の監督。勞働公署は必要ありと認める場合に何時でも勞働手帳の差出を請求することが出來る。又、勞働手帳の中に不當、不完全又は許容し難い記入を發見した時には注意を與へ、訂正を行はしめることが出來る。勞働公署は管轄下の勞働者及び使用人の勞働手帳についてこれをカードに記入して、保存して置かなければならない。勞働手帳法に對する罰則は、他の刑事法規によつて一

層重い刑に處せられる場合を除き、違反事項の種類に從つて、一年以下の禁錮と百五十ライヒス・マルク以下の罰金との二種を區別する。

（ロ）勞働配置政策の弱點としての農業勞働力補給

「ライヒ勞働時報」中のライヒ勞働紹介失業保險局長官の報告によれば、一九三八年春、農業勞働力不足のため、十二萬の外國勞働者を輸入した。これは勿論ドイツのアウタルキイ政策を危險ならしめるものである。既に一九三四年五月の「勞働配置規制法」と一九三五年二月の「農業勞働力需要充足に關する命令」とは、非農業的經營が農業に從事してゐた者を雇傭せんとする時には、勞働紹介監督勞働局の同意を要するものとし、又、その强制解雇をも同じ機關の權限に委ね得ることにした。

然し、農民離村と勞働力都市集中化とは、資本主義制度に固有な必然的傾向である上に、ドイツの現狀は準戰時體制下にあつて、生產力を擴充しつつある軍需品諸產業が勞働力吸收を强化してゐる。事實、四ケ年計畫を宣言した一九三六年十一月には、「農業勞働力需要充足に關する命令」は廢止された。尤も、その後に於いても農村勞働力の過度の流出を防ぐため、地方的に、化學並びに建築工業に於ける勞働者の雇傭を職業紹介機關の同意を要するものと命令したこともある。然し大體に於いて、農業生產力の維持は軍需諸工業並びに鑛業の生產力擴充の犧牲になりつゝある。

ナチスは農業政策第三條に「農民と農業とは眞のドイツ民族國家の樞軸」と宣言した。故に、農民

の精神的啓蒙に努めるかたはら、農業勞働者住宅の建築と長期契約農業勞働制とに力を注いでゐる。然し、外國勞働者の輸入が、一九三七年の六萬から一九三八年春の十二萬に倍加してゐる事實は、農業勞働力調整の困難を如實に示してゐる。

（ハ）　熟練勞働者爭奪防止

勞働配置をめぐる社會政策の最も基本的な問題は、熟練勞働者爭奪防止である。從つて、四ケ年計畫受託最高指揮者ゲーリングによる一九三六年十一月七日の諸命令の根幹をなすものは、熟練勞働者爭奪防止に關するものであつた。卽ち、勞働配置に關する彼の第二命令がこれを示してゐる。

(1)　鐵並びに金屬工業經營が四半期に十人以上の勞働者雇傭を增加せんとする時は、當該管區勞働局の認可を要する。

(2)　特に超過雇傭を必要とする時は、國家政策的經濟的重要性によつてのみ認可される。

(3)　この重要性の基準は、軍備、食糧保障、國內原料產業確保、輸出促進、勞働者住宅建築等の順である。

又、一九三七年後半には、同樣の規定が建築勞働者にも適用せられた。

（ニ）　勞働力需要の統制と勞働賃銀その他の惡化

熟練勞働者不足は、競爭的な賃銀の釣上げ、福利施設による誘惑等による勞働者の爭奪を惹起し、

これは生産力擴充を阻害する。從つて、計畫的な勞働配置は、先づ賃銀勞働諸條件の强力的計畫的統制を必要とする。

(1) 勞働關係

後に詳述する「賃率規則」は、超經營的な領域に亘つて賃銀勞働諸條件の最底條件を規律するもので、勿論勞働諸條件の國家的統制であり、統制の擔任者は勞働管理官である。然し、賃銀勞働諸條件その他は、第一次的には經營指導者（企業者）が「經營規則」のなかで獨裁的に決定する。經營指導者の決定する勞働諸條件に對して異議を挾む唯一の機關は「信任協議會」であるが、この協議會の議長は經營指導者であり、委員は、經營指導者がナチス工場細胞委員長として選拔した勞働者及び使用人中から無記名投票によつて選任せられるのであるから、勞働者の意を滿たし得ないと思はれる。

(2) 賃銀問題

四ヶ年計畫宣言後、ナチス經濟政策に於ける國家的價格形成の最高原理は「價格の固定」であり、社會政策に於ける國家的賃銀形式の最高原理は「賃銀の固定」及び「給付賃銀の原理」である。然し「給付賃銀の原理」は勞働給付の增大從つて生產の增大を伴ふ限り、賃率規則に規定された賃銀率以上の賃銀を許して、賃率規則による固定賃銀率と事實上の賃銀とのひらきを生ぜしめるから、企業者

は熱練勞働者爭奪のために、これを利用するに至つた。一九三八年六月二十五日の「賃銀形成に關する命令」は、最高賃銀を新たに規則したものであつて、同年六月二十二日の「特に國策的重要性を持つ事業に對する勞働力充足確保令」(註)と共に、勞働保護の社會政策が後退しつゝあることを示すものである。

(註) Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung はゲーリングによつて發布された。

(ホ) 勞働力不足對策

ドイツの勞働力不足は、勞働局の報告によると、一九三八年五月現在雇入申込に對して、二十萬人の不足であつた(そのうち八萬五千人は農業部門に關する不足)。これが對策としては、

(1) 婦人勞働者調達法(一九三八年二月)

これに依つて、二十五歳未滿の婦人勞働者は、最少限度一ヶ年以上農業經濟若しくは家庭經濟に從事した者に限り、公共若しくは民間企業に就職し得ることになつた。ドイツの總就業勤勞者二千萬人中六百三十八萬人は婦人勞働者である。故に、婦人勞働者に依つて勞働力不足を補ふため、かの結婚獎勵金制度は一九三七年秋に撤廢された。

(2) 家內勞働者の動員計畫

恐慌時代の失業者たる家內勞働者を再敎育して勞働戰線へ送り出す。

(3) 靑年勞働者の養成

一九三八年三月の法律に依つて、

學校卒業生は、卒業後二週間以內に勞働局へ申告する義務がある。

一九三四年一月一日から一九三八年三月十四日迄の學校卒業生にして、二十五歲未滿の勞働者も勞働局へ申告する義務がある。

一九三八年四月一日以降、二十五歲未滿の徒弟を雇用せんとする場合は勞働局の同意を要する。

(4) 勞働者の質的改善

工場內徒弟の再敎育。將來は工場內で講習會を開始し、勞働者の技術的向上に努めることになつた。

(5) オーストリアの失業者(約六十萬)をドイツ本國とオーストリアとの諸產業部門に振り分ける。

(ヘ)「特に國策的重要性を持つ事業に對する勞働力充足確保令」

一九三八年六月二十二日に至つて、國策上重要なる一定事業に對しては勞働力を强制的に振り向ける旨の命令が發布された。卽ち、「特に國策的重要性を持つ事業に對する勞働力充足確保令」は男女の

別、職業の如何を問はず、苟も勞働能力あるドイツ國民一般に對し、通常の勞働契約關係に於いて、一時政府の指示する特定の職場に於いて勞働をなし、又は特定の職業敎育を受くる義務を負はしめた。然し、勞働義務を賦課せられた者の復職及び既得權は保證せられ、收入は從來の收入以下ならざるものとするのである。

第二章　職能團體的社會構成

(一)　職能團體的構成

ナチス社會政策の最高目標は、所謂「一民族、一國家、一指導者」の民族共同體を建設することである。卽ち、「民族共同體なくしてはドイツ軍備建設の觀念的前提なく、失業の減少なくしてはドイツ軍備建設の物質的前提は存しない。ドイツ軍備の建設なくしてはドイツ國民の生存權の保證なく、またドイツ民族の、ひいてはドイツ各個人の利益と幸福のためにドイツの文物を形成する可能性はあり得ない」(邦譯「新獨逸國家大系」第一卷三三二頁)のである。然らば、民族共同體或ひは國民共同體は如何なる社會構成によつて實現されるか。

ナチスの理論は、社會の組織や機構は意志現象であつて、人間の創造的意志によつて思ふがまゝの形式を與へ得るものであると說く。この點ナチスの理論は、社會組織社會機構を自然現象或ひは必然

現象と見る社會民主主義やマルクス主義と訣別してゐる。

卽ち、ナチスは職能團體的構成によつて國民共同體を實現しようとし、職能團體的構成（Ständischer Aufbau）は國民の全力を一方向に向け得させる組織であると云ふ。然らば、職能團體的構成とは何か。

先づ、職能團體（Stand）の一例として、特に重重なライヒ食糧同盟（Reichsnährstand）を見る。ライヒ食糧同盟はライヒ食糧農業大臣（Reichsminister für Ernährung und Landwirtschaft）に屬し、農産物の生産者たる農民だけでなく、農産物の加工者再生者全部を包含してゐる。ライヒ食糧同盟は第一に經濟政策的施設であるから、農産物の直接の生産者たる農民以外の者をもこれに參加せしめた理由は、それによつてドイツの食糧組織全體を概觀することを得て、市場統制と價格形成とを圓滑ならしめんとしたのである。又、ライヒ食糧同盟は所屬員の經濟的並びに社會政策的保護をも行ふ。卽ち、その指導部は、市場（Markt）農場（Hof）人間（Mensch）といふ三主要部門に分れて、あらゆる領域に於いて所屬員に計畫的指導を與へる。ナチスが說く「土と血」なる理論は、ドイツの土地とゲルマンの血統とを主張するのだが、この理論の最大對象はドイツ農民の維持にあると云つてよい。ナチスはこのライヒ食糧同盟なる組織によつて農民の維持に努める旁、ライヒ食糧同盟を計畫的經濟的に指導することによつて、ドイツ國民の食糧を能ふ限りドイツの國土から得ようとするのである。

尙、ライヒ食糧農業大臣はライヒ食糧同盟を主宰すると同時に、ライヒ農民組織（Reichsbauernschaft）の長としてライヒ農民指導者（Reichsbauernführer）である。ライヒ食糧同盟の意義は、それが先づ經濟政策的施設である點にあるが、農民組織は一定の生活形式に所屬する者全體の集合として、ライヒ食糧同盟とは些か異なる意義を有する。所謂「職能團體」（Stand）なる名稱は農民組織の如きに該當するのであつて、その理由は、農民組織の構成員は經濟的共通利害によつて結びつけられてゐるのみでなく、共通の道德的觀念に結びつけられてゐるからである。

ライヒ食糧同盟は職能團體的構成の一例であるが、ライヒ文化評議會（「ナチス・ドイツの文化政策」參照）やドイツ勞働戰線（後述）も、國民共同體の基礎となるべき重要なる職能團體的構成である。ライヒ文化評議會は直接又は間接にライヒ國民啓蒙宣傳大臣の管轄下にある總ての職業竝びに經營が集合して構成するものであり、ライヒ食糧農業大臣がライヒ食糧同盟を管轄すると同時にライヒ農民組織の指導者であるやうに、ライヒ國民啓蒙宣傳大臣は同時にライヒ文化評議會總裁である。

（二）職能團體の理論

ナチスの社會構成は職能團體的構成である。アルフレット・ロオゼンベルクに依れば、「我々は全體國家を欲するのではなく、國家に於けるナチス運動の全體性を欲する。等族國家（シュタント）を欲するのではなく、職能團體的組織を持つ政治的權力形體を欲する」のである。從つて、職能團體的構成とは共同體の政

治的生活形態であると云ふことが出來る。この場合、「ナチス國家は民族的生活の政治的作用であるが、國家自身は職能團體ではない」(ケロルイター)。

職能團體と利益團體

ナチスに依れば、職能團體は民族の生活的必要から生じたもので、民族生活の墮落の形態を示す利益團體とは別物である。利益團體とは、民族に反し民族を犧牲にして小集團の利益を遂げんと努めるもので、單なる目的團體である。之に反して、職能團體は同じ民族的生活機能の實現に協力する生產者の共同體であるから、有機的な組織であつて、職能團體の成員は組合共同體的紐帶で結ばれてゐる。彼等は「職能上の仲間」であり、職能團體を通じて民族に寄與するのである。」

職能團體の種類

職能團體の種類は、民族が如何なる生活機能を必要とするかに依つて決定される。民族が生きるためには、先づ民族の物質的生存が保障されなければならないから、經濟の領域に於いて職能團體的構成が始まる。卽ち、農民團體、工業團體、商業團體、手工業者團體、交通團體等。文化の領域に於ては、醫師團體、法律家團體、敎育家團體、國防團體等。

ライヒ職能團體

職能團體は「公法上の自治體」と見られ、この意味でライヒ職能團體となる。ライヒ職能團體は國

家の肢體であり、公の任務の擔者であつて、自治體として固有の活動範圍を有し、委託せられた範圍內で、國家の上位高權の下に固有の强制權力をも持つてゐる。

第三章　勞働政策

(一)　勞働政策

ナチス勞働政策は、國家を媒介とした勞資共存共榮のための經營共同體と稱せらるべき組織の建設を、最大目標としてゐる。

周知の如く、ナチス社會觀は從來の經濟中心主義の見方を斥けて、國家的道義觀及び社會的名譽觀を導入して來たが、國民勞働統制法は經濟と道德との合一の立場から、產業平和を維持促進しようとする意圖を示してゐる。

ナチス勞働法そのものは、勿論一般ドイツ國民の安寧福祉の維持增進を目的とするもので、必ずしも一黨一派の獨裁强化を計るものではない。然し、ナチス黨が構成する獨裁政府による獨裁法制である故、ナチス獨裁のためにする因子が多分に含まれてゐる事實は否定し難い。例へば、

(一)　信任協議會を構成する信任委員の資格が、ドイツ勞働戰線の加盟員たる事を要するのは、その現れの一つである。卽ち信任委員の選擧せられる手續は、殆どナチス經營細胞組織の一方的意思に制

約せられ、經營の指導者たる企業者は、その命令の忠實な履行者たるに過ぎず、信任協議會を通じて工場内部にナチスの獨裁權が確立せられる仕組みになつてゐる。

(二) ナチス黨員やナチス系諸團體員に對しては、勞働力配分令が適用されない。

一九三四年一月二十日の國民勞働統制法 (Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit) はナチスの根幹的勞働立法であつて、將來の勞働行政の法的基礎をなすべき基本法である。

(二) 國民勞働統制法の特色

(イ) 本法は七章七十二條よりなる廣汎な立法であるが、その最大の特色は、勞働關係の基準をなす雇傭者と被傭者とを、階級關係としてではなく、機能的に分類せられた職業身分的關係として見てゐる點である。卽ち階級鬪爭の思想が克服されたのであつて、雇傭者と被傭者とは相對立すべきものではなく、國民及び國家の共同利益のために協力すべきものである事を強調する。「經營ニ於テハ企業者ハソノ指導者トシテ使用人及ビ勞働者ハソノ從者トシテトモニソノ經營ノ目的促進並ニ國民及ビ國家ノ共同利益ノタメニ働クモノトス」なる第一條を、ワイマル憲法中の「勞働者及ビ使用人ハ企業者ト同等ノ權利ヲ以テ、相協同シテ賃銀勞働條件ノ規制並ニ生產力ノ全經濟的發展ニ與ルベキモノトス、雇傭主側及ビ被傭者側ノ團體並ニコレラノ團體ノ協定ヲ承認ス」(ワイマル憲法第百六十五條)と比較するとき、その相違は著しいものがあり、更に、一九二六年のイタリア勞働憲章第四條の「生產

ノ各種要素間ノ連帶ヲ具體的ニ表現スルモノハ雇傭主及ビ勞働者ノ相反スル利益ヲ協調シ、彼等ヲ生産ナル高次ノ利益ニ從屬セシムルコトニヨツテ達成セラルル團體協約ナリ」と對比しても、ファッシストが未だに階級對立の思想を殘してゐるに反し、ナチスは一歩進んだ思想を明示してゐる。

（ロ）本法の第二の特色は、勞働法に對する道德的基礎を確立した事である。卽ち經營內の勞務關係を、「與へ（勞力を供し）而して取る（賃銀を受ける）」といふロオマ法的な唯物論的見解から脫却して、忠誠（Treue）及び社會的名譽（Soziale Ehre）なる道德觀念を汲み取つて規定した。これはゲルマン民族の古い法律觀念を復活させようとするナチスの意嚮を窺はせる。

（ハ）第三の特色は、階級對立の思想を克服し、企業者側と勞働者側との團體交涉を認めなくなつた結果として、勞働條件に關する超經營的集團的規制が廢止せられ、勞働條件が原則として經營內で規制せられることになつた點である。かくて、經營指導者は企業關係の諸事項を總て自己の單獨責任で決定するが、經營指導者の利己心を阻止するためには、各經營內に信任協議會がある外、社會的名譽裁判所の制度がある。

（三）國民勞働統制法各論

（イ）經營指導者（Führer des Betriebes）と信任協議會（Vertrauensrat）

（ロ）勞働管理官（Treuhänder der Arbeit）

(ハ) 經營規則 (Betriebsordnung) と賃率規則 (Tarifordnung)
(ニ) 社會的名譽裁判權 (Soziale Ehrengerichtsbarkeit)
(ホ) 解約告知保護 (Kündigungsschutz)

(イ) 經營指導者と信任協議會

(1) 經營指導者

ナチスは指導者原理の立場から、經營の企業者に對して、經營指導の全權を委ね、經營の目的の促進及び國民並びに國家の利益の爲に全力を致すことを要請した（第一條）。卽ち企業者は、單に經營の利益を計るのみならず、從業員の生活に最善を齎す爲に努力し、勞働條件を「勞働の尊嚴」に關するナチスの解釋に合致せしめる責任を負はされた。この際、勞働者は經營指導者（企業者）の從屬者となる。

(2) 信任協議會

國民勞働統制法に於いては、勞働條件は原則として經營內で規制せられる。信任協議會は經營內部の規制の中心體と目すべきもので、經營指導者に對しては從屬的な地位に立ち、その諮問機關である。この信任協議會を構成するために、信任委員 (Vertrauensmann) が選擧せられるのは、常時從業員二十名以上の經營である（第五條）。

信任協議會の任務。

信任協議會の任務は第六條に規定されてゐる。即ち（一）信任協議會はその經營共同體の相互の信賴を增加せしむべき義務を有す（二）信任協議會は勞働給付の改善、一般的勞働條件、特に經營規則の作成並に履行、經營保護の實施並に改善、經營從業員相互並に經營との結合の增大及び經營共同體全員の福祉のためにする一切の處置に付き評議を行ふものとす、又更に經營共同體內部に於ける一切の紛議の解決を圖るべし、經營規則による賠償金の決定に付ても諮問に應ずべきものとす（三）信任協議會はその個々の任務をその特定の信任委員に委任することを得。

信任協議會を構成する信任委員の數。

信任委員の數は各經營に於ける從業員の總數によつて異なる。

從業員總數	信任委員數
二〇人——四九人	二人
五〇——九九	三
一〇〇——一九九	四
二〇〇——三九九	五

四〇〇人以上は三〇〇人を增加するごとに一人を增し、最高十名を以て限度とす（第七條）。

信任委員の資格。

年齢滿二十歳以上。少くとも一ケ年間一經營又は企業に所屬し、且つ少くとも二ケ年間同一又は類似の職業又は産業部門に從屬したる者に限る。更に公民權を有し、ドイツ勞働戰線に所屬し、模範的人物を以て顯はれ、常に國民及び國家のために働くことを躊躇せざる旨宣誓する事を要す（第八條）。

（ロ）勞働管理官

勞働管理官の制度は、一九三三年五月十九日の勞働管理官法によつて創設せられた時は、過渡的制度と見られてゐたが、國民勞働統制法はこれを恒久的な制度とした。

勞働管理官の身分

勞働管理官はライヒ大經濟區に配置される。經濟區はライヒ勞働大臣がライヒ內務大臣及びライヒ經濟大臣の同意を得て決定する。勞働管理官は總統兼宰相の直接任命するライヒ官吏で、職務上はライヒ勞働大臣の管轄に屬しその所在地はライヒ勞働大臣がライヒ經濟大臣の同意を得て決定する（第十八條）。

勞働管理官の任務

(1) 信任協議會の構成及び事務の遂行を監督し、紛議を裁決する。法律の命ずる所に從ひ、信任委員を選任又は罷免する。

(2) 經營規則及び個々の勞働契約の內容に對する基準を定め、賃率規定を發令し、これらの實施を監督する。
(3) 大量解雇の決定。
(4) 社會的名譽裁判權の行使に協力する。
(5) ライヒ勞働大臣及びライヒ經濟大臣の詳細な指令に從つて、常に社會政策の發展に關し政府に報告する。

勞働管理官の補助機關

勞働管理官の任務遂行を助けるために、(1)代理官 (2)特命勞働管理官 (Sondertreuhänder) (3)專門家委員補佐會議 (Sachverständigenbeirat) (4) 專門家委員會 (Sachverständigenausschuss) がある。

(1) 代理官

勞働管理官の補助官たる代理官は、ライヒ勞働大臣又は勞働管理官から委任された個々の任務を遂行する。

(2) 特命勞働管理官

特命勞働管理官は、勞働條件の取締規定を數個の地域に亘り制定する必要がある場合、又はその他の特別任務を履行する必要がある場合等に任命せられるもので、地域的に拘束されず、全國的或ひは

少くとも數地域に亘つて、所定の經濟に對する一般的規定を施行する。

(3) 專門家委員補佐會議

專門家委員補佐會議は常設のもので、勞働管理官の命に應じて、その職務の一般的叉は基本的問題を議定する。この會議の委員は勞働管理官の區內にある各種の經濟部門から召集せられるもので、その四分の三はドイツ勞働戰線の推薦人名簿より採用し、殘余の四分の一は勞働管理官が自ら選出する（第二十三條）。ドイツ勞働戰線は、當該勞働管理官所在地區の信任協議會所屬者中から、職業の種類並に經濟部門を考慮して適當な人物の推薦人名簿を作製するのである。

(4) 專門家委員會

專門家委員會は常設のものではなく、個々の場合に召集される。

(ハ) 經營規則と賃率規則

經營規則

常時二十名以上の從業員を使用する經營は、經營指導者が經營規則を作成して、書面を以て公表しなければならない。經營規則中に記載すべき勞働條件は次の如くである（第二十六條、第二十七條）。

一、一日の勞働時間及び休憩時間の終始。

二、勞働報酬支拂の時期及び方法。

三、請負又は出來高勞働を採用してゐる經營では、請負又は出來高勞働計算の原則。
四、罰金の定めある時には、その種類金額及び取立に關する規定。
五、法律に定めたもの以外の理由で、通告期間を待たずにする勞働關係の解約の理由。
六、勞働關係の違法解除によつて生じた損害賠償金の給與。

賃率規則

賃率規則とは、勞働管理官がその管轄區內の同一部類の經營の從業員の保護のため、特に必要な時には專門家委員會の協議を經て、勞務關係規律の最低條件を書面によつて定めたものである。賃率規則は最低條件を定めたものであるから、この規則に反する企業家勞働者間の合意は、より良い勞働條件を示す場合に限り法律的效力を持つ。又、賃率規則は同一規定事項に關する時は常に經營規則に優先する。

(ニ)　社會的名譽裁判權

社會的名譽裁判權は、「社會的名譽に關する民族精神」の表現であり、正しい社會的氣風を助長し維持するため、各勞働管理官の管轄地區內に一個宛設けられた新施設である。卽ち、國民共同體の精神に違背する者、經營共同體所屬員に必然的に課せられた義務を遵守しない者等を處罰すると共に、生產的な國民同胞にふさはしい氣風を敎へ込み、社會的名譽を保持しようとするのである。

社會的名譽に反するものとして名譽裁判所の訴追を受けるのは、次の四つの場合である。

一、企業者、經營の指導者、若しくはその他の監督者が、その權力を濫用して故意に從屬者の勞働力を費消し、又はその名譽を傷つけた場合。

二、經營の從業員が他の從業員を故意に煽動して經營の勞働平和を攪亂し、殊に信任委員としての經營の指導について故意に不法侵害を行ひ、又は經營共同體の精神を毀損した場合。

三、經營共同體所屬者が繰返して勞働管理官に對し、輕卒にして根據なき不服を唱へ、又は申出をなし、或は管理官の書面による指示に對して故意に違反した場合。

四、信任委員がその任務の執行について知了し、且つ祕密に附せられた事項、經營並に事務の祕密を權限なくして發表した場合。

社會的名譽裁判所の處罰手段

(イ) 戒告 (ロ) 譴責 (ハ) 罰金刑（一萬ライヒス・マルクまで）(ニ) その他（經營の指導者又は信任委員の資格剝奪。從業員の職場轉換又は褫奪）名譽裁判所の判決に對しては、勞働管理官又は被告からベルリーンのライヒ名譽裁判所へ上訴し得る。

名譽裁判所の構成

(1) 裁判長（一名）はライヒ司法大臣がライヒ勞働大臣の同意を得て任命する司法官である。

(2) 陪席員(二名)は、經營の指導者一名と信任委員一名とよりなる。名譽裁判長はドイツ勞働戰線の作成する推薦人名簿から、名簿の順序に從ひ、被告と同一の職業部門に屬し、最も有能な人物を陪席員として選ぶ。

ライヒ名譽裁判所の構成

(1) 裁判官(二名)は、ライヒ司法大臣がライヒ勞働大臣の同意を得て任命する上級司法官で、その一名が裁判長に、他の一名が陪席員になる。

(2) 陪席員(三名)は、經營の指導者一名、信任委員一名及び政府の定めた一名である(第五十一條)。

(ホ) 解約告知保護

解約告知保護は、經營の從業員が不當に解雇されようとする場合の保護法規である。

常時十名以上の從業員を使用する同一の經營又は企業に一ヶ年以上從業した後、解約の告知を受けた場合、被解約告知者は、その告知が不當に重く、且つその理由が經營狀態に基づくものでない際には、告知到達の二週間以內に勞働裁判所に對し、解約告知の取消を申請することが出來る。

信任協議會が設置されてゐる經營では、先づ信任協議會に於いて、就業繼續の可否を協議し、協議が決定を見るに至らなかつた場合には、その旨の證明書を添附して提訴することを要する(第五十六

條)。

勞働裁判所が右解約告知の取消を宣告した場合には、企業者はこの判決の送達を受けた日から三日以内に、被解約告知者に對して解約告知の取消或ひは損害賠償のうち、一を選ぶべき義務を有するが、判決に對して控訴することも出來る。企業者が解約告知の取消を選ぶ場合は、被解約告知者に對して、解約に至るまでの繼續勞働に對する賃銀又は俸給を支拂ふことを要し、損害賠償を選ぶ場合は、經營の經濟狀態と給付能力とを考慮して、最終年度の報酬の十二分の四を超えない限度に於いて定められた賠償金を支拂はなければならない(第五十八條、第五十九條)。

被解約告知者が別に新しい雇傭契約を結んだ場合は、前企業者の下に働くことを拒み得る。この際には解約せられた期日と新勞働關係に入つた日との間の賃銀又は俸給を請求し得る(第六十條)。

(四) 國民勞働統制法に對する疑義

國民勞働統制法は、ドイツ經濟に於ける指導者原理の確立、階級對立の排除、社會的名譽の普及徹底といふ三要因を織込んで、社會平和を維持し、生產の擴大を圖つたものであると云ふ。然し、これに依つて多數の勞働者が資本主義の桎梏から免れ得るか否かは頗る疑はしい。協調會編「ナチス勞働法」は、この疑惑を次の如く述べてゐる。

「本法の中樞機關たる勞働管理官がナチス政府の直屬者たることは勿論であるが、各經營に於ける

信任協議會の委員、專問家委員輔佐會議の委員も亦ドイツ勞働戰線所屬者中より任命すべきことが法文に堂々と記載されてゐるのであつて、このことは企業主の經營指導者たることゝともに、ナチスの獨裁權の工場經營內部に於ける確立及び資本家並に企業主の保護を意味し、ナチス以外の勞働者の結束の機會を根本的に奪ひ去るべきものであり、政府の獨裁力を强化せんとすることには役立つけれども果してこれによつて當初に勞働大臣の宣言期待したるが如き社會平和の基礎が確立せられるか否かはそこに十分疑問の余地の存することは否みがたい。」又、「しかしながらこの國民の革命が、果してその全生產者に對し、その成果として彼等の享受すべきものを十分享受せしめ得るか、或は從來の集團的、超經營的勞働條件の規則によつて、企業家の恣意から僅かに解放せられた勞働者階級の手足を、再び完全に奪ひ去り、從來の勞働協約制に滿足しなかつた反動的企業者團の祭壇に犧牲に供せんとするものであるかは、本法律のみによつてでなくして、寧ろ今後のナチス勞働政策の具體的推移の中から判斷しなければならぬ問題である」と。

第四章　失　業　問　題

(一)　失業問題の現狀

ナチスが政權獲得當時、失業者は六百萬、卽ち全國勞働者の四分の一で、巷に溢れてゐた。失業救

濟こそは何よりも先に着手すべき社會政策當面の課題であつたが故に、ヒトラーも政權を獲得するなり失業救濟を約束し、失業救濟事業を開始した。最近のラヂオ放送（一九三九年四月）によると、ドイツには現在一人の失業者もないとのことである。昨年五月までの就業者數と失業者數とをライヒス・クレディット・ゲゼルシャフトの統計で見ると、

年度	就業者	失業者
一九二八年四月末	一八、四〇八千人	一、二三四千人
一九二九年四月	一八、七八八	一、七一二
一九三二年四月	一二、九六三	五、七三九
一九三三年四月	一三、〇六〇	五、三三一
一九三四年四月	一五、七一八	二、六〇九
一九三五年四月	一六、三六五	二、二三三
一九三六年四月	一七、四七二	一、七六三
一九三七年四月	一八、九〇七	九六一
一九三八年四月	一九、九五七	四二三
一九三八年五月	二〇、四〇〇	三三八

（傷病保險局統計病氣缺勤中ノモノヲ含ム）

一九三八年五月末の失業者三十三萬中、就業能力のあるものは二十萬弱で、この二十六萬弱中、住居の移轉不可能のための失業者が十六萬以上であるから、眞の失業者は三萬七千人であつた。この三萬七千人が本年（一九三九年）までに就職せしめられ、現在では一人の失業者もないと云ひ得る狀態

ツの人口の半分は産業活動に從事してゐる。一九三八年五月、就業勞働者及び俸給生活者の數は、約二千五十萬人であつた。）

に達したのであらう。（一般に、ドイツの產業活動の範圍は他のヨオロッパ諸國よりも大きく、ドイ

(二) 失業救濟の精神

ナチス政府によつて失業救濟のために出された法令は頗る多數であるが、特に重要なものは「第一次失業緩和法」（一九三三年六月一日）、「第二次失業緩和法」（一九三三年九月二十一日）、「勞働配置の取締に關する法律」（一九三四年五月十五日）、「勞働力配分法令」（一九三四年八月十日）である。

失業救濟に對するナチスの精神は、ヒトラーの演說（一九三三年九月、三四年一月）にも窺はれるやうに、國民各自に仕事を分配することであつて、仕事を有する國民が仕事を有しない國民の犧牲になることを斥けた。從つて、ナチスの失業救濟政策は、經濟的物質的方面にのみ捉はれず、ナチス的に精神方面を重視して、生產能力のある全國民に勞働の機會を與へ、失業によつて受ける精神的苦惱を克服する事を第一義とした。故に、報酬及び待遇の低下は必ずしも問題にならなかつた。

先づ一九三三年以來の大規模の公共事業計畫の遂行、建築業建築材料業その他の經濟的部門の振興等は、これに伴ふ當該部門に於ける失業者數を減少せしめた。次に、黑色勞働の掃蕩、二重稼の撤廢、冬季救濟事業の施行、勞働奉仕團の創設、結婚獎勵による婦人勞働者の制限、二十五歲未滿の獨身勞

働者の勞働場よりの驅逐、勞働場及び勞働者の配分等の措置は、ナチスの獨裁を背景にする積極的組織的失業對策である。又、一九三三年五月のドイツ勞働戰線の創立、一九三四年二月の產業統制法によるドイツ產業統制組織の創成は、失業救濟と經濟復興と國民勞働統制との緊密な關係を示し、ヒトラーの所謂產業と勞働との協力による國家的難關の排除を規定した。

然しナチスの失業救濟政策中で特に注目すべきことは、失業者數の量的克服を目指したと同時に、失業狀態を整理するために質的克服の措置が取られたことである。卽ち、失業者が一定地域或ひは一定產業部門に集中することを緩和し、勞働の缺乏した部門又は比較的勞働力の吸收の餘地のある部門に對しては、他部門の勞働力をも移動させて吸收させようとし、失業者中でも比較的年長で家族扶養義務を持つ者を先づ雇傭せしめる等の策が講ぜられた。

(三) 失業救濟の手段

ナチス政府の失業救濟手段は、大體勞働需要增加策と勞働供給減少策とに分けて考へることが出來る。

勞働需要增加策

これは「第一次失業緩和法」(一九三三年六月一日)「第二次失業緩和法」(一九三三年九月二十一日)及びその他の失業對策によつて行はれたものである。

(1) (A) 公共事業又は補助金の交付によつて行つたもの

第一次失業緩和法は、大藏大臣に對して一〇億マルク迄の大藏省證券發行の權限を認め、次の事業に當らしめた。

(イ) 州及び各種公共自治體の廳舍、官公舍、橋梁その他の建築物の修繕並びに補完工事
(ロ) 農業用建築の修繕、建増
(ハ) 都市郊外の小住宅建設
(ニ) 農業用內地植民
(ホ) 河川治水工事
(ヘ) 瓦斯、水道、電氣供給設備工事
(ト) 州及びその他公共自治體の營む土木工事

これらの事業に使用された失業者に對しては、從來通り失業手當が支給されたし、四週間完全勞働に從事する度に、必需品購買券の形式で一二五マルクの國庫補助が行はれた。この購買券によつて、指定販賣所で、被服、下着、家庭用具等を購ふことが出來る。このほか、一日一囘の暖かい食事又はこれに相當した手當が支給される。

(2) 第二次失業緩和法による建築物の修繕並びに補完工事で、高層建築事業に關係のある勞働者を

冬季中も業務にとゞまらしめんとした。

(3) 大規模の國家的土木計畫の遂行、一九三三年六月二十七日に決定されたライヒ自動車道路の建設、河川工事、內國殖民のため十五億の資金を準備し、四〇萬の勞働者の就業增加を圖つた。

(4) ドイツの半官半民の鐵道及び郵便、電信事業も、それぞれ六億二千五百萬マルク、七千七百萬マルクを失業救濟の目的のため一九三三年度に投下することにした。

(5) 前代諸政府の計畫、即ちパーペン內閣の緊急失業對策及びシュライヘル內閣の緊急政策を續けるため、數億マルクの支出を計上した。

(B) 減稅、免稅等により、民間事業による間接的な勞働需要增加策

(1) 第一次失業緩和法による機械器具購入及び修繕に對する免稅

(2) 第二次失業緩和法による農業地租の引下げ、農產物に對する取引稅の引下げ、及び私設小住宅並びに自己所有小屋に對する免稅

(3) 自動車稅の免稅

(4) 租稅及び公課の免稅。これは租稅輕減法(一九三三年七月十五日付)によつて、營業用建物の修繕及び補完工事をなす者に對して、經費の十%に相當する所得稅及び法人所得稅の輕減を行ふことにした。

勞働力供給減少策

市場に於ける商品としての勞働が過剩であると、失業といふ現象が生じる。從つて、商品となつてゐる勞働の一部を市場外に移せば、失業が緩和されることになる。この意味でナチス政府が執つた政策は次のやうに見ることが出來る。

(1) 勞働力を非工業的生產へ向ける。
(2) 勞働力を家內經濟へ向ける。
(3) 勞働力を場處的に拘束する。
(4) 勞働力を年齡別に拘束する。

即ち、

(1) 勞働力を非工業的生產へ移す。

勞働奉仕制度 (Reichsarbeitsdienst) や農業補助制度 (Landhilfe) は、失業者を吸收する限りに於いて、勞働力を非工業的生產へ移す意味を持つた。「勞働奉仕制」に就いては別項で述べる。

農業補助制度とは、勞働奉仕制の如く組織的なものでなく、都會の靑年失業者を農村へ移轉させる方策である。即ち、靑年失業者を農業補助者として、一年間、農業の附加的仕事に從事せしめ、彼等に生活と農民の勞働とに對する理解を持たしめ、土に對する喜びと愛とを持たせようとすると同時

に、農民をして土地を維持促進することを得せしめ、特に農婦の負擔を輕くしようとするのである。かかる農業補助者を雇ふ農業者は、農業補助者の配置を斡旋した「配置失業保險局」の地方支局から、毎月財政的補助を受ける。農業補助者は農業補助者に食事と宿とを提供しなければならない。農業補助者は毎月小額の手當を現金で受取る。一九三五年七月の農業補助者數は一三七三四〇（男一一〇一五六、女二七一八四）、八月は一三九二三二、十二月は八一九七七であつた。當局が農業補助者の農場永住や結婚による農家への入り込みを奬勵する結果、一九三五年に於いては、農業補助者の五〇％乃至六〇％は自由勞働力として農業にとどまつた。

また田園學年（Landjahr）家政學年（Das hauswirtschaftliche Jahr）も少年少女の就職競爭を緩和する意味を持つてゐる。

田園學年とは、一九三四年三月二十九日の法律によつてプロイセンに設けられた制度である。國民學校を卒業した都會の少年を、一年間、田舍へやつて、鄕土と國民性とに接觸せしめ、健全な農民の國民的價値に對する理解を深からしめるといふのである。（田園學年の詳細は「ナチス・ドイツ教育政策」の該項を參照されたし。）

家政學年とは、學校卒業後の出來るだけ總ての少女を、一年間、附加勞働力として家庭經濟の中に入れ、主婦の教育的指導下に、家內勞働を實踐させる制度である。

(2) 勞働力を家內經濟へ向ける。

職業婦人を家庭に入り込ませるために、結婚した若い夫婦に對して、花嫁が從來の職を退き、且つ貸與金を償還するまでは再び何らの職にも就き得ないことを條件として、一〇〇〇マルクを限度として、無利子で貸附金を與へた。貸附金は現金によらず、必需品購買劵の形式で貸附けられたが、貸附金の資金を得るため、獨身者に結婚補助課金なる一種の獨身稅を(五十五歲以下に)課した。(然し、國內事情の發展のため、勞働力に不足を來たしたので、この結婚奬勵制度は一九三七年秋に廢止された。)

また家事使用人として勞働力を吸收するため、家事使用人の保險金を免除し、傭主にも減稅した。

(3) 勞働力を場處的に拘束する

一九三三年五月十五日附「勞働者移動統制法」は、都市に於ける失業者の減少、農業勞働者の補給並びに維持を圖つた。卽ち一定地域內への勞働者又は被傭人の侵入を制限し、農業勞働者の轉業を制限し、最近三ヶ年內に農業に從事してゐた勞働者を解雇する義務を企業者に與へて、農業勞働者數の增加を圖つた。これは一定の人間の住居の自由及び轉業の自由を制限したのであつて、ベルリーン、ハンブルク、ブレーメン等の中心的都會は、この法律に基づいて、浮浪者や無職者の入市を拒絕した。

(4) 勞働力を年齢別に拘束する。

勞働市場に於て新鮮な勞働力が選ばれると、家族を扶養しなければならない老年勞働者が失業することになる。從つて、一九三四年八月十日の「勞働力配置に關する法律」はこの點に注目して、青年勞働者と老年勞働者との交代を圖つた。雇傭者は、年齢順の被傭者名簿を作成すること、又、二十五歳以下の青年勞働者の職場を家族扶養の義務ある年長勞働者に讓らせることを强制された。即ち、經營指導者は二十五歳以下の勞働者を雇ふ場合に、管轄勞働官廳の許可を得させる義務がある（一九三四年八月二十八日）。但し、農林業、内外航海業、航空業の諸經營は、この規定の適用を受けなかつた。青年勞働者と年長勞働者との交代に就いては、一九三四年十月より一九三五年十月までに青年勞働者から年長勞働者へ讓られた職場數は、約一三〇〇〇〇に達した。政府は、この要求に從ふために雇傭者側に生ずる勞働經費の增大に對して、交替勞働者一人につき五〇マルクの補助金を雇傭者に與へた。年長勞働者に職場を讓つたがために失業した青年勞働者は、勞働奉仕、農業補助、その他の政府事業に吸收されたが、就中再軍備宣言による兵役義務は多數の失業青年を吸收した。

(四) 失業救濟資金調達方法

ナチス政權獲得當時の國家財政は非常な窮迫を告げてゐた。外國信用の利用は期待出來ないし、一九二九年の世界恐慌の後をうけて、長期資本市場は頗る貧弱であつた。又、恐慌時に於ける長期投資

の忌避、國内政情の不安、信用制度の不備等が原因になつて、短期金利と長期金利との差が甚だしかつた。このやうな金融資本市場を前にして、ナチス政府は如何にして失業救濟に要する厖大な資金を調達することが出來たか。それは所謂中間金融の方法によつたのであつて、一九三三年六月一日附の第一次失業緩和法には、勞働大藏證券の制度がある。

(イ) 時局匡救事業の擔當者は、各州及びその他の地方公共團體であるが、中央政府はこれら事業擔當者の必要に應じて、資金を貸與する。貸與された資金に對しては、將來公共團體が長期賦拂の方法によつて政府に償還する。然し、政府と公共團體はこの融資關係に於いて、何ら直接交渉を持たない。

(ロ) 政府はい一方に於いて、ドイツ公共勞働會社、ドイツ建物及び土地銀行、ドイツ移民銀行、ドイツ・レンテンバンク・クレディット・アンシュタルト等の所謂公共金融機關に、信用の基礎として、年額十億マルクを限り大藏證券を交附し、他方に於いて、事業擔當者たる地方公共團體は、豫めその事業計畫を、前記公共金融機關に提出して、必要なる信用の貸與を求める。

(ハ) 公共金融機關は、勞働大藏證券をライヒス・バンクに預託して、事業資金の調達を行ふが、その資金も直接に事業遂行者に撒布せられるのではなく、事業遂行者は失業救濟手形を振出し、前記公共金融機關の引受を受け、更に事業擔當者たる公共團體の裏書を添へて、銀行その他の金融機關につき右手形の割引を求める。

(ニ) 失業救濟手形は三ヶ月期限になつてゐて、政府はその支拂を保證し、支拂の都合によつては適宜切替をなし得る。手形期限の到來と共に政府は引受人たる公共金融機關に代つて、手形を決濟し、同時に同額の大藏省證劵を囘收する。失業救濟手形に關しては、ライヒス・バンクが全幅的に割引の許諾を與へてゐるため、金融市場もこれを第一流の投資物として歡迎し、銀行の第一線準備を形成した。

(ホ) 公共金融機關の公共團體に對する信用の期限は、平均二十ヶ年になつてゐる。この償還金は、公共金融機關から順次政府に返還せられ、これによつて政府の中間金融の手續が完了する。更に、この勞働大藏證劵は、一九三四年から一九三八年までの各會計年度に於いて、五分の一づつ償還されるものである。

このやうに、ナチス政府の失業救濟事業は、公共團體に各種事業を擔當せしめ、その事業資金は公共團體に對し、政府に代る公共金融機關が一時これを立替拂ひする形式になつてゐる。然し、これら公共團體は直接現金の融通を受けることはなく、單にその事業請負業者の振出す失業救濟手形に裏書をなすに過ぎないから、事實上ナチスの失業救濟事業は、公共金融機關と民間事業會社との金融取引を主として遂行されたのである。從つて、中間金融方法採用の結果は、一方に於いて、失業救濟に要する經費の大部分が直接國家財政の表面に現れずに、單に國家及び公共團體の將來に於ける支拂義務として、金融市場に於ける信用動員の原動力になつてゐると共に、他方に於いて、右の資金も多くは

金融市場の短期資金を以て賄はれ、長期資金の必要を惹起することがなかつた。

然し、失業救濟事業の進行中、軍備擴張のための資金をも必要とすることになつたナチス政府は、長期資本市場の確立に努力しなければならなかつた。このため、「農業債務整理法」（一九三三年六月一日）及び「地方團體債務借換法」（一九三三年九月二十一日）を中心として、恐慌の殘滓を整理し始め、ライヒス・バンクの公開市場政策を可能ならしめた。又、「銀行法改正」（一九三三年十月二十七日）、「投資法」（一九三四年三月二十九日）、「公債ストック法」（一九三四年十二月四日）、「信用制度法」（一九三四年十二月五日）及び數度の公債借換によつて、强固なる公債市場の確立に努力した。

（五）　失業救濟に對する疑義

失業救濟に對する疑義の第一は失業統計に關するものである。ナチス政權獲得後間もなく、ヒトラーは約六ケ月間に失業者の數が約二百萬減少し、尙減少しつづけてゐると報告した。統計局の發表によれば、失業者は次のやうに減少したことになつてゐる。（單位千人）

一九三二年二月	六一二八
三月	六〇三四
四月	五七三九
六月	五四七六
一九三三年二月	六〇〇一

三月	五五九八
四月	五三三一
五月	五〇〇〇
六月	四八五〇

ナチス政府は、この失業減少を生産活動が活潑になつた結果だと説明した。然し、事實生産活動が活潑になつたのであれば、財貨の流通も必然的に增大し、銀行の金融活動が促進される筈である。然るにベルリーン五大銀行の貸借對照表は、一九三三年二月以來、貸付總額殊に割引手形保有高の減少を示してゐる。即ち、

ベルリン五大銀行（百萬マルク）

	貸付總額	割引手形
二月	六八四三	一五四七
三月	六七九二	一四七七
四月	六六五八	一五一二
五月	六五三七	一四八七

又、一九二九年六月の統計によれば、統計的に表し得る勞働希望者數は二二七二・五萬人（强制健康保險加入者が二〇七七・五萬人、疾病のため勞働不可能の者が六九萬人、失業者が一二六萬人）である

が、一九三五年五月の統計では一八三〇・九萬人（健康保險統計に基づく從業勞働者一三一七萬人、補助金を受けつつある失業者四〇二・九萬人、勞働局發表に基づく補助金を受けてゐない勞働者一一一萬人）に過ぎない。恐慌時に於いては勞働しようと欲する者の數が增加するのが原則であるから、ナチス政府の統計には不審の點があるわけである。

失業救濟に對する第二の疑義は、勞働振興政策による諸生產事業の生產增加に應じて、低賃銀で出來るだけ多數の失業者を就業させようと努力した結果、單に「勞働してゐる失業者」に過ぎない者までが、統計面上は就業勞働者の中に繰り込まれてゐることに關するものである。かくの如くすれば、勿論、統計に表れた失業者は減少するが、眞の失業救濟とは程遠いと云はなければならない。眞の失業救濟は、勞働者の實質的收入を增して、その購買力の增大を圖らなければならないのである。

失業救濟に對する第三の疑義は、單に「勞働してゐる失業者」に過ぎない者までも就業勞働者に數へ入れてゐる結果、この事態を持續させるための手段は賃銀の切り下げと强制勞働制度の擴張以外にないのではないかといふことに關するものである。賃銀の切り下げに就いては、時間賃銀を日給に變へたり、個々の經營を下級の地區へ移したりしてこれを實行してゐる。又、勞働管理官が經營の經濟的緊急狀態に於いては賃率規則の例外の申出を承諾する權限があることになつてゐるのは、勞働者の運命を全く勞働管理官の判斷に委ねたものである。强制勞働制度の擴張に就いては、勞働配置のため

の諸法令が明らかに物語つてゐる如く、現在のナチス政府は、男女の別、職業の如何を問はず、苟も勞働能力あるドイツ國民一般に對し、政府の指示する特定の職場に於いて勞働することを命じ得るのである。

第五章　ドイツ勞働戰線

ドイツ勞働戰線 (Deutsche Arbeitsfront, DAF) は、職業的社會的地位の如何を問はず、働くドイツ人總ての社會的職業的保護のために組織された、黨の附屬團體である。

(イ)　ドイツ勞働戰線の所屬員

ドイツ勞働戰線の所屬員は原則としては個人であるが、ライヒ食糧同盟 (Reichsnährstand) やライヒ文化評議會 (Reichskulturkammer) の如き數個の合法團體が、團體として參加してゐる。個人的所屬員としては、ライヒ内外のアーリア系の總ての働くドイツ人が參加し得る。所屬員は收入に應じた會費を支拂はなければならない。

(ロ)　ドイツ勞働戰線の任務

ドイツ勞働戰線の指導者はローベルト・ライ (Rebert Ley) である。

(一)　所屬員の社會政策的諸關係の保護を目的とする。

(二) 企業家と從業員間の對立を除去し、ナチス的共同體思想の意味に於ける勞働平和の確保に努める。

(三) 社會的名譽裁判所及び中央名譽裁判所の陪席員の推薦人名簿を作成する。ドイツ勞働戰線の地方法律相談所及び諸種の救助施設によつて、勞働裁判に對する所屬員の法律相談に應ずる。

(四) 勞働管理官の顧問となるべき專門家の推薦人名簿を作成する。

(五) 「勞働指導及び職業敎育部」によつて、所屬員に職業敎育職業補習敎育を施す。

(六) 窮乏に陷つた所屬員の保護、養老年金の給與、自助施設。

(七) クラフト・ドゥルヒ・フロイデ組織によつて、所屬員の文化生活を指導する。

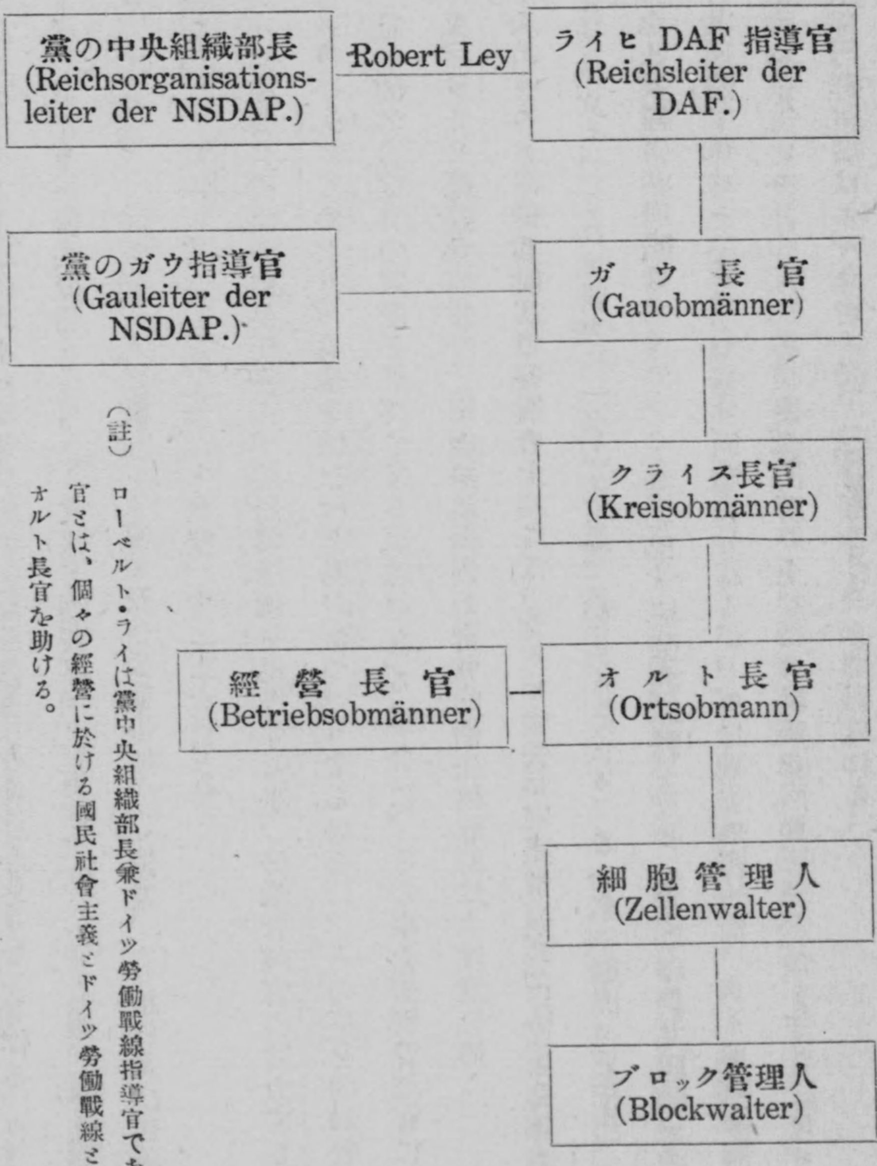
(ハ) ドイツ勞働戰線の組織

ドイツ勞働戰線の組織は、(一) 地域的分肢組織として、(二) 職業別分肢組織として、二つの方向から規定されてゐる。

(一) 地域的分肢組織として

ドイツ勞働戰線の地域的區分はナチス黨の地域的區分と一致して、Gau, Kreis, Ortsgruppe, Zelle, Block) に分たれてゐる。黨とドイツ勞働戰線との密接な關聯は、二つの組織の地域的區分が一致してゐる點と、各地區の指導者が同一人である點とに明瞭に現れてゐる。これを圖示すれば、

(二) 職業別分肢組織として



（註）ローベルト・ライは黨中央組織部長兼ドイツ勞働戰線指導官である。經營長官とは、個々の經營に於ける國民社會主義とドイツ勞働戰線との代表者で、オルト長官を助ける。

純粹に土地的な區分と並んで、ドイツ勞働戰線は職業部門別の縱の區分を持つ。卽ち、同種の經營の所屬員を集めて十八のライヒ經營共同體（Reichsbetriebsgemeinschaft）を作る。

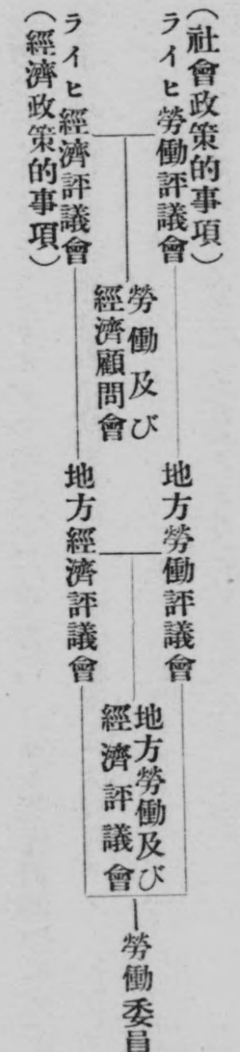
十八のライヒ經營共同體とは、(一) 食糧と嗜好品、(二) 纖維工業、(三) 衣服、(四) 建築、(五) 木材、(六) 金屬、(七) 化學、(八) 印刷、(九) 紙類、(十) 交通及び公營事業、(十一) 鑛業、(十二) 銀行及び保險、(十三) 自由職業、(十四) 農業、(十五) 皮革、(十六) 石材陶土、(十七) 商業、(十八) 手工業である。

ライヒ經營共同體の主要任務は、共同體思想を促進する事、勞働管理官に助力する事、經營內に必要な秩序が欠けてゐたり、社會的名譽裁判の處置を必要とする事態が在る場合に、その事を勞働管理官に提示する事、異議を挾むべき點があつたりする場合に、その事を勞働管理官に告知する事である。又、ライヒ經營共同體は、個々の經營內の社會的衞生的狀態にも注意を拂ふ。

十八のライヒ經營共同體の各個の上端には、ライヒ經營共同體指導官（Reichsbetriebsgemeinschafts-leiter）が立ち、これと同列に一名の代表者（Stellvertreter）と一名の顧問（Beirat）とが置かれてゐる。ライヒ經營共同體は、ベチルク（Bezirk）經營共同體、ガウ（Gau）經營共同體、クライス（Kreis）經營共同體、オルト（Ort）經營共同體に分れるが、更に職業部門的に、ライヒ職業部門群（Reichs-fachgruppe）に分けられ、各職業部門群の上端には職業部門群管理人（Fachgruppenwalter）が立つ。職業部門群組織はオルツグルッペ（Ortsgruppe）まで行はれる。

（ニ）　社會政策的問題審議のための機關

社會政策上の一般的諸問題を審議するドイツ勞働戰線の最高代表機關は、ベルリーンに設置されたライヒ勞働評議會（Reichsarbeitskammer）である。ライヒ勞働評議會は、產業經濟のためのライヒ經濟評議會（Reichswirtschaftskammer）と共にライヒ勞働經濟顧問會（Reichsarbeits-und Reichswirtschafts-rat）を作り、共同の諸問題を取扱ふ。諸經濟地區に於ける勞働評議會（Arbeitskammer）はこれと同じ任務を持ち、同地區の經濟評議會（Wirtschaftskammer）と共に勞働＝經濟顧問會（Arbeits-und Wirtschaftsrat）を形成する。この關係を圖示すれば。



（ホ）　ナチス共同體「クラフト・ドゥルヒ・フロイデ」

ナチス共同體クラフト・ドゥルヒ・フロイデ（NS.-Gemeinschaft "Kraft durch Freude". KDF.）は、一九三四年、ドイツ勞働戰線內に設けられた特殊組織で、その任務及び活動はイタリイのファシスト修養團（オペラ・ナチョナーレ・ドポラヴォロ）に比すべきものである。即ち、ドイツ勞働戰線に所屬す

る總ての働くドイツ人を、自由時間の用ゐ方、休養（休暇、旅行、スポーツ）、大衆敎育、作業室の點で保護し、歡喜を通じて働く力を與へるにある。ドイツ勞働戰線に屬するものは總て自動的にクラフト・ドゥルヒ・フロイデの組織の下に入る。從つて、ヒットラー・ユーゲント、勞働奉仕團等々も、クラフト・ドゥルヒ・フロイデの一部分をなすわけである。

クラフト・ドゥルヒ・フロイデの指導のためには、ライヒ指導機關中に六つの部（Amt）があり、Gau, Kreis 等々にこれと相當數の役所があり、諸經營內には特別クラフト・ドゥルヒ・フロイデ見張所がある。

(一)「工場突擊部」(Amt Werkscharen)

これは經營內でのクラフト・ドゥルヒ・フロイデの世界觀的突擊群で、每日の夜の時間の用ゐ方を指導し、新しい勞働の習慣を作る等のことをする。

(二)「休息時部」(Amt Feierabend)

これは觀劇會、音樂會、寄席、映畫及び展覽會を催し、働く人間を國民的文化財に親しませる。

(三)「勞働美化部」(Amt für Schönheit der Arbeit)

これは勞働場や經營設備を美化し健康に適するやうにする。

(四)「スポーツ部」(Sportamt)

これは國家試驗に及第したスポーツ教師の指導下に各種のスポーツ講習會、特にライヒ・スポーツ章(Reichssportabzeichen) のための準備講習會を開く。

(五) 「國民教養部」(Amt Deutsches Volksbildungswerk)

これは、従前の民衆大學及び鄕土學校の代りに出來た各地の國民教養場に於いて、歷史學、鄕土學、國家學、經濟學、民族學等の講義をなし、更に藝術的（音樂、繪畫）又はその他の（將棋、寫眞等）活動を可能ならしめる。この部は、巡回文庫によつてドイツ文學の珠玉篇を僻遠の地の勞働者にも讀ましめ、演劇車やトーキー車を各地に巡業せしめる。

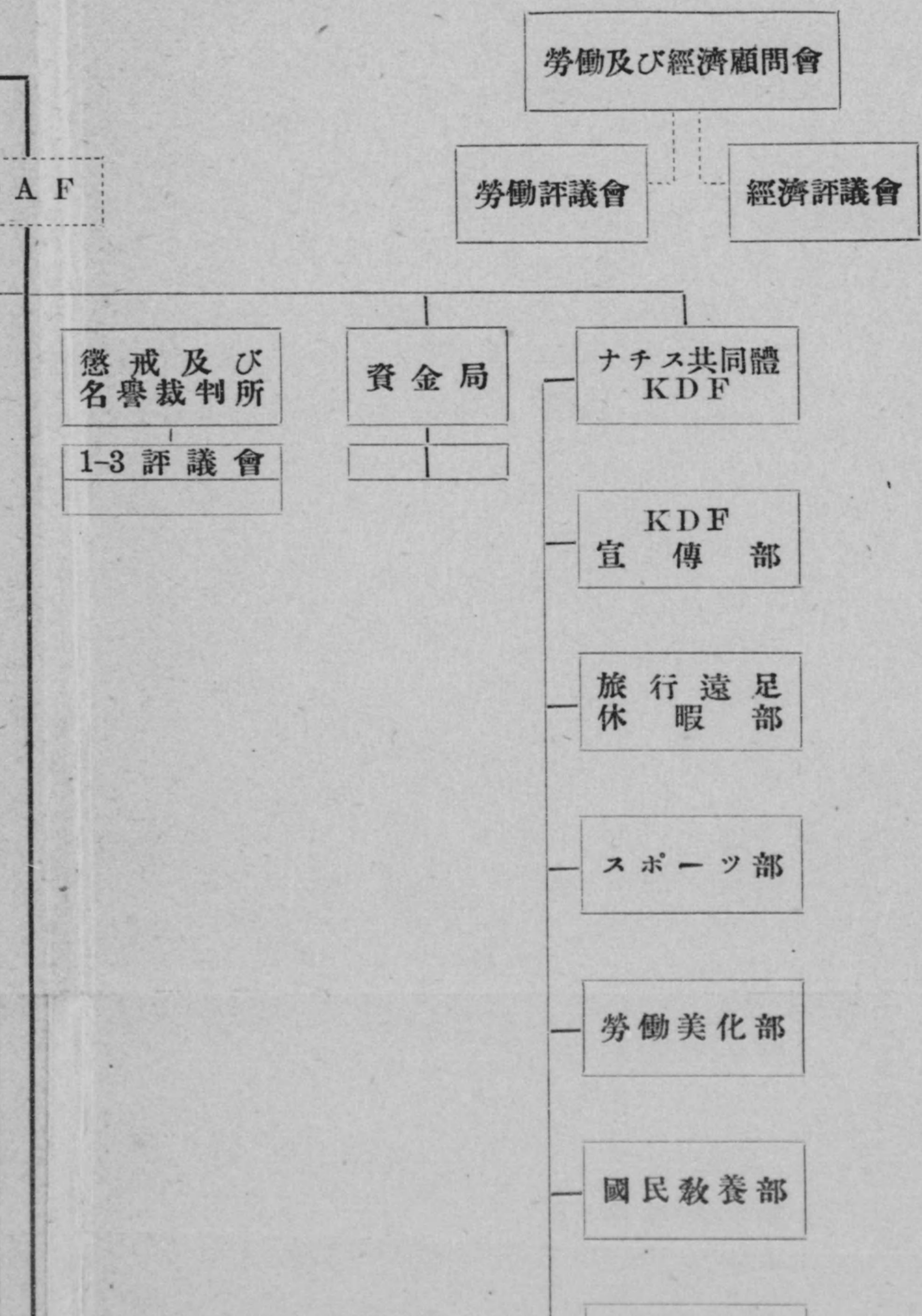
(六) 「旅行遠足休暇部」(Amt Reisen, Wandern und Urlaub)

これはクラフト・ドゥルヒ・フロイデの旅行に參加することによつて、低廉な旅費で旅行出來るやうにする。旅行は國內旅行のみならず海外旅行をも行ふ。

尙、クラフト・ドゥルヒ・フロイデは、リュウゲン (Rügen) に海水浴場（二萬人の休暇者收容）を設け、海上旅行者のためにクラフト・ドゥルヒ・フロイデ船隊を建造した。「國防軍の家部」(Amt Wehrmacht-heime) は國防軍所屬者のために自由時間の用ゐ方を指導し、ＫＤＦの家 (KDF.-Heime) を建設することを任務とする。

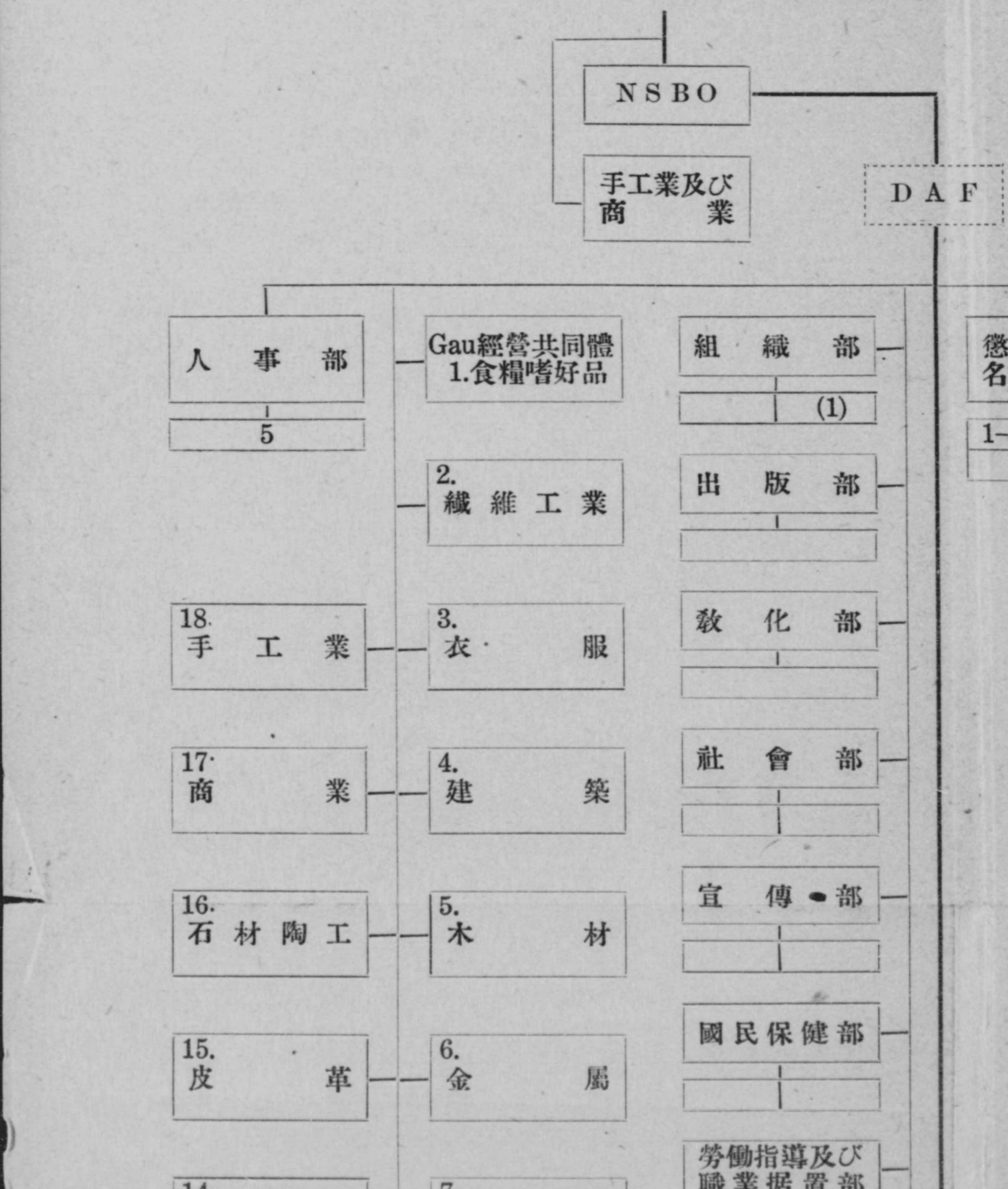
(ヘ) ドイツ勞働戰線の組織圖

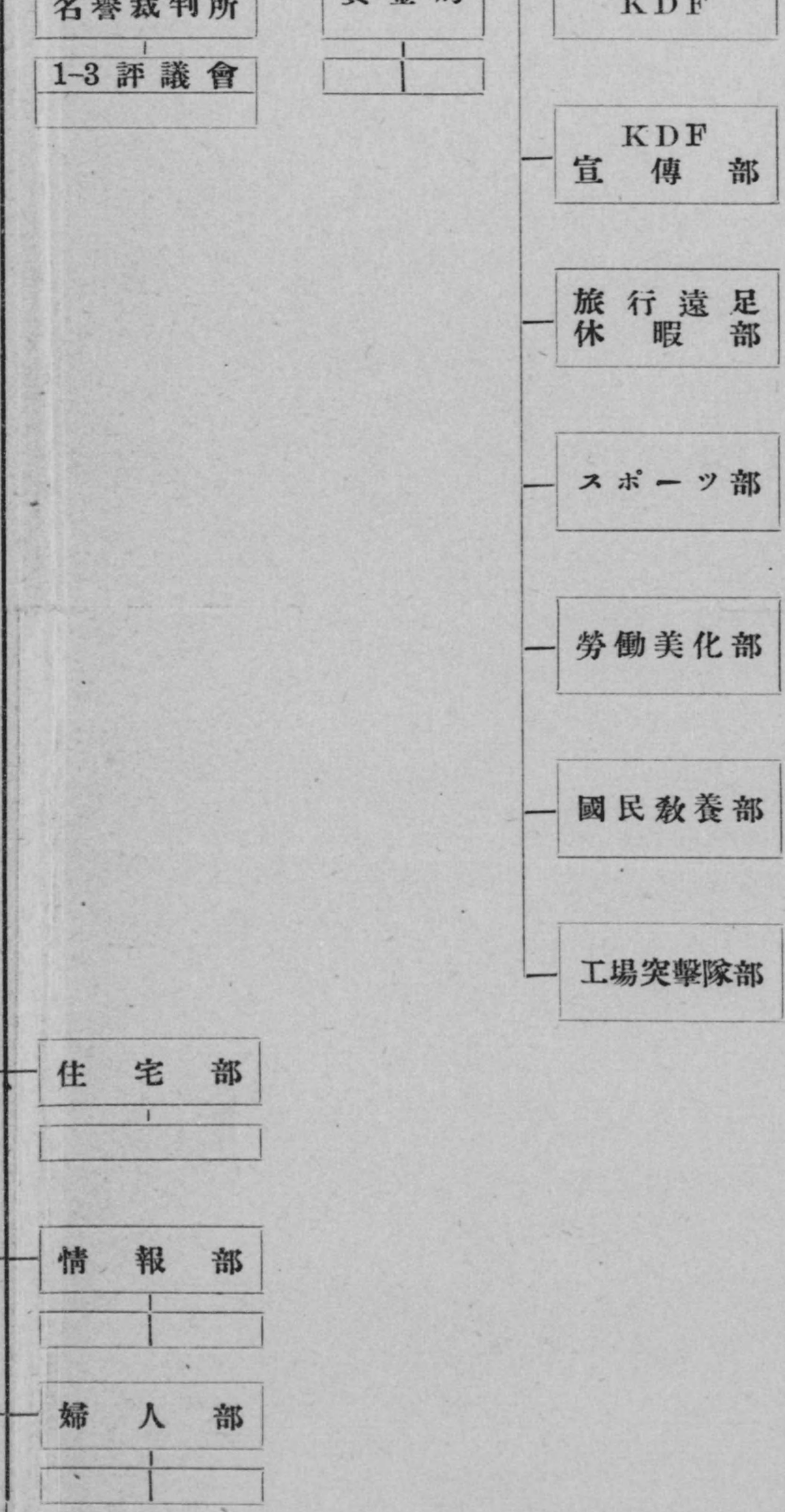
線のガウ(Gau)管理



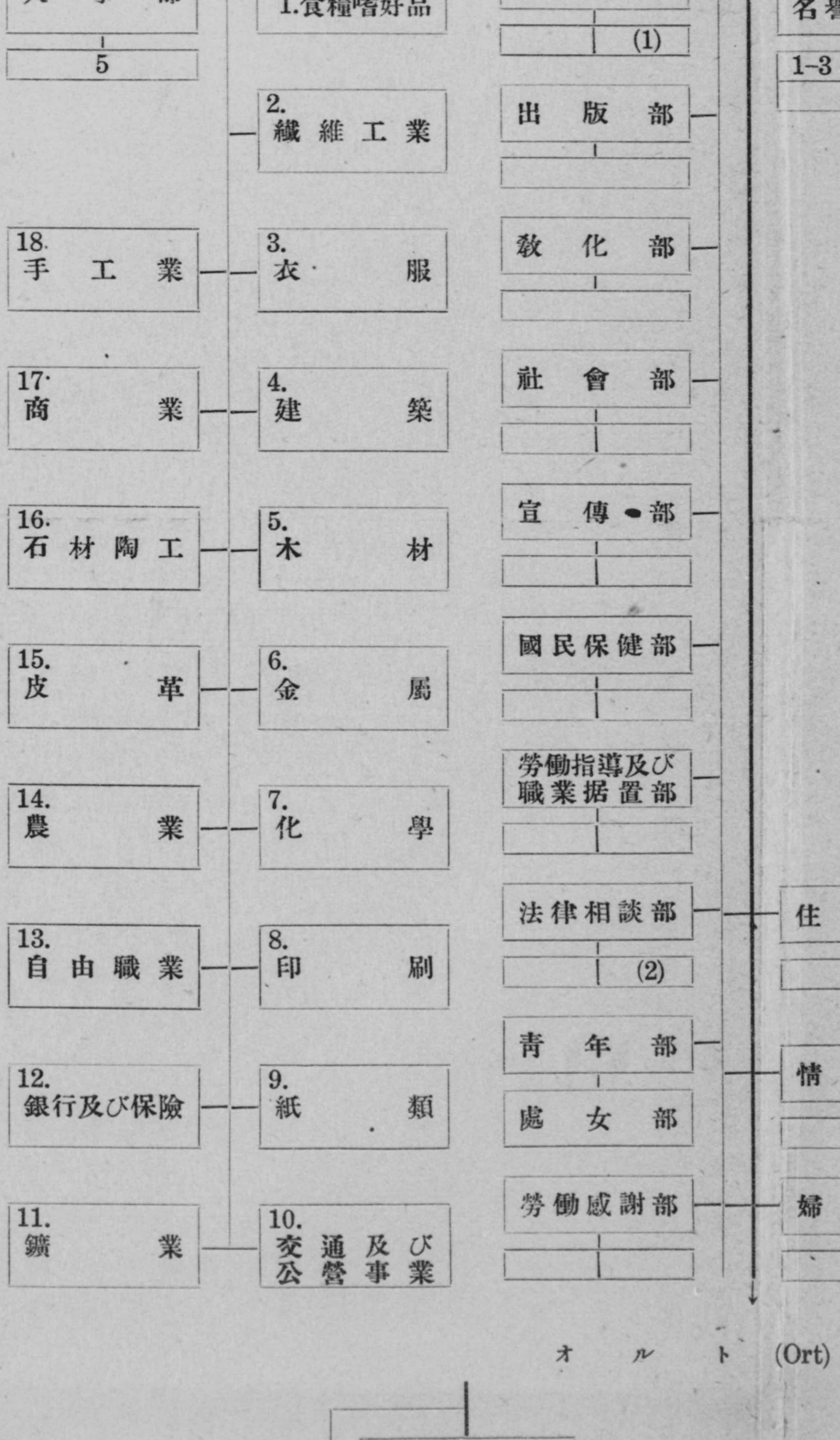
勞働及び經濟顧問會
勞働評議會
經濟評議會
A F
懲戒及び名譽裁判所
1-3 評議會
資金局
ナチス共同體KDF
KDF宣傳部
旅行遠足休暇部
スポーツ部
勞働美化部
國民教養部

ドイツ勞働戰線の

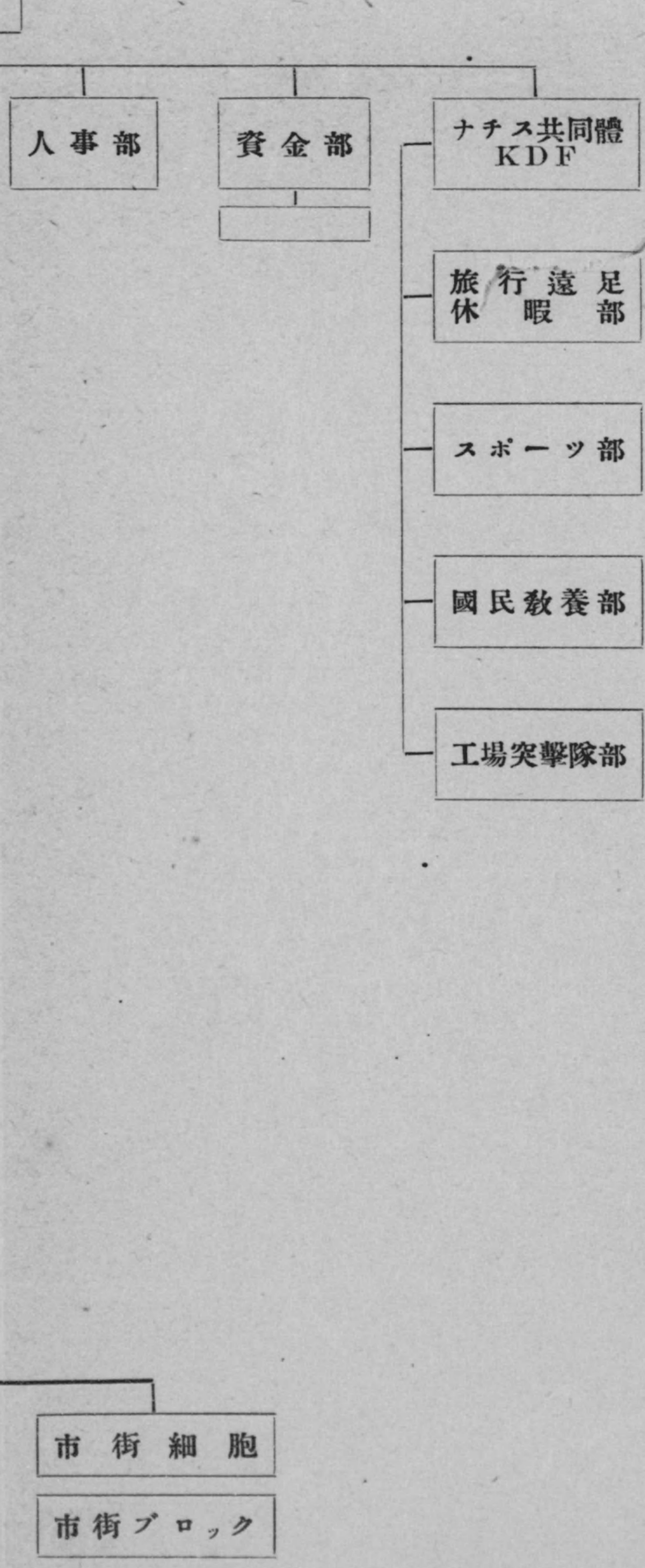

NSBO
手工業及び商業
DAF
人事部
5
Gau經營共同體
1.食糧嗜好品
2.纖維工業
3.衣服
4.建築
5.木材
6.金屬
18.手工業
17.商業
16.石材陶工
15.皮革
組織部
(1)
出版部
敎化部
社會部
宣傳部
國民保健部
勞働指導及び


名譽裁判所
1-3 評議會
KDF
KDF 宣傳部
旅行遠足休暇部
スポーツ部
勞働美化部
國民敎養部
工場突擊隊部
住宅部
情報部
婦人部

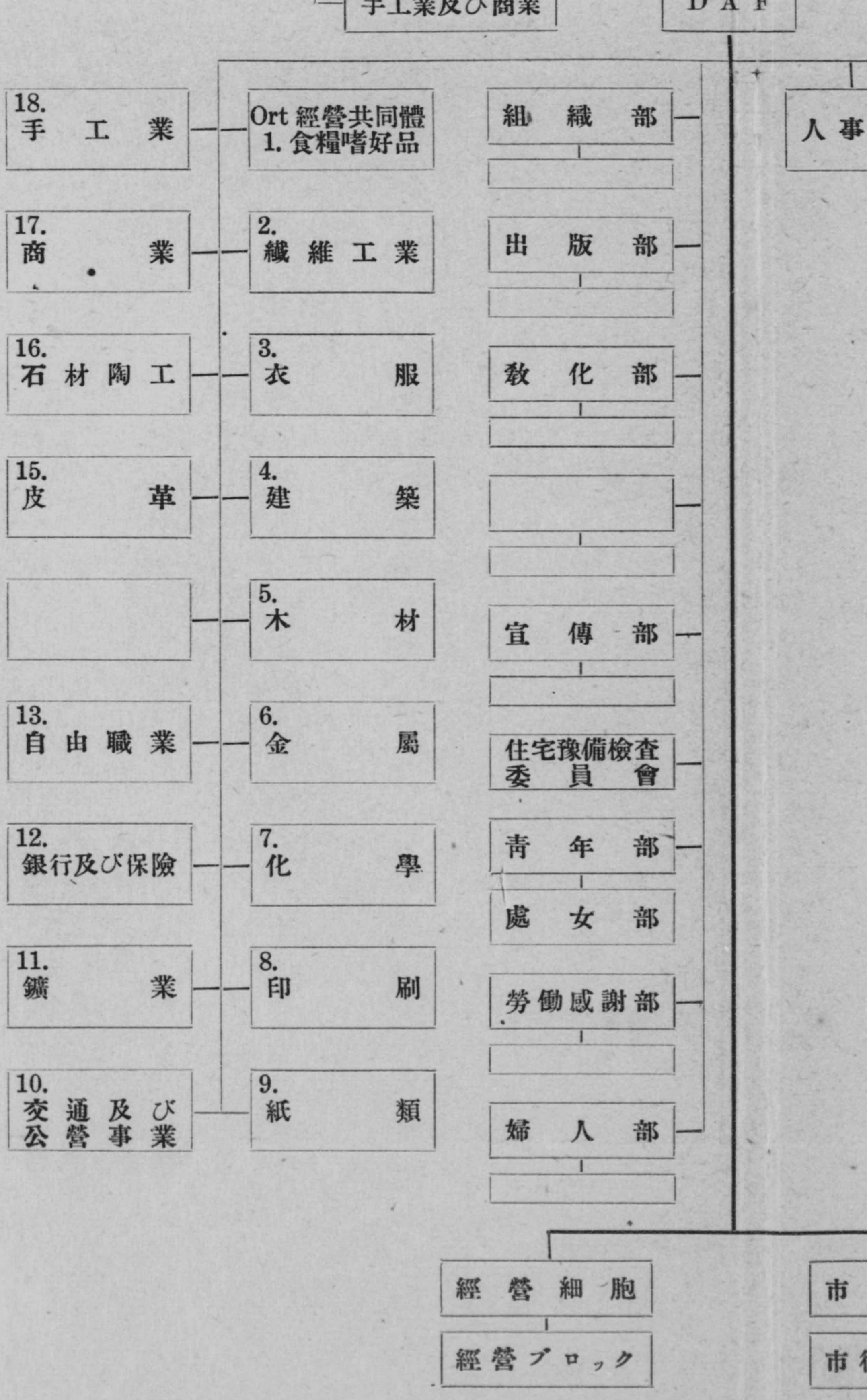
(Ort) 管理



1.食糧嗜好品
5
(1)
1-3
2. 纎維工業
出版部
18. 手工業
3. 衣服
敎化部
17. 商業
4. 建築
社會部
16. 石材陶工
5. 木材
宣傳部
15. 皮革
6. 金屬
國民保健部
14. 農業
7. 化學
勞働指導及び職業据置部
13. 自由職業
8. 印刷
法律相談部
(2)
住
12. 銀行及び保險
9. 紙類
青年部
處女部
情
11. 鑛業
10. 交通及び公營事業
勞働感謝部
婦
オルト (Ort)



（註）ドイツ勞働戰線の地域的區分は Gau, Kreis, Ortsgruppe, Zelle, Block（上から下へ）である



手工業及び商業
DAF
18. 手工業
Ort經營共同體
1. 食糧嗜好品
組織部
人事
17. 商業
2. 纖維工業
出版部
16. 石材陶工
3. 衣服
敎化部
15. 皮革
4. 建築
5. 木材
宣傳部
13. 自由職業
6. 金屬
住宅豫備檢査委員會
12. 銀行及び保險
7. 化學
靑年部
處女部
11. 鑛業
8. 印刷
勞働感謝部
10. 交通及び公營事業
9. 紙類
婦人部
經營細胞
經營ブロック
市

(ト) ＤＡＦの沿革

社會組織に就いての ヒトラー の考へは（第二章參照）、國民を先づ職業別に分ち、各職業の代表者を集めて、一種の經濟議會を構成するといふのであり、このための萠芽を勞働組合に求めたのである。從つて、ナチス政府は一九三三年五月に舊勞働組合を破壞したが、これは舊勞働組合の國際的マルクス主義を破壞したのであつて、勞働組合の組織そのものを否定したのではない。事實ＤＡＦは、この舊勞働組合組織を地盤として誕生したものである。ヒトラー は「正しい勞働組合運動によつて、大衆の生活慾求を滿足せしめると同時に、教育を施す時は、生存競爭に於いて、國民全體の抵抗力を非常に强化することが出來る」と云つてゐる（「我が鬪爭」六七二頁）。

ＤＡＦは一九三三年五月十日に正式に設置された。指導者は ロオベルト・ライ 博士（Dr. Robert Ley）である。ＤＡＦが現在の形に發達するには、次の經過を取つた。

(一) 一九三三年五月二日、總統の指令により全國の勞働團體の事務所及び建物が一齊に差押へられ、ロオベルト・ライ に從屬せしめられた。

(二) 一九三三年五月十日、プロイセン に於いて、全ドイツ勞働者會議が開催せられ、この席上に於いて、ロオベルト・ライ がＤＡＦの指導者に任命された。

(三) 同時に、舊勞働組合の全財産が强制的に押收されたが、この處置は、一九三三年七月一日付「反

國民反國家的財產沒收に關する法律」及び同年八月五日付「同法補完法」によつて完成せられ、ロオベルト・ライが處分權を有する管理人に任せられた。

(四) 次いで、ＤＡＦの改組が行はれ、ドイツ勞働者總同盟(二十八團體十四基本團體)とドイツ使用人總同盟(九基本團體)とに二大別せられた。同年秋、企業者もＤＡＦの支持者になつた。

(五) 一九三三年十一月二十七日、「ＤＡＦは、經濟的地位乃至社會的地位に關係なく、生產活動に從事する總ての人々を總括したものである」との告示が出され、ＤＡＦは名實共に、勞働者をも企業者をも包含する組織になつた。

(六) 一九三五年三月二十九日付「黨國統一確保に關する法律」の施行令第三條によつて、ＤＡＦはナチス黨に編入された。

(七) 一九三五年三月二十一日付告示によつて、ＮＳＢＯ(ナチス經營細胞組織)は、その獨立性を損せずにＤＡＦに加入した。

(八) 一九三五年七月二十二日、交通業團體が團體としてＤＡＦに編入された。同年十月六日、ＤＡＦとライヒ食糧同盟(Reichsnährstand)との協力に關する協定が結ばれた。

第六章　ナチス黨の枝隊及び附屬團體

ナチスの黨を中心として形成組織せられてゐる黨の「枝隊」及び「附屬團體」は、これを詳述すれば黨の構成組織に深入りする事になる。故にこゝでは詳述を避ける。黨の構成組織の大體を示すために「ナチス・ドイツ憲法論」（オットー・ケルロイター著、矢部貞治田川博三譯）中の記述を借用すれば、「黨の尖端には、指導としてアードルフ・ヒトラーが立つ。彼は「その指導者」である。だから「フューラー」の稱號は、黨の構成ではそれ以外には用ひられない。

フューラーとして、ヒトラーは同時に、黨の中央指導の頂點をなす。中央指導に編入されてゐるのは、突擊隊の最高指導、親衞隊の中央指導、及び青年の中央指導である。

黨の指導についてのフューラーの代理者は、ルドルフ・ヘスであり、彼は固有の幕僚を有してゐる。

フューラーとその代理者の下で、中央指導者達が、ナチス運動の指導者層をなす。

黨の組織の指導は、中央組織指導者ローベルト・ライ博士及びその幕僚の手に在る。彼は、同時にドイツ勞働戰線を指導する。

ナチス運動は、更に組織的に一聯の部に編成され、それは又種々に區分されて政治的指導者に從屬してゐる。例へば、ナチス黨の中央敎育部、職能團體構成部、自治團體政治部、官吏部、敎師部、及び法律家にとつて特に重要な中央法律部等。

このやうな全組織は、ナチスの見解によれば、勿論自己目的ではない。その存在理由は、民族との

斷えざる結合と、民族の中にナチス世界觀を行亙らしめるといふ任務にこそある。

その際、特に重要な役目の與へられのは、突擊隊、親衞隊、及び後に加へられたナチス自動車隊等の、ナチス運動の戰鬪隊である。この戰鬪隊は、ナチス運動の戰鬪的な突進に決定的な貢獻をなした。その構成員は、將來に於ても、「政治的兵士」として、ナチス理念の擔ひ手であり、「ナチス世界觀の訓練せられた且戰鬪的な信念の持主にして、且又信念の宣布者である」（幕僚長ルッツエ、突擊隊の將來の任務についての一九三五年の說明に於て）。

黨と民族との結合のために大きな意義を有するのは、ナチス黨の「枝隊」及び黨の「附屬團體」である。

ナチス黨の技隊をなすのは、一九三五年三月二十九日の黨と國家の一體の保障のための法律の施行令第二條によれば、突擊隊、親衞隊、自動車隊、ヒトラー青年團（少年團、處女團、及び少女團をも含む）、ナチス・ドイツ大學教師團、ナチス・ドイツ學生團、ナチス婦人團である。

枝隊の實質を有するものに、一九三七年四月十七日のフューラーの布告により、解散されたドイツ飛行場協會に代つて創設されたナチス飛行家隊がある。該布告の第三號によれば、飛行家隊に所屬する者は、同時に突擊隊、親衞隊、又は自動車隊に所屬するを得ない。布告の第五號によれば、飛行家隊の所屬員は、官廳その他から、ナチス黨諸枝隊の所屬員と同等の優待及び權限を與へられることを、

請求する權利を有する。

ナチス黨附屬團體は、上記の命令第三條によれば、ナチス・ドイツ醫師團、ナチス法律關係者同盟、ナチス敎師團、ナチス國民福祉團、ナチス戰爭犧牲者保護組織、ドイツ官吏團、ナチス・ドイツ技術協會、ドイツ勞働戰線（ナチス共同體「クラフト・ドゥルヒ・フロイデ」をも含む）である。

附屬團體は、黨と國家との結合にとつて極めて重要である。といふのは、これらの諸團體は、その所屬員の多數が黨員ではないのに拘らず、黨の指導の下に立つてゐるからである。これらの組織の中で、民族的見地からして最も重要なのは、既に今日ではドイツ民族同胞の多數を包含するところの、ドイツ勞働戰線である。

黨並びにその枝隊及び附屬團體は、地域的に區分されてゐる。組織上の基本的區分は、今日では、鄕（ガウ）——郡（クライス）——小區（オルツグルツペ＝シユテユツ・プンクト）——細胞（ツエレ）——郡（ブロック）である。これらの地域的單位の尖端には、政治的指導者（鄕指導者、小區指導者、細胞指導者、群指導者）がゐる。彼等は、その區域に對して黨の高權を代表し、從て黨の高權の擔ひ手と呼ばれる。かくして黨の政治的組織は、現在のところ、組織上、鄕と同等の外地組織をも含めて、三十三の鄕に區分され、その頂點に鄕指導者及びその代理者が位するのである。

突撃隊は、現在二十一の突撃隊分團に、親衞隊は十一の親衞隊分隊に、自動車隊は二十一の分團に、

ヒトラー青年團及びドイツ少年團は二十五の地域に、區分されてゐる。

このやうなナチス運動の地域的區分は、附屬諸團隊にとつても基準となる。それらは少くとも郷及び郡に代表せられ且區分されてゐる。それは又、ドイツ民族の冬期救濟事業に就ても同じである」(二一六—二一九頁)。

(一) ナチス黨の枝隊 (Gliederungen der Partei)

黨の枝隊は、突撃隊、親衛隊、ナチス自動車隊、ヒトラー・ユーゲント(狹義のヒトラー青年團の外、少年團、處女團、少女團をも含む)、ナチス婦人團、ナチス・ドイツ大學敎師團、ナチス・ドイツ學生團の七個である。

(イ) 突撃隊 (Die Sturmabteilung, SA.)

突撃隊は親衛隊及びナチス自動車隊と共に黨の鬪爭團體である。突撃隊員は、世界觀敎育、一般的肉體訓練、規律訓練、通告による呼集、公共奉仕(收穫援助等)によつて、ナチス運動の政治的兵士として養成される。突撃隊へは自發的に入隊出來る。突撃隊は一九二一年八月三日に組織され、ナチスの鬪爭期に集會警衛と宣傳の主要部分を引受けた。突撃隊指導者の長はアードルフ・ヒトラー、突撃隊本部の長は一九三四年以後ルッツエ (Lutze) である。突撃隊の組織は、指導部 (Führungsamt)、人事部 (Personalamt)、裁判部 (Gerichtsamt)、法律部 (Rechtsamt)、衛生部 (Sanitätsamt)、管理部 (Verwal-

tungsamt)、及び中央部 (Zentralabteilung)、養成部 (Ausbildungsabteilung)、ライヒ指導者學校 (Reichsführerschule) である。突撃隊の構成は下から上へ、Schar—Trupp—Sturm—Sturmbann—Standarte—Brigade—Gruppe に分けられ、Standarte（旗隊）は大抵その所在地の番號を帶びる。Gruppe（群隊）は二十一あつて、各群隊が現役（三十五才まで）と豫備役（三十五才以降）とを包含してゐる。

（ロ） 親衛隊 (Schutzstaffel, SS.)

親衛隊指導者は指導者（ヒトラーを指す）に直屬し、一九二九年以降ハインリヒ・ヒムラー (Heinrich Himmler) である。親衛隊は一九二五年確實な黨員によつて組織され、指導者（ヒトラー）の身邊を守護する事を主要任務とするが、ナチス政權掌握後は、國內治安をも任務としてゐる。この任務に副ふため、親衛隊員の選拔は特に嚴格な北方種族的選拔法によつて行ふ。親衛隊には一般親衛隊 (die Allgemeine SS.)、親衛隊指令隊 (die Verfügungstruppe SS.)、親衛隊監視同盟 (SS.-Wachverbände) がある。一般親衛隊は十二の上層部 (Oberabschnitt) に分れ、上層部は更に Abschnitt—Standarte—Sturmbann—Sturm に分れる。親衛隊指令隊には、「アードルフ・ヒトラー」護身隊 (Leibstandarte "Adolf Hitler") 及び旗隊「ドイツ」(Standarte "Deutschland") 旗隊「ゲルマニア」(Standarte "Germania") が屬する。親衛隊は一九三五年以來新聞 Das Schwarze Korps を發行してゐる。

（ハ）　ナチス自動車隊（Nationalsozialistisches Kraftfahrkorps, NSKK.）

ナチス自動車隊は一九三一年に組織された。隊長フューンライン（Hühnlein）は總統に直屬する。ナチス自動車隊は第三帝國に於ける自動車化思想の擔當者として、全ナチス自動車操縱者の集合體である。一九三六年には、警察と共力して交通教育に當るといふ特殊任務を授けられた。一九三三年以來、月刊紙「ドイツ自動車」（Deutsche Kraftfahrt）を發行してゐる。

（ニ）　ナチス・ドイツ大學教師團（NSD.-Dozentenbund）

「ナチス・ドイツの教育政策」參照。

（ホ）　ナチス・ドイツ學生團（NSD.-Studentenbund, NSDSt.B.）

「ナチス・ドイツの教育政策」參照。

（ヘ）　ナチス婦人團（NS.-Frauenschaft）

「ナチス・ドイツの社會政策」の「對女性政策」參照。

（二）　枝隊の實質を有するもの

ナチス飛行家隊（NS.-Fliegerkorps, NSFK.）

ナチス飛行家隊は、一九三三年に組織されたドイツ航空同盟（Deutscher Luftsportverband）の代りに、一九三七年四月十七日創設されたドイツ航空スポーツの統一組織である。その任務は、ドイツ國

民の航空思想を覺醒せしめ、軍隊に入る前の航空訓練を行ひ、ドイツ國内の航空スポーツ活動を統合するにある。隊長クリスティアンゼン(Christiansen)中將は、ライヒ航空大臣に從屬する。本隊は十六群(Gruppe)に分れ、群は更に數個の Standarte 及び Sturm に分れる。又、本隊は全國內に、支部、模型製作學校、グライダー學校、競技飛行士學校を置く。本隊への入隊は自由意志による。飛行士たりし空軍歸休兵(豫備後備)、飛行機操縱士、觀測者、氣球操縱士、グライダー飛行者としての訓練を受けたドイツ人、ヒトラー・ユーゲントの航空スポーツ隊を出た滿十八歲以後の者、ドイツ航空同盟の飛行士隊又はグライダー隊に所屬してゐた者は、本隊へ入り得る。

(三) 附屬團體

黨の附屬團體は、ナチス・ドイツ醫師團、ナチス敎師團、ナチス國民福祉團、ナチス戰爭犧牲者保護組織、ドイツ官吏團、ナチス法律關係者同盟、ナチスドイツ技術協會、ドイツ勞働戰線(ナチス共同體クラフト・ドゥルヒ・フロイデをも含む)家族保護のためのドイツ子福者同盟、ドイツ市町村會、ドイツ婦人事業部の十一團體である。

(イ) ナチス・ドイツ醫師團(NS,-Deutscher Ärztebund)

ナチス・ドイツ醫師團は一九二九年に組織されたもので、黨の國民保健主局(Hauptamt für Volksgesundheit)に監督される。本團は黨及びその諸組織に醫師と專門家とを供給し、ドイツの醫師をナチ

ス世界觀に於いて整備しなければならない。故に、本團は醫師の經濟的團體でもなく職業的團體でもない。團員（醫師、藥劑師、齒科醫、獸醫）は黨員でなければならない。非黨員は候補者として加盟せしめる事がある。

（ロ）ナチス法律關係者同盟（NS.-Rechtswahrerbund, NSRB.）

一九二八年に組織されたナチス法律家同盟は、一九三六年に改組されてナチス法律關係者同盟になつた。本同盟はミュンヘンに本部を置き、法律關係者を政治的世界觀的に監督し、ドイツ法律の全領域にナチス綱領を實現しようとする。本同盟は Gau—Kreisgruppe—Kreisabschnitt に分れ、司法大臣フランク（Frank）に從屬する。

（ハ）ナチス教師團（NS.-Lehrerbund, NSLB.）

「ナチスドイツの教育政策」參照。

（ニ）ナチス國民福祉團（NS.-Volkswohlfahrt, NSV.）

ナチス國民福祉團は、一九三二年四月ベルリーンに創設され、一九三三年五月以來黨の組織たる事を承認され、ナチス福祉事業の全問題を管掌する。ナチス國民福祉團は一九三三年黨のライヒ指導機關中に設けられた國民福祉主局（Hauptamt für Volkswohlfahrt）に監督されるが、この主局の指導者（Leiter）たるエリッヒ・ヒルゲンヘルト（Erich Hilgenfeldt）は、ナチス國民福祉團のライヒ管理者

(Reichswalter)と冬期救濟事業のライヒ委任者(Reichsbeauftragter)とを兼ねる。本團の最も重要な課は「福祉增進及び青少年保護課」(Amt Wohlfahrtspflege und Jugendhilfe)、「國民保健課」(Amt Volksgesundheit)である。本團の地域的區分は黨と同じく、Gau—Kreis—Ortsgruppe—Stützpunkt に分れる。本團の福祉事業はナチス世界觀から發したもので、教會又は以前の自由主義的「貧民」救濟とは根本的に異なり、その取る處置は、個々人のための個々人の福祉ではなく、國民全體の上に向けられる。本團は共同體の犧牲意志を基礎にしてゐるが故に、國民共同體と社會主義的意志との最高の道德的表現とされるが、その事業は、ナナス世界觀の民族保護的見地から、生物學的民族學的性格的に價値多い國民の諸力を維持し促進するにある。從つて、すべての保護の前提は遺傳的健康といふ事であるから、國民維持者としての家族、特に母子保護(母子保護事業がある)といふ事が、一切の事業の歸結である。成人に對する健康保護としては、ナチス運動に功勞のあつた老鬪士のための Hitler-Freipatz-Spende、國民同胞休養保護、治療のための轉地、結核者救助事業がある。ナチス國民福祉團の青少年保護の任務は、危險に曝された救助を要する青少年を社會教育的に保護することであり、都分的にはヒトラー・ユーゲントと協力する。更に、一般的青少年保護、逃亡者保護、惡疫撲滅鬪爭、移住地補助、被投獄者、放免者、飲酒家、放浪者等の保護、利子生活者、盲者、聾者の保護、民福祉團保護法改革に協力すること等も、ナチス國民福祉團の重要任務である。かの冬期救濟事業は本團が中

心になつて行ふものであるが、四ヶ年計畫に於いて、本團はドイツ國民の食糧救濟事業を取扱ふ。

（ホ）ナチス戰爭犧牲者保護組織（NS.-Kriegsopferversorgung, NSKOV.）

本組織は、戰爭犧牲者（戰傷者、戰死者の寡婦、孤兒、兩親）と黨運動の犧牲者との團體で、黨のライヒ指導機關內の戰爭犧牲者主局（Hauptamt für Kriegsopfer）の保護を受ける。本組織の長官はハンス・オーバーリントオーバー（Hanns Oberlindober）である。

（ヘ）ドイツ官吏團（Reichsbund der Deutschen Beamten, RDB.）

ドイツ官吏團は、一九三三年、全官吏に對する統一組織として設けられたもので、黨のライヒ指導機關內の官吏主局（Hauptamt für Beamte）の監督を受ける。ドイツ官吏團の任務は、官吏階級をナチス的に整頓し、自助及び職業敎育のための諸施設を維持することである。團員は勤務地位に關係なく十四の部門に分屬させられる。ドイツ官吏團の指導者はヘルマン・ネーフ（Hermann Neef）である。

（ト）ナチス・ドイツ技術協會（NS.-Bund deutscher Technik, NSBDT.）

本協會は黨のライヒ指導機關內の技術主局（Hauptamt für Technik）に指導され、機械技術及び一般工業（Mechanische Technik und allgem. Ingenieurwissenschaften）電氣技術（Elektrotechnik）ガス及び水（Gas und Wasser）化學（Chemie）冶金及び採鑛（Hüttenwesen und Bergbau）建築（Bauwesen）の五專門群に分れてゐる。本協會の任務は、技術的科學的勞働の促進、協會員の敎育と整備、職業指

導の助成等である。雜誌「ドイツの技術」(Deutsche Technik)は本協會の發行にかかる。

(チ) ドイツ勞働戰線 (Deutsche Arbeitsfront, DAF.)

ドイツ勞働戰線はナチス共同體「クラフト・ドゥルヒ・フロイデ」(NS.-Gemeinschaft "Kraft durch Freude") と共に、黨の附屬團體中最も重要なものである。「ナチス・ドイツの社會政策」の「ドイツ勞働戰線」を參照。

(リ) 家族保護のためのドイツ子福者同盟 (Reichsbund der Kinderreichen Deutschlands zum Schutze der Familie, RDK.)

本同盟はベルリーンに本部を置き、黨の民族政策局 (Rassenpolitisches Amt) の保護を受けて、遺傳的に健康な完全にドイツ的な家族の重要性を守る。

(ヌ) ドイツ市町村會 (Deutscher Gemeindetag)

ドイツ市町村會はドイツ國の市町村及び市町村團體を結合したもので、一九三三年十二月十五日の法律に基づく。ドイツ市町村會は法人團體で、市町村及び市町村團體に助言を與へ、ライヒ諸官廳及びラント諸官廳から提出される問題に對して意見を述べる。

(ル) ドイツ婦人事業部 (Deutsches Frauenwerk)

「ナチス・ドイツの社會政策」中の「對女性政策」參照。

第七章　冬期救濟事業 (Das Winterhilfswerk)

冬期救濟事業

冬期救濟事業は一九三三年九月中旬、ナチス政府が「飢ゑと寒さとに對する鬪爭」といふ合言葉の下に始めた、嘗てなかつた救濟事業である。冬期救濟事業は個人の慈善とか溫情とかに訴へるのではなく、全國民を大きな犧牲行爲の擔ひ手にしようとするものである。從つて冬期救濟事業は全ドイツ人の社會的連帶を表現するものになる。この事業を計畫した宣傳大臣ゲッベルスは、事業の遂行を國民社會主義國民福祉團 (Nationalsozialistische Volkswohlfahrt) に委託した。これは窮迫してゐる者すべて、外國人をもユダヤ人をも嘗ての共產主義者さへをも救ふ救濟事業である。一九三五年から三六年にかけての冬期救濟事業が開始されるに當り、ヒトラーは、「我々は何人も除外しないが、我がドイツに於ける共產主義者を排擊する。場合に依つてはこれを打ちのめす。然し、もし彼が飢ゑてゐると云へば、彼に食を與へてやる」と云つた。一九三三年から三四年にかけての冬期救濟事業は六九三三六人の外國人を救濟した。

冬期救濟事業の遂行者

冬期救濟事業は國民社會主義福祉團を中心として、ナチス黨の各組織團體、私的慈善團體、福音敎

會國內慈善ミッション、ドイツ赤十字社、救世軍、救急施設等の外、幾多の群少團體が協力して行ふ。自發的援助者も多數あつて、一九三三—三四年度には約百五十萬、一九三五—三六年度には約百二十萬が無報酬で働いたので、事業の大なる割に經費は僅少であつたと云はれる。

冬期救濟事業の實行法

寄附金を壺に投入れてもらふ外に、婦人や子供によつて留針で留める花、金屬板の記念章が賣られる。募金と同時に、生活資料、衣服、燃料も集められる。ドイツ經濟界の諸團體は原料品を寄附し、使用人勞働者等は自發的に月收の一部を寄附する。又、冬期救濟期間中は、國防軍、勞働奉仕團、警察その他によつて大衆給食が行はれ、救助活動を補ふ。

各年度に於ける寄附金品の總額（寄附物品の使用價値はドイツ統計局の公定相場によつて算定し、使用價値が公定相場より低廉になつてゐるのは、買入割引又は運賃免除等に起因する）は次のやうになつてゐる。

一九三三—三四年	三億五千三百五十六（ライヒス・マルク）
一九三四—三五年	三億六千四十九萬三千四百三十
一九三五—三六年	三億七千百九十四萬三千九百八

各年度に配分された物品は次のやうになつてゐる。（單位ツェントナー）

	一九三三—三四年	一九三四—三五年	一九三五—三六年
馬鈴薯	一五、〇四三、六四三	一四、五〇六、五八四	一一、九六八、一九二
石炭	五二、九〇三、〇七〇	五一、〇九一、七一二	五二、〇七八、五七四
肉類	六九、一八〇	一〇一、九六二	一六八、三一七
魚肉類	二一、四四五	六二、三九五	一六五、八七五

冬期救濟事業の意義

ヒトラーは、「我々國民社會主義者にとつて、冬期救濟事業こそは眞に誇り得る中心的な事件である」と云つてゐるが、この事業の實際的利益の外に、道德的政治的意義を考へる時、彼の言葉は眞實である。勞働に從事してゐる者の殆ど總てが、自發的に各自の收入の幾分を、困窮してゐる同胞のために割くことは、ドイツ國民がナチス政府と國民的連帶責任を分つことを意味する。「善い時代にも惡い時代にも、國民全體が結び合つてゐると感じる」のは、國民共同體の理想であらう。人間から人間へ、家族から家族へ傳はる救助と愛との活動、救助し得る國民によつて病者老人姙婦等を保護することは、やがて全國民を一の大共同體の中に纒めて眞の兄弟姉妹とすることを約束するものである。

第八章　ライヒ勞働奉仕法

(一)　ライヒ勞働奉仕法 (Reichsarbeitsdienstgesetz)

ドイツに於ける勞働奉仕は既に大戰時代に在つて、最初は自發的なものであつた。ナチスは政權獲

得後、强制的にナチス勞働奉仕を設けたが、これは幾何もなくして全國に亙る强力な施設になつた。

一九三五年六月二十六日のライヒ勞働奉仕法は、ナチス勞働奉仕からライヒ勞働奉仕を作つた。

同法第一條は、總ての若きドイツ人は男女を問はず、勞働奉仕に於いて國民に奉仕する義務があることを規定した。

かくして、自發的勞働奉仕は勞働奉仕義務となることに依つて、ライヒの一施設となり、ライヒ内務大臣の命令權に從屬することになつた（同法第二條）。

ライヒ勞働奉仕團は最早ナチス勞働奉仕ではないから、黨の一部でも、黨の一組織でも、黨の附屬團體でもない。然し、勞働奉仕法は勞働奉仕團に對して、ドイツの青年處女をナチス精神に於いて國民共同體を實現するやうに教育する義務を課してゐる。

又、名譽毀損的行爲のために黨から除外された者は、ライヒ勞働奉仕からも除外されるのである（同法第五條）。

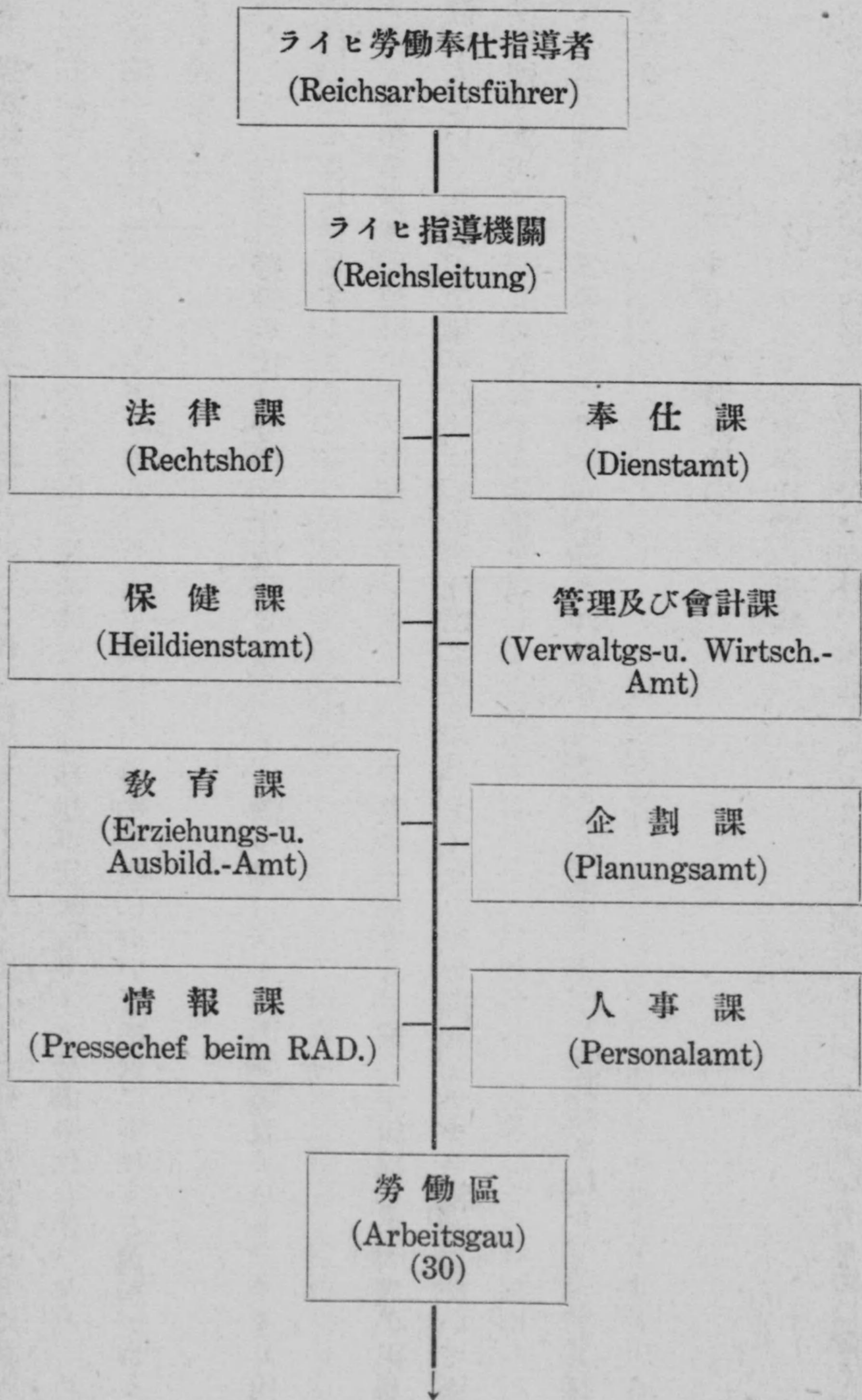
（二）ライヒ勞働奉仕團

（イ）ライヒ勞働奉仕團の組織

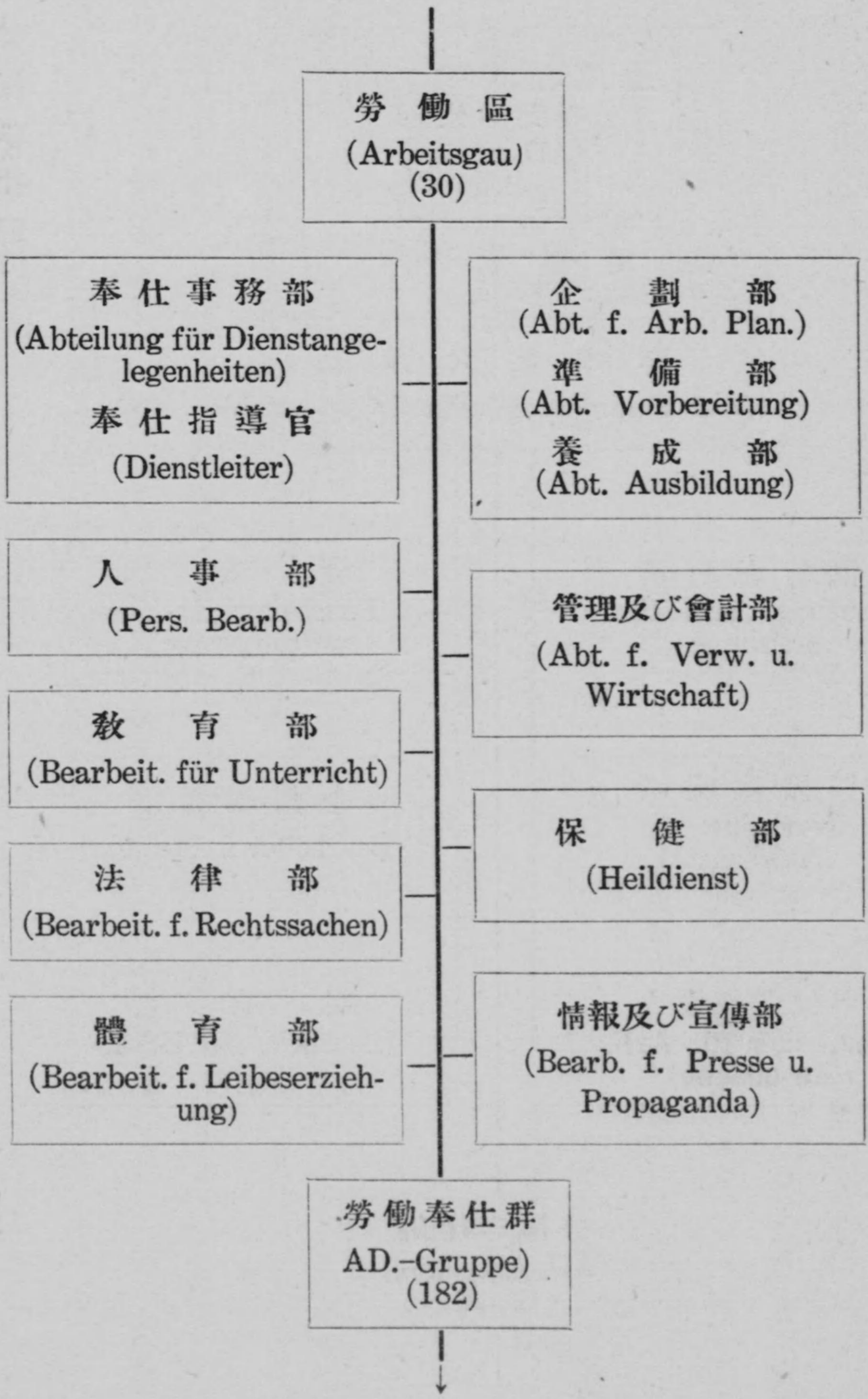
ライヒ勞働奉仕團は内務大臣の監督を受け、本部をベルリーン・グルネワルト區シンケル街に置く。

本部組織の大要は次の如くである。

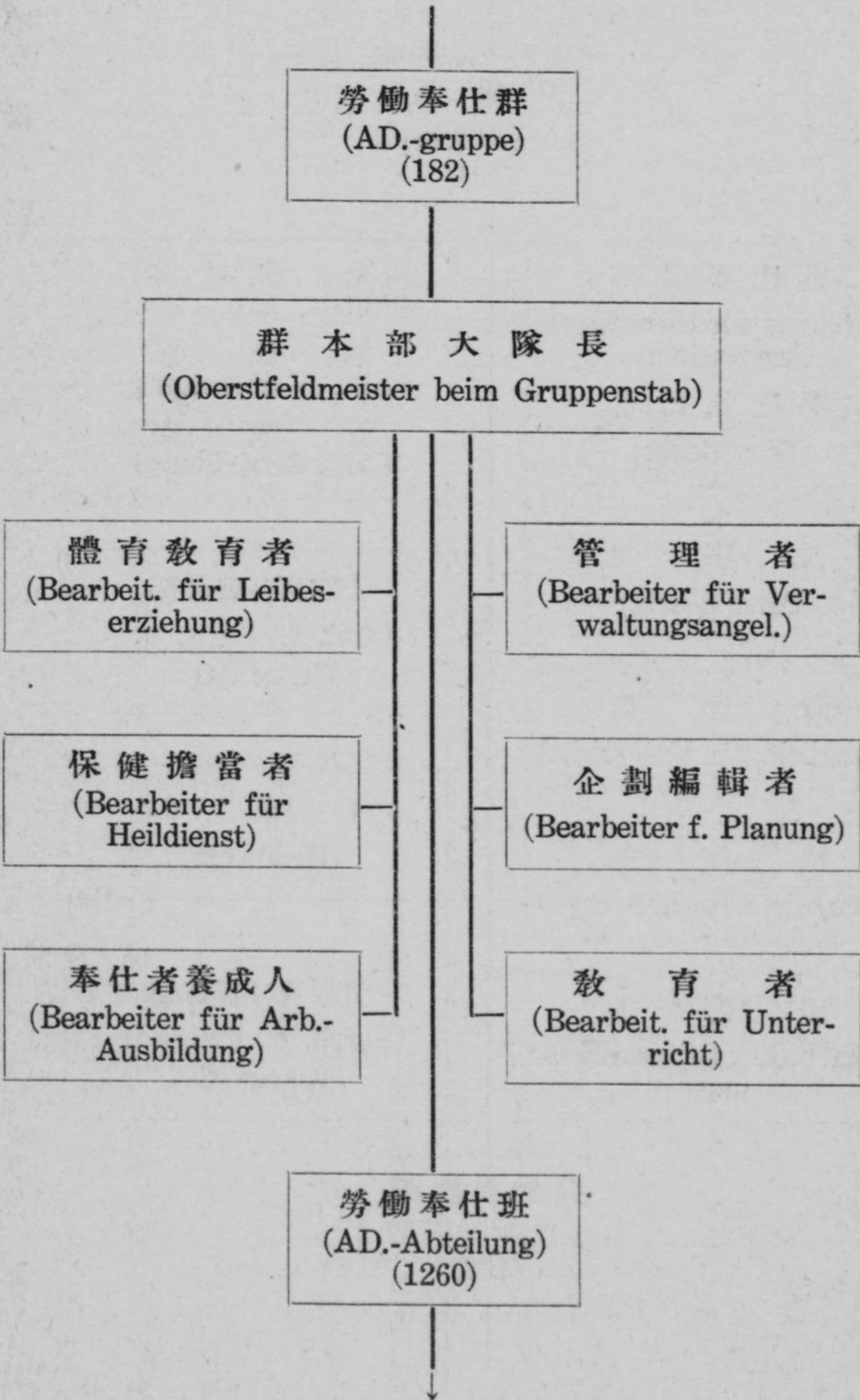
ライヒ勞働奉仕團本部


ライヒ勞働奉仕指導者
(Reichsarbeitsführer)
ライヒ指導機關
(Reichsleitung)
法 律 課
(Rechtshof)
奉 仕 課
(Dienstamt)
保 健 課
(Heildienstamt)
管理及び會計課
(Verwaltgs-u. Wirtsch.-Amt)
敎 育 課
(Erziehungs-u. Ausbild.-Amt)
企 劃 課
(Planungsamt)
情 報 課
(Pressechef beim RAD.)
人 事 課
(Personalamt)
勞 働 區
(Arbeitsgau)
(30)

勞働區



勞働區
(Arbeitsgau)
(30)
奉仕事務部
(Abteilung für Dienstangelegenheiten)
奉仕指導官
(Dienstleiter)
企劃部
(Abt. f. Arb. Plan.)
準備部
(Abt. Vorbereitung)
養成部
(Abt. Ausbildung)
人事部
(Pers. Bearb.)
管理及び會計部
(Abt. f. Verw. u. Wirtschaft)
敎育部
(Bearbeit. für Unterricht)
保健部
(Heildienst)
法律部
(Bearbeit. f. Rechtssachen)
情報及び宣傳部
(Bearb. f. Presse u. Propaganda)
體育部
(Bearbeit. f. Leibeserziehung)
勞働奉仕群
AD.-Gruppe)
(182)


勞働奉仕群
(AD.-gruppe)
(182)
群本部大隊長
(Oberstfeldmeister beim Gruppenstab)
體育敎育者
(Bearbeit. für Leibes-erziehung)
管理者
(Bearbeiter für Ver-waltungsangel.)
保健擔當者
(Bearbeiter für Heildienst)
企劃編輯者
(Bearbeiter f. Planung)
奉仕者養成人
(Bearbeiter für Arb.-Ausbildung)
敎育者
(Bearbeit. für Unter-richt)
勞働奉仕班
(AD.-Abteilung)
(1260)

勞働奉仕班

- 勞働奉仕班
  - 班指導者 (Abteilungsführer)
    - 管理人 (Verwalter)
    - 契約醫 (Vertragsarzt)

勞働奉仕班は一の野營共同體 (Lager-Gemeinschaft) を構成し、野營共同體は三個小隊 (3 Züge) より、一小隊は三個分隊 (3 Truppen) より成る。

勞働奉仕班の人數は季節により相違し、夏季一六一名、冬季一四三名であつた。一九三七年二月一日の調査によれば、勞働奉仕團數一八二、勞働奉仕班數一二六〇であつた。

青年男子の勞働奉仕義務

勞働奉仕に關する法律は、一九三五年六月二十六日に「ドイツ國勞働奉仕に關する法律」、同二十七日に「ドイツ國勞働奉仕の奉仕期間及び奉仕員數に關する 總統及び 國總理大臣の訓令」「ドイツ國勞働奉仕に關する法律の施行及び補充に關する第一命令」が出てゐる。これを適宜の項目に分類して述べると、

(1) 奉仕義務者數。總統及び國總理大臣が每年これを決定する。一九三五年十月一日乃至一九三六年十月一日の期間に於いては、幹部員を含む勞働奉仕義務者數が平均二十萬人であつた。

(2) 奉仕期間。奉仕期間は最長半ヶ年を限度として、總統及び國總理大臣がこれを決定する。

(3) 奉仕義務者の年齡。奉仕義務は十八歲を以て始まり、二十五歲を以て終る。奉仕義務者は原則として年齡十九歲に達する曆年に於いて召集されるのだが、年齡十七歲に達した者は自發的に勞働奉仕に參加し得る。奉仕義務者は勞働奉仕の徵集に對して二年以內の徵集猶豫を受けることを得るし、已むを得ざる職業上の理由がある時には五年以內の猶豫を受けることを得る。又、過渡期に於ける處置として、徵兵義務者に對しては、勞働奉仕義務の一部又は全部を免除することにしてある。

(4) 勞働奉仕參加拒否。懲治監に收容せられた者、公民的名譽權を有せざる者、ナチス黨より除名せられた者等は、原則として勞働奉仕に參加し得ないが、この外に、非アーリア人及び非アーリア人と婚姻せる者も勞働奉仕に參加し得ないとする點は、ナチスの民族主義の徹底性を示してゐる。

青年女子の勞働奉仕義務

十七歲から二十八歲迄の間に行ふ青年女子勞働奉仕は、一九三六年四月一日以降、男子と同じくライヒ勞働奉仕團に加入した。財政的には內務省を通じて財政省から支給される。

女子勞働奉仕團は全國を十三地區に分ち、各地區に地區指導者を置く。各地區に二乃至四の野營群

團（Lagergruppe）が附屬し、各野營群團に一名の指導者を置く。

野營群團の組織は、

野營指導者	一
助手	一
會計主任	一
監督主任	一
最年長者	三
勞働女子	三三
計	四〇

女子の勞働奉仕期間は二十六週間。一九三六年九月二十六日付法令によれば、女子勞働奉仕者總數二萬五千人、野營群團數約六百であつた。

（ロ）勞働奉仕遂行の資金

國家の直接支給が約二億ライヒス・マルクで、その四分の一は一人當り八十二ペニッヒの給與に向けられ、その他は奉仕團體の管理、指導者學校の經營及び維持費、營舍の諸設備、備品、敎材、衞生施設、勞働及び運動具、運搬具等に當てられる。

（ハ）　勞働奉仕の實施方法

勞働奉仕の實施は、全國の戸籍調査網によつて、屆出により志願者を募り、各勞働區に配置する。

勞働奉仕團の分隊及び小隊の指揮は、各勞働區で養成された下士官がなし、班長は地方勞働奉仕學校で選拔され、群團指揮者の選任は國立勞働學校に於いて行ふ。

（ニ）　勞働奉仕指導者の敎育

小隊長學校（Truppenführerschule）十六校。

半年間の勞働奉仕を終了した者が、兵役服務の前後に於いて、班長たるべき三ヶ月の敎育を受け、指導者の候補者になる。

大隊長學校（Feldmeisterschule）五校。

分隊長中の或る者が八ヶ月の敎育を經て、更に上級の指導者になる。

地方學校（Bezirksschule）五校。

十五週間の敎育によつて、小隊長たるべき者を養成する。

ライヒ勞働奉仕學校（Reichsschule）。

群團指導者の資格を特つ者を、最高幹部たらしむべく特別の敎育を施す。

（ホ）　勞働奉仕の實際

(1) 敎　　育

(a) 德　　育

德育に重きを置き、軍隊的精神、勞働精神、農民的精神を培ふ。

(b) 政治敎育（國家政策的敎育）

政治的重大問題に就いて、國民が一元的に思考し感得することを期し、國民の內心的一致感情的一致を圖る。政治敎育は前半期に一週三時間、後半期に一週四時間。科目は、勞働奉仕、民族學、鄕土學、歷史、世界觀等。

(c) 規律訓練

各班で一週に四時間乃至六時間の規律訓練を行ふが、最初は個人を訓練する。規律訓練の目的は與へられた命令を直ちに實行に移すことを練習するに在り、以て絕對的服從の精神を養ふ。

(d) 體　　育

體育には身體鍛錬（Körperschule）遊戲（Spiele）養生法（Körperpflege）があり、六ヶ月の前半期に四時間、後半期に三時間を課す。

(2) 野營生活のプログラム

午前六時　　起床（夏季には五時）

六・〇五―六・一五　運　　動

六・二〇―　七・一五	洗面、寢臺整理、珈琲
七・二〇	國旗掲揚
七・三〇	勞働場へ出發
七・四五―一〇・〇〇	勞働奉仕
一〇・〇〇―一〇・三〇	朝　　飯
一〇・三〇―午後二時	勞働場より歸營
二・三〇―　三・〇〇	晝　　食
三・〇〇―　三・一〇	新聞閲覽
三・三〇―　五・〇〇	體操、競技
五・一〇―　六・〇〇	政治敎育
六・〇〇―　六・四五	點　　呼
七・〇〇	
七・一五―　七・四五	夕　　食
七・四五―　八・一五	掃除、修繕、洗濯
八・一五―　九・四五	講演、唱歌、餘興

一〇・〇〇　消燈、就寢

(3) 團員の勤務

各團員は當番に從つて歩哨勤務、炊事、衞生、淸潔等に分れ、分業的に勤務する。

(4) 團員の服裝

制服は霜降土色の開襟スポーツ服。帽は古代農民のシュペサールト帽。徽章は鋤に麥穗を配したもの。

(5) 團員の費用

團員一人につき一日一マルク五十ペニッヒ。一日の支給額二十五ペニッヒ。

(6) 團員の外出

外出し得るのは日曜、土曜、水曜の午後。外出時間の利用は隨意であるが、出入は必ずこれを告知して非常呼集に備へる。

(7) 式典及び式典の夕

(イ) 式典。歸營前に指導者と團員とが集合して唱歌を合唱し、簡單な講演を行ふ事もあつて、一日の日課を終る。

(ロ) 式典の夕。一週二囘。講演合唱の外、餘興として演劇音樂等を行ふ。

(8) 團員の義務權利及び特典

(イ) 義務。團員は勞働奉仕團の諸規定に從はなければならない。義務遂行に附帶して處罰令が設けてある。

(ロ) 權利。團員は勞働奉仕期間中、傷害保險並びに疾病治療法規定によつて保障を受ける。

(ハ) 特典。特典には勞働感謝制度なるものがあつて、(一) 勞働奉仕義務完了者男子に對する職業紹介、(二) 奉仕中不慮の傷害を蒙つた者に對する救濟、(三) 勞働者一般の保護、(四) 將來の職業のための準備敎育及び再敎育、(五) 有能勞働者の地方への歸農、(六) ドイツ勞働戰線に一局を設置し、勞働奉仕團と相互に連絡して就職保護に當る、(七) 勞働奉仕完了者には勞働奉仕證 (Arbeitsdienstpass) を與へて、就職に際し優先權を認める。勞働奉仕證は名與證として尊重される、等の事を取計らふ。

(三) 勞働奉仕事業の意義及び實績

勞働奉仕事業に就いては、勞働奉仕法第一條に「公益事業のため遂行せらるべき」ものとある。ライヒ勞働指導者 (Reichsarbeitsführer) コンスタンティン・ヒイール (Konstantin Hierl) は勞働奉仕事業を說明して、「我々の生活のための、又、我が國民經濟の自立を再び獲得するための經濟的鬪爭に於ける國家的權力手段としての勞働軍を國家指導に提供する」ことと云つてゐる。これがために勞働奉仕事業は、經濟的利益を上げ得るものであると同時に、職業勞働者の職場と牴觸しないものでなければ

ならない。尚、勞働奉仕團には、「一朝有事の際共同體の防衞に當る」といふ意義もあることは注意を要する（訪日ヒトラー・ユーゲント團員ベーンケの説明）。

勞働奉仕事業の種類を擧げれば、

(1) 土地改良事業。卽ち、不毛沼澤地の改良。河川の改修。氾濫の防止。耕作地の排水。荒蕪地の開拓。新耕地の獲得。耕地整理。堤防構築。海面の埋立。貯水池及び養魚池の施設。土地開墾等。

(2) 植林事業。卽ち、不毛沼澤地の植林。災害による森林地の植林。森林道路開拓。

(3) 農民移植事業。

(4) 住宅地建設事業。卽ち、都市住宅地の建設。都市近郊の農林業者住宅地の建設。住宅地の整備等。

(5) 道路改良事業。卽ち、新道路の開設。自動車道路の建設。道路整備等。

(6) 災害救助及び防備事業。卽ち、森林地の火災防備。水害の救助及び防備等。

(7) 一般土木事業。卽ち、飛行場の建設。集合場の設置。運動競技場の建設。空襲防衞の構築等。

勞働奉仕事業の種類は左の如くであるが、大體ドイツにはかかる組織的勞働を必要とする左の如き地域があつた。卽ち、

(1) 排水を要すべき平地約八百萬ヘクタール（ドイツの全耕地の約三分の一）

(2) 未耕沼澤地約二百萬ヘクタール（ザクセンの農耕地の約二倍）

(3) 荒蕪地約百二十萬ヘクタール（その中、六十萬ヘクタールは開墾可能の地）

(4) 灌水を要する平地約五百萬ヘクタール

(5) 農業用道路建設の地として改修を要する原野五百萬ヘクタール（一ヘクタールは一町二十五步に當る）。

ナチス政權獲得以來、勞働奉仕によつて得られた實績を一ヶ年平均に見ると、次の如くである。

土地排水	二〇〇、〇〇〇（ヘクタール）
植林	一三五、〇〇〇
道路開設	八五、〇〇〇
土地改良	五〇、〇〇〇
河川改修	一〇、〇〇〇
森林道路開設	九、〇〇〇

又、一九三五年から一九三六年に至る一ヶ年の實績に就いて、土地改良による收獲の增加額は、次の如くである。

馬鈴薯	六、五〇〇、〇〇〇（ライヒス・マルク）

裸麥	五、三〇〇、〇〇〇
バタ	四、四〇〇、〇〇〇
脫脂乳	三、六〇〇、〇〇〇
牛肉	一、二〇〇、〇〇〇

更に附記すれば、オリムピック競技場、エッカート野外劇場、自動車道路等は勞働奉仕の成果である。

(四) 勞働奉仕と勞働市場

勞働奉仕は、賃銀勞働といふ尋常手段を以てしては不可能な高い經濟的文化的價値を持つた仕事にのみ適用されるのであるから、一般の勞働市場と競爭になる事はないと云はれる。

(五) 勞働奉仕と學生

一九三四年春、全ドイツ學生團は、全學生は大學入學前に必ず勞働奉仕に參加する事を義務とする事を自發的に決議した。

第九章　對女性政策

(一) NS婦人團 (NS.-Frauenschaft)

NS婦人團はナチス黨の一分肢組織で、黨に準じて組織され、ライヒ婦人指導者 (Reichsfrauen-

führerin）たるゲルトルト・ショルツ＝クリンク（Gertrud Scholtz-Klink）を團長とし、一九二二年から二三年にかけて黨員として記錄された全婦人の綜合から成立したものである。NS婦人團は、ナチス世界觀の意味に於いて、ドイツ婦人の世界觀的政治的文化的敎育に當り、ドイツ婦人事業部（Deutsches Frauenwerk）を保護指導する。

ドイツ婦人事業部は、從來在つた一切の婦人團體を糾合したもので、NS婦人團の政治的指導の下に、統一的に目的意識的に女性及び母性に奉仕する。その活動範圍は、婦人の共働を要する全分野を網羅し、その施設には、母性敎育、母性敎育講習會、寮（Heim）、料理敎授、乳兒養育講習會、相談所、ガウ（Gau）學校、ライヒ（Reich）學校等がある。

（二）ナチス看護婦會（NS.-Schwesternschaft）

ナチス國民福祉團（NS.-Volkswohlfahrt）の看護婦を統合したもので、一九三四年に組織せられ、本部をベルリーンに置く。その主要任務は、組合看護婦として組合療養所（Gemeindepflegestation）で働く。國民福祉團自由看護婦會は、特に病人看護に當てられる。ナチス看護婦になるためには、勞働奉仕又は田園學年（Landjahr）に於いて長期活動しなければならない外、家內經濟、產後看護、乳兒看護、一般的病人看護の修業を要する。又、國家によつて認められた病人看護學校に於ける二ケ年の修業の後、半ケ年の實習を經る。BDM（ヒトラー處女團）の子孫を確保するため、BDMとナチス看

護婦會とは特別に協力する。

（三）　母子保護事業（Hilfswerk » Mutter und Kind «）

ナチス運動の抱持する種族保護の立場からすれば、社會福祉事業の出發點も目的も、畢竟、ドイツの家庭である。ナチス國民福祉團によつて行はれるこの「母子」保護事業は、人口政策的保健的且つ教育的性質を有する施設中最も本質的なものである。「母子」保護事業の活動範圍は、

（イ）　經濟的援助、職業紹介援助、住宅援助。

（ロ）　生活確保のための母子の健康增進。姙娠中の母親及び產褥にある母親に對する處置。母親及び兒童休養所等。

（ハ）　學齡前の兒童の保護及び健康增進。都市及び農村に於ける託兒所、收穫時又は危險な國境に於ける託兒所。

「母子」保護事業の財政は

（イ）　同事業員の負擔金

（ロ）　街頭義捐金募集（例へば、一九三四年には四回、三五年には一回、三六年には一回行はれた）

（ハ）　一般からの物品及び金錢寄附

等によつて賄ふ。一九三三年から三五年末までに、「母子」保護事業に對して總額一億六千五百萬ラ

イヒス・マルクが出捐された。

母子保護事業の成績は一九三五年に於いて、

救濟所及び相談所訪問延人員	三百萬人餘
援助申込者	二百萬人
救濟を受けた母親	無數
職場を得た者（一九三六年九月末）	約四萬三千人
經濟的援助	百八十萬の家庭
右救濟延人員	四百七十七萬人
出捐經濟的救濟總額（一九三六年九月迄）	三千八百六十六萬ライヒス・マルク
休養所へ送られた母親（一九三六年九月迄）	十五萬三千名
右滯留延日數	四百萬日以上

又、一九三六年夏期に於いて「母子」保護事業に從事した人員、相談所、託兒所等は、

男女助手總數	二十二萬七千名餘
救濟所及び相談所總數	二萬一千九百三十五ヶ所
託兒所總數	二千八百三十六ヶ所（内、一二五八ヶ所は收穫時の臨時託兒所）

右の外、「母子」保護事業は「母のための講習會」を催して、ドイツの母親の世界觀的文化的政治的

教育を施す。一九三四年十月一日から三五年四月一日までの間に、二千個所で七千六百五十三の「母のための講習會」が催され、二十一萬人の婦人が參加した。又、一九三五年秋、ベルリーンに中央母性學校が設けられた。

（四）　福祉增進病人看護のための婦人奉仕義務

(Frauenhilfsdienst für Wohlfahrt- und Krankenpflege)

「福祉增進病人看護のための奉仕義務」は、二年間の奉仕勞働義務で、ドイツ婦人奉仕勞働の一部である。ナチス婦人團團長ゲルトルト・ショルツ＝クリンクが制定公布した規定は次の如くである。

ドイツ婦人はその自由なる意志に基づき、

（イ）看護婦補助のための保健奉仕　（ロ）養老、幼兒養育及び保姆補助のための福祉奉仕に對して、各自の職業敎育の前後又は中途に於いて、二年間の奉仕勞働に服するものとす。

右奉仕勞働に服する婦人は左の特典を受く。

（イ）　租税に關しては既婚者と同樣の待遇を受ける外、奉仕勞働完了後結婚に際しては結婚助成資金として千マルクを受け、これは返濟を要しない。

（ロ）　軍人及び勞働者のためにする勞働法及び社會法上の諸規定を準用する。

（ハ）　本奉仕勞働に半年間從事した後は、各自の申請によつて、看護婦、國民家政婦(Volkspflegerin)、保姆として正規の敎育を受け得るが、その際、本奉仕義務に從事した日數を右正規敎育期日に算入す

る。

本奉仕義務が制定された理由は、(イ)社會的職業に從事する婦人（病人看護、子供養育、養老事務等）の需要が著しく增大した事に備へるためと、(ロ)專門家を補助勞働から解放するためである。

(五) その他

(イ) 女子勞働奉仕團（「勞働奉仕制」參照）。

(ロ) ＢＤＭ（ヒトラー女子青年團）は自發的に一年間、賃銀を得て農場で働く。

(ハ) 「家政學年」(Das hauswirtschaftliche Jahr) に於いて、學校を卒業した少女達は、職業生活に入る前、一定の家族の家政を選んで、そこで家政の根本概念を得る機會を與へられる。かかる少女は Hausjahrmädel と呼ばれ、賄は無料で、住ひと小遣錢とを貰ふ。

(ニ) 家婦の勞を省くための制度として、一九三八年二月の四ヶ年計畫勞働力配置令による「地方家內勞働敎程」(Die ländliche Hausarbeitslehre) と「都市家政敎程」(Die städtische hauswirtschaftliche Lehre) とがある。兩者共に同樣の組織で二年間。公認家政學校へ通學した事は、敎程の一年を濟ませたものと見られる。「ドイツ婦人事業部」が授業地を選び、家婦の通知を接受する。生徒は賄、住居、小遣錢を貰ふ。一九三八年三月一日に未だ勞働者又は使用人として働いてゐない者は、これらの敎程に就く義務がある。この義務のための召集及び解除は勞働局 (Arbeitsamt) が掌り、結果を勞働手帳に記入する。